

14. 4-813



14.4

813



始





9.4.12



369

岩手  
年鑑

1934



御進物に  
商標  
さかき石鹼を

# きかさは服吳

の賞品層一に評定御の様皆と紳は服吳  
すまし致力努に實充と選精  
へ紳ヒゼは命用御の物召御



町肴市岡盛  
店服吳紳

六六六・四二一話電  
五九一一臺仙替振

## 店支

花巻、福岡、水澤、一關、久慈、宮古  
釜石、遠野、盛、千厩、岩泉、沼宮内  
日詰、黒澤尻、岩谷堂、土澤、前澤  
高田、山田、大原、石鳥谷、一戸、八戸



株式會社  
岩手殖産銀行

岩手縣金庫  
盛岡市金庫  
日本銀行代理店  
勸業銀行代理店

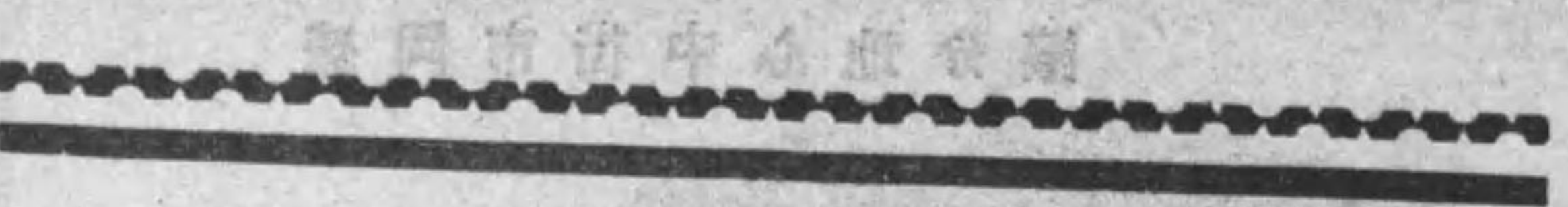
岩手殖産銀行

盛岡市紺屋町  
電話 七三二・八六三・九五七  
振替口座 仙臺 七七九五番

營業種目  
當座預金  
特別當座預金  
定期預金

諸貸付  
手形割引





# きかさは服吳

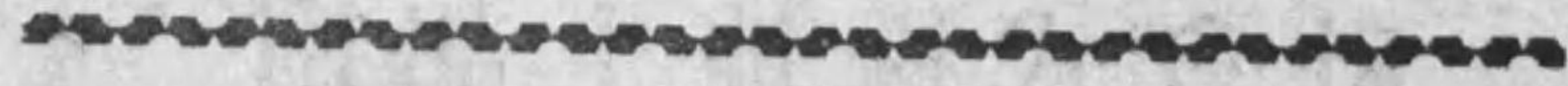
の質品層一に評定御の様皆と紳は服吳  
すまし致力努に實充と選精  
へ紳ヒゼは命用御の物召御

御進物に  
商標品券を  
さかき石鹼を



町肴市岡盛  
**店服吳紳**

六六六・四二一話電  
五九一一臺仙替振



## 店支

花巻、福岡、水澤、一關、久慈、宮古  
釜石、遠野、盛、千厩、岩泉、沼宮内  
日詰、黒澤尻、岩谷堂、土澤、前澤  
高田、山田、大原、石鳥谷、二戸、八戸



# 株式會社 岩手殖産銀行

岩手縣金庫  
盛岡市金庫  
日本銀行代理店  
勸業銀行代理店

盛岡市紺屋町  
電話 七三二・八六三・九五七  
振替口座 仙臺 七七九五番

營業種目  
當座預金  
特別當座預金  
定期預金  
諸貸付  
手形割引



盛岡市街心中心地分讓



上は大通り二丁目 下は大通り三丁目  
經營地三萬坪

資本金壹百萬圓

- ◎文化施設完備
- 道路アスファルト舗装
- 照明燈街路樹
- 上下水道
- 電燈瓦葺
- ◎土地分譲特典
- 特價年賦
- 建築助成家
- ◎貸
- 商店向貸家は御申込に依り建築
- ◎案内書贈呈

盛岡市元園町

南部土地株式會社

電話三八八番

製造品目

汽機汽罐 鑛山構械 洋式農具 製材機械 鐵骨建築 蹄鐵器械 製絲機械 其他諸機械

販賣品目

モートル電氣器具 各種發動機 各種ポンプ類 丸鋸及ベルト類 鐵材及鐵管 汽罐附近品 裝蹄器械 機械工具類

盛岡市開運橋通

福田銅鐵機械店

電話五三八番

盛岡市大澤川原小路七九

福田機製作所

電話一四三番  
振替仙臺一二八一番



岩手縣盛岡驛前

鐵道工業株式會社

盛岡出張所

電話 一〇二五番  
二〇三番



盛岡市吳服町參拾壹番地

盛岡無盡株式會社

電話 三三四番



# 刷印及札荷

資本金參拾萬圓



盛岡市日影門  
川口荷札株式會社

電話六三六番  
電話九七四番

創立明治三十七年

# 酒 銘

# 菊の司

釀造元  
株式會社  
平六商店

紫波郡日詰町

本店

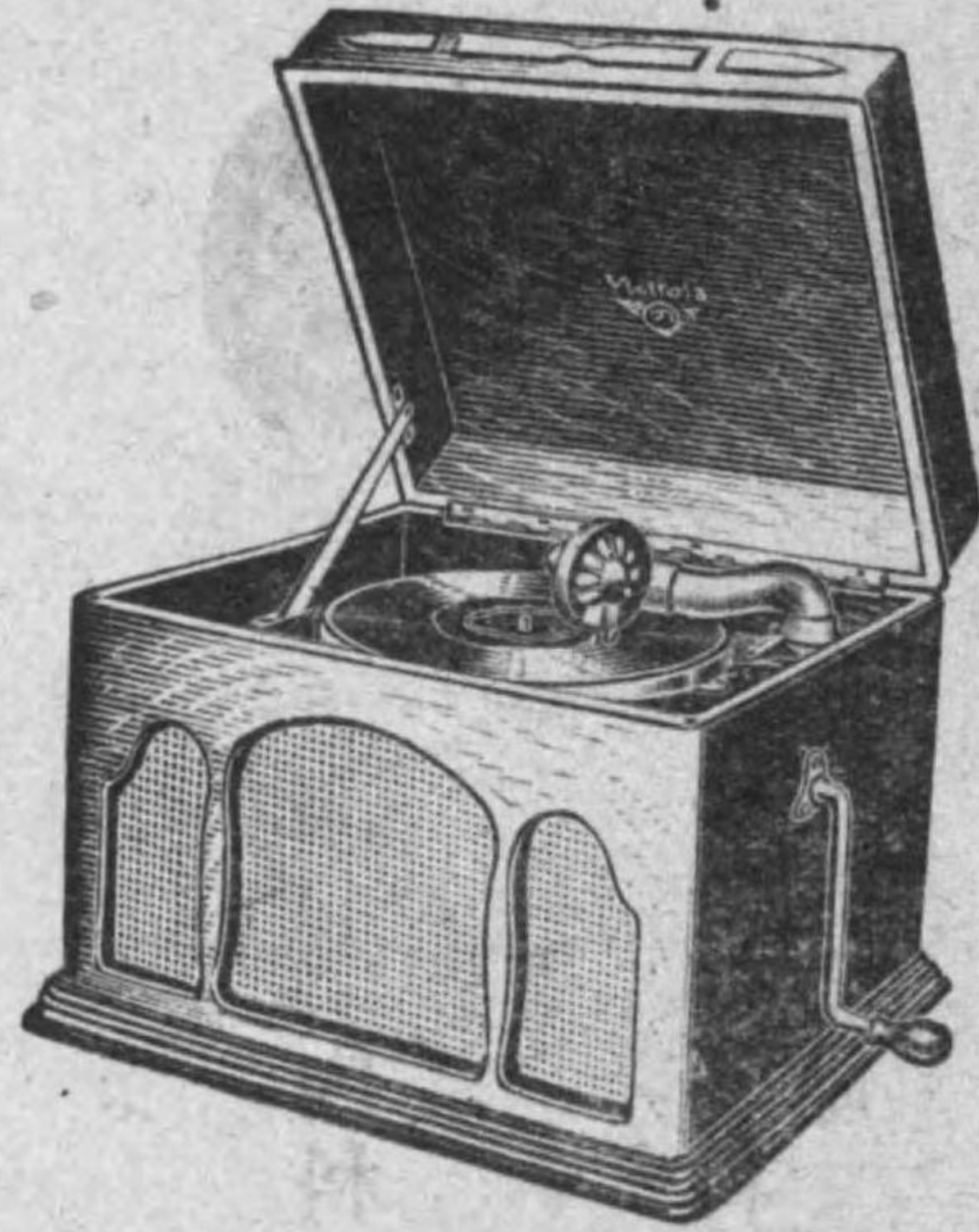
電話二二番

盛岡市鍛冶町

支店

電話五九四番





皆様の御家庭にロトクビ  
 を求めなればお気に  
 召す、音楽の實演同様に  
 聴かれて春夏秋冬一  
 家楽、楽の楽しみ  
 費増し、浪費し  
 楽の楽しみまで  
 楽費が活きて

のラロトクビ、すて要必もに庭家御のどは樂娛  
 すて器型及番價特たへ備、まのそを能性な秀優

圓五十四金・〇五の一J

クツニオソルオ

**ラロトクビ**



# 村定蓄音器部

日本ビクター蓄音器株式會社代理店  
 コロムビア代理店ポリドール大賣捌元

本店 賣店

盛岡市材木町六三  
 電話六三・振替東京八九三七  
 盛岡市肴町二〇  
 電話一一二二五番







取引配達迅速

國際通運株式會社盛岡代理店



盛岡合同運送株式會社

本店電話

三七一番(發達用) 三七二番(到着用)  
三七三番(會計用) 一三六番(構内作業用)

仙北町支店  
電話

五七一番(發達用) 五七二番(到着用)

取扱親切丁寧

一、冷凍、冷蔵、保管及賣買水產物製造  
製氷及運輸業其他附隨ノ事業

三陸水產冷蔵株式會社

本社 盛岡市紺屋町二十七番戶  
事務所 宮城縣氣仙沼町(電話一二二番)

宮古冷蔵庫及製氷工場  
釜石第一冷蔵庫  
同第二冷蔵庫及製氷場  
氣仙沼冷蔵庫  
八戸湊冷蔵庫  
東京月島冷蔵庫及製氷工場

岩手縣宮古町電話五六番  
同 釜石町同 三一番  
同 釜石町同 三九番  
宮城縣氣仙沼町同 一二二番  
青森縣湊驛前同 四二八番  
京橋區月島二號地 京橋四〇六九番



有限責任

# 盛岡信用組合

六日町角  
電話五一五番

仙北町事務所

電話一、一四八番

材木町事務所

電話一七三番

## 公債株式 實物賣買

### 小野 彬郎

盛岡市油町三二三  
電話七一四番

# 保證責任 盛岡乘用自動車商業組合

組合長理事 高橋 佐太郎

盛岡市仁王菜園二三  
電話一〇五七番



14.4-813

口繪	九年の曆	同	卷頭
帝國皇室	天皇、皇后、皇太后、皇女、皇弟、皇族、朝鮮王族、御降嫁の皇族、王族、臣籍婚嫁、臣籍降下の皇族、皇族御官職、皇族御公職、宮城、皇宮御苑、離宮、御用邸、御獵場、御料牧場	一一二	同
内大臣府、宮内省、樞密院、宮中顧問官、前官禮遇者		六六	同
宮廷録事		七七	同
宮家録事		七八	同
皇室と本縣	震災地へ御下賜金、李鍵公殿下御來盛、田中館博士御進講、新渡戸博士御進講、杉村公使御進講、東伏見宮妃殿	九八	同
土地、人口	下御成り	二一四	同
土地、人口	帝國版圖の面積、本縣の土地概觀、縣の土地區別	二一四	同
土地、人口	山嶽、高山と名山	二二二	同
土地、人口	原野、河川、海岸	二三三	同
土地、人口	帝國全版圖の人口	三四四	同
土地、人口	東北六縣の人口	三四四	同
土地、人口	本縣推計人口	三四四	同
土地、人口	郡市人口	三五五	同
土地、人口	七年中海外渡航者	三五五	同
氣象	七年度氣象概況	七一	同
氣象	盛岡氣象表	七一	同
氣象	宮古氣象表	七二	同
氣象	縣下各地の氣象表	七三	同
氣象	七年稻作期間の氣象	七三	同
氣象	七年の初雪異常觀測記	七四	同
氣象	暴強風觀測記	七五	同
氣象	七年の地震概況	七六	同
氣象	七年中地震概況	七六	同
政治	駒ヶ嶺爆發	三〇三	同
政治	貴族院	三〇三	同
政治	貴族院の組織	三〇三	同
政治	議長、副議長、歴代議長、副議長、書記官長	三〇三	同
政治	貴族院議員	三〇三	同
政治	本縣選出貴族院議員	三〇三	同
政治	衆議院	三〇三	同
政治	衆議院の組織	三〇三	同
政治	議長、副議長、歴代議長、副議長、書記官長	三〇三	同
政治	衆議院議員	三〇三	同
政治	本縣選出衆議院議員	三〇三	同
政治	中央政界展望	三〇三	同
政治	國民同盟	三〇三	同
政治	安達氏新黨組織、同盟	三〇三	同
政治	同盟結黨式、齋藤内閣	三〇三	同
政治	最初の地方長官會議	三〇三	同
政治	第六十三議會	三〇三	同
政治	多額納税議員選舉	三〇三	同
政治	第六十四議會	三〇三	同
政治	陸海軍大臣更迭	三〇三	同
政治	内閣書記官長更迭	三〇三	同
政治	縣會	三〇三	同
政治	縣會の組織	三〇三	同
政治	歴代正副議長、縣會議員、參事會員	三〇三	同
政治	通常縣會と臨時縣會	三〇三	同
政治	通常縣會、石黒知事、豫算説明、縣會經過、可決された豫算、膽江分場原案執行	三〇三	同
政治	臨時縣會	三〇三	同
政治	知事豫算説明、臨時縣會經過	三〇三	同
外交	小山法相辭表提出後留任	三〇三	同
外交	高橋藏相留任	三〇三	同
外交	政友會騒ぐ	三〇三	同
外交	貴院正副議長更迭	三〇三	同
外交	外交方針演説	三〇三	同
外交	日本滿州國を承認	三〇三	同
外交	國際聯盟脫退	三〇三	同
外交	リットン委員會、聯盟總會、四十二對一、樞府聯盟脫退を可決、詔	三〇三	同

昭和九年 岩手年鑑 目次

# 消化不良 食慾減退 栄養増進



## タカヂアスターゼ

薬工學博士 高峰廣吉氏發見

### 世界的強力消化素

タカヂアスターゼは、本品獨特の製法によりて造られ多種多様の消化酵素を包含し、強力なる澱粉消化力を有するは勿論、蛋白消化力また強大、效力永久的不變、耐酸、耐アルカリ性強く、又その消化作用は茶、紅茶、コーヒー等に影響せらるゝことなき特色を有す。

### 無代進呈

多岐多様なタカヂアスターゼの消化作用を解説せる副添付書明書出來御申越次第送呈す

包封 粉末、錠劑、各種

東京市日本橋區

三共株式会社



書換發さる	六	世界の動き	六
總理大臣告諭	六	經濟豫備商議	六
日米會商	七	世界經濟會議開かる	七
ドイツ總選舉	七	新内閣成立す、ヒットラー内閣出現、ヒットラーの獨裁權確立	七
米大統領選舉	七	アメリカ新内閣	七
米國金融恐慌	七	南洋委任統治問題	七
四ヶ國條約假調印	七	日印條約廢棄	七
日本軍縮提案	七	日支事變と郷土兵	七
山海關事件	七	山海關攻撃(早川部隊長手記)、早川部隊戦死傷者、小泉部隊戦死傷者	七
第八師團渡滿	七	熱河討伐	七
陸軍省聲明	七	各部隊行動概略	七
北支進出	七	日支停戰協定、張學良	七
郷土兵の活躍	八	の下の野	八
早川部隊第一線に	八	盛岡工兵承德一番乗り	八
羅文略戦闘記	八	石甲鎮より懐柔に至る	八
戦闘	八	事變の犠牲者	八
本縣犠牲者細別	八	上原部隊戦死傷者	八
戦死者論功行賞	八	本縣出身將兵戦死傷者一覽	八
震災小誌	九	三陸沿岸に津浪襲來	九
地震の状況	九	盛岡測候所調査、強震以後の餘震驗測表、中央氣象臺發表	九
津浪來襲状況、各灣津浪の高さ	九	津浪一般被害町村部落別狀況	九
被害の狀況	九	本縣被害狀況	九
農作物、漁業、畜産、	九	林業、土木關係、耕地關係、各署別被害、主なる死亡者、主なる建物被害、一家全滅の戸數と人口、六十七小學校閉鎖、小學兒童死亡四百十名	九
御下賜金	一〇	町村頒賜額、大金侍從御下賜傳達、災害地視察、大金侍從謹話、石黒知事感激、餘りの慘狀に驚く	一〇
石黒知事告諭	一〇	救援の手	一〇
軍隊出動	一〇	陸軍の活動、海軍の活動、青年團も出動、救護班の活動、岩手日報社の救援	一〇
義捐金百萬圓を突破す	一〇	縣で配給した救護品	一〇
内務省其他の救援	一〇	議會と縣會	一〇
復興事務局設置	一〇	震災復舊事業進捗狀況	一〇
義教費町村交附金、負擔法一部改正、配屬將校會議、縣教育會總會中等學校長會議、小學校長會議、教育人事異動	一一	縣下の社寺及教會	一一
社會教育と社會事業	一一	交通・運輸	一一
社會教育	一一	本縣交通概観	一一
全般、六原青年道場、六原經營計畫案要綱、第一拓殖訓練所、青年訓練所、清訓補助金、男女青年團狀況、青年團指導者時局對策協議會	一一	道路・鐵道・船舶及諸車建設工事狀況	一一
社會事業	一一	七年中主要貨物發着數	一一
全般	一一	量番附	一一
銃後の活動	一一	時局巨救事業	一一
出動將兵並遺、家族慰問、委員會設置、縣國防後援會設立、設立要項と趣意書、國防統制委員會	一一	米と麥	一一
社寺・宗教	一二	七年の米實收高	一一
主なる神社緣起	一二	七年の麥作	一一
主なる神社祭日	一二	八年の麥作豫想	一一
主なる寺院佛堂	一二	移出米檢査	一一
		大暑の農作物作柄	一一
		畜産	一二
		畜産飼育戸數	一二
		地方馬一齊調査	一二
		七年の撤馬	一二
		七年の夏秋蠶	一二
		八年の春蠶掃立	一二
		縣下鑛山の全貌	一二
		七年の水産製造高	一二
		林野産物	一二
		公有林伐採、林産雜類	一二
		司法・警察	一二
		司法	一二

財政	一五	國庫	一五
八年度歳入出豫算	一五	各省別内譯、公債財源	一五
内譯	一五	八年度追加豫算	一五
高橋藏相財政演説	一五	岩手縣財政	一五
八年度本縣豫算、八年度震災豫算、八年度追加更正豫算、八年度の起債	一五	市町村財政	一五
盛岡市八年度豫算	一五	八年度町村豫算	一五
租税	一七	七年度國稅成績	一七
岩手縣稅課率	一七	銀行問題	一七
更生運動	一七	縣北から起る、全縣舉げて更生運動、更生運動途に失敗	一七
町村長會	一七	盛岡銀行	一七
教育	二〇	金田一頭取辭任、整理停頓、遂に營業取消、清算人の手に	二〇
岩手銀行	二〇	官選重役承認、和議整理	二〇
九十銀行	二〇	整理解消へ、和議整理	二〇
司法權發動	二〇	盛銀取調開始	二〇
事件は岩銀へ、九十銀行事件	二〇	四銀行八年度上半期末帳尻	二〇
郵便貯金郡市別局現在高比較表	二〇	盛岡會議所議員選舉	二〇
教育界一年	二〇	實業學校産業施設	二〇
本縣教育概観	二〇	兩師範學校級編成替、師範給費改正、缺食兒童に給食、就學獎勵金も交付、教員組織變更	二〇
教育會館建設、俸給未拂町村、五校の學級減	二〇	社寺・宗教	二二
		主なる神社緣起	二二
		主なる神社祭日	二二
		主なる寺院佛堂	二二
		交通・運輸	二二
		本縣交通概観	二二
		道路・鐵道・船舶及諸車建設工事狀況	二二
		七年中主要貨物發着數	二二
		量番附	二二
		時局巨救事業	二二
		米と麥	二二
		七年の米實收高	二二
		七年の麥作	二二
		八年の麥作豫想	二二
		移出米檢査	二二
		大暑の農作物作柄	二二
		畜産	二二
		畜産飼育戸數	二二
		地方馬一齊調査	二二
		七年の撤馬	二二
		七年の夏秋蠶	二二
		八年の春蠶掃立	二二
		縣下鑛山の全貌	二二
		七年の水産製造高	二二
		林野産物	二二
		公有林伐採、林産雜類	二二
		司法・警察	二二
		司法	二二







目次

盛岡地方裁判所事件表	二四四	野球 (七年、八年)	三七	本文中挿入	
管内區裁判所事件表	二五五	試合記録 (七年、八年)	三七	神吳服店	三六
登記件数	二六六	遠野中學優勝、盛岡中學優勝	三〇	南部土地株式會社	三六
警察	二七〇	庭球	三〇	福田鐵機械店、福田機製作所	三六
犯罪發生並に檢舉署別	二七〇	庭球 (七年、八年)	三〇	鐵道工業株式會社盛岡出張所	三六
調、拘留科料處分調	二七〇	水泳	三〇	盛岡無盡株式會社	三六
變死の原因及動機調	二七〇	昭和七年度縣下水泳五傑、記録 (七年、八年)	三〇	銘酒「菊の司」平六商店	三六
消防組	二七〇	スキー、スケート	三〇	川口荷札株式會社	三六
七年度の火災	二七〇	全國中等學校水上競技大會、慶大、明大勝つ	三〇	村定蓄音器部	三六
衛生	二七〇	卓球	三〇	ビクター蓄音機株式會社	三六
病院と醫者、七年の傳染病	二七〇	龍球	三〇	福岡病院	三六
學藝	二七〇	拳闘	三〇	木津屋銅鐵店、岩手商會、東山堂書店	三六
縣下新聞雜誌一覽表	二七〇	角力	三〇	盛岡合同運送株式會社	三六
出版物	二七〇	武角	三〇	三陸水産冷蔵株式會社	三六
縣文壇の收獲	二七〇	追補	三〇	盛岡信用組合、小野彬郎公債株式會社	三六
歌碑建設時代	二七〇	縣下特産物投票	三〇	盛岡乘車自動車商業組合	三六
音樂と舞踊	二七〇	青訓驛傳競走	三〇	三共製菓株式會社 (タカチアスターゼ)	三六
美術	二七〇	岩手縣小誌	三〇	久保政吉商店「ウテナボマ」	三六
娛樂と趣味	二七〇	附錄	三〇	岩手縣是製系株式會社	三六
演劇	二七〇	全岩手縣職員錄	三〇	岩手無盡株式會社	三六
映畫	二七〇	郷土の人々	三〇	麻布獸醫畜産學校補缺募集	三六
レコード	二七〇	廣告目次	三〇	高山徽章商會軍需品部	三六
各流師匠、名取、活花師	二七〇	表紙	三〇	新聞聯合社	三六
匠	二七〇	表紙	三〇	玉置合名會社「宇津救命丸」	三六
スポーツ	二七〇	表紙	三〇	平出金物店、八木醫院	三六
陸上競技	二七〇	表紙	三〇	花巻温泉、大津屋吳服店	三六
本縣最高記録、競技記	二七〇	表紙	三〇		三六



郷土兵の活躍—熱河討伐グラフ(一)  
 (上)昭和八年三月二十六日出發を前にして第八師團幹部の記念撮影 △西〇團長 ○小林參謀長

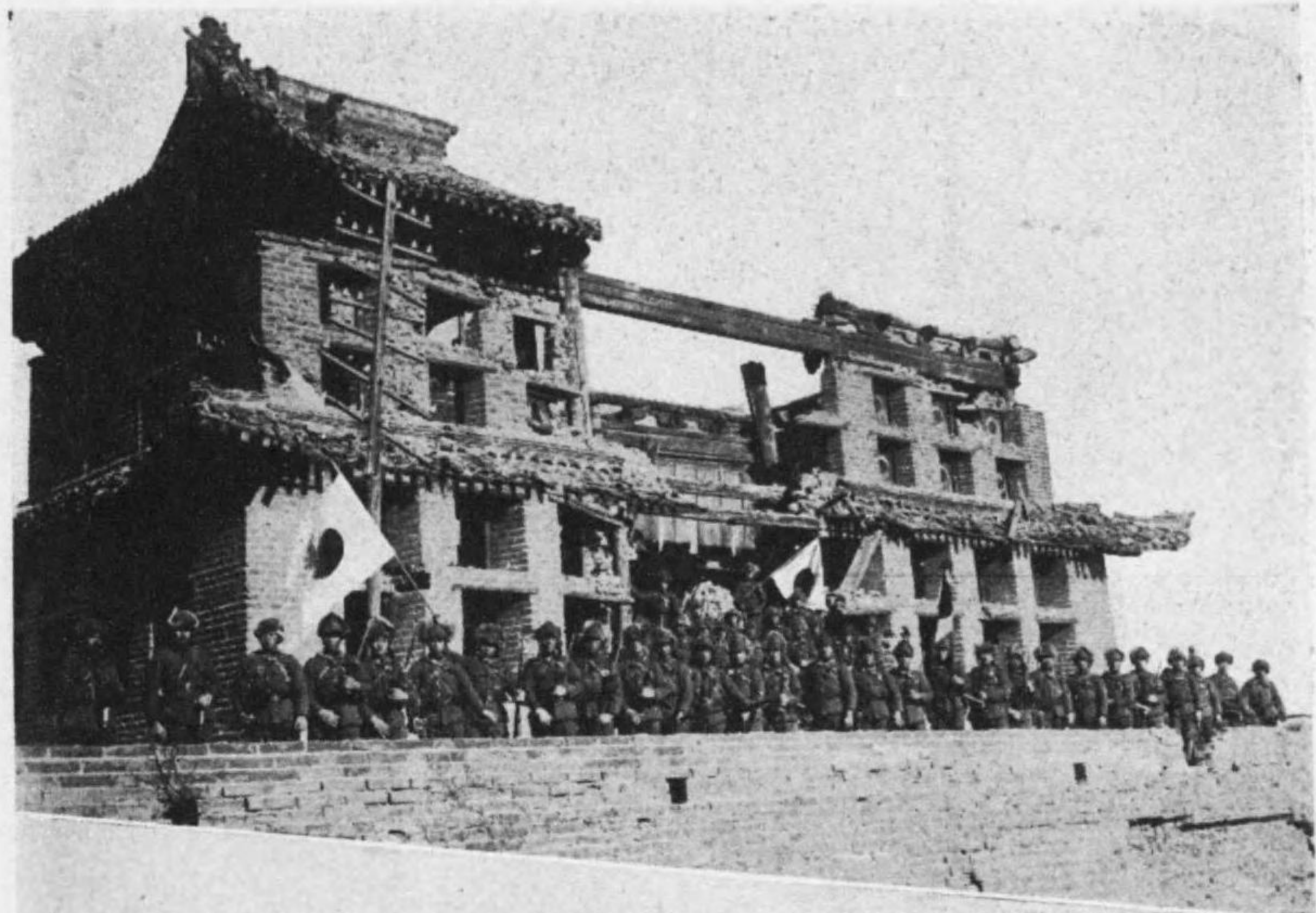


(下)承德の名刹佑順寺前の早川部隊將校全日  
 ×早川部隊長





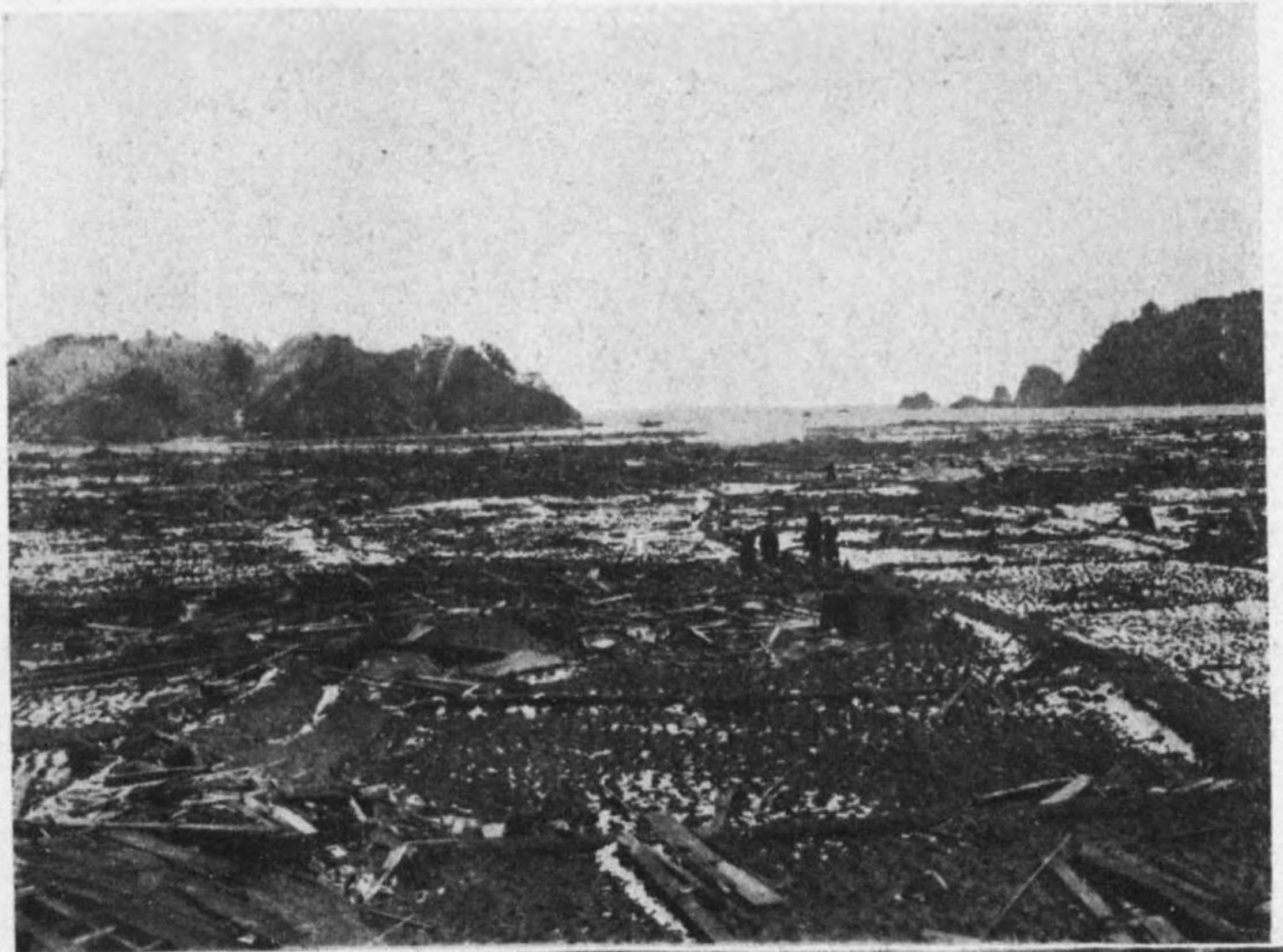
郷土兵の活躍—熱河討伐グラフ(3)  
 (上)羅文峪萬里の長城に於ける我が郷土兵(中)界嶺口三角岩山の攻撃 (下)山又山の難行軍を続け凌河より前進する早川歩兵部隊の最前線



郷土兵の活躍—熱河討伐グラフ(2)  
 (上) 山海關南門上の盛岡工兵部隊 左、小泉大尉、二人目山田中尉  
 (下) 錦州警備隊を出發し第一線に向ふ盛岡騎兵部隊



三月三日の大津浪



全滅の下閉伊郡田老村



氣仙郡唐丹村小白濱の惨状

聖旨傳達

長き邊りより御差遣の大金侍従

罹災民に聖旨を傳達す(九戸郡長内海岸にて)



(中)釜石町の焼跡



(下)山田町の惨状

















皇弟

秩父宮 (東京市赤坂區一番ノ一表町御殿)  
 雍仁親王—大勳位陸軍歩兵大尉  
 大正天皇第二皇子、御誕生明治三十五年六月二十五日  
 妃勢津子—勳一等、子爵松平保男姪、從三位勳一等松平恒雄第一女、御誕生明治四十二年九月九日、御結婚昭和三年九月二十八日  
 御略歴、初め淳宮と稱し奉る。同四十二年四月十二日學習院初等科御入學、大正四年四月二日同初等科御卒業、同月六日中等科に御進級、同六年三月三十日中等科二年級御修了、同年四月九日陸軍中央幼年學校に御入學、同九年三月御卒業、同年四月十日士官候補生として第一師團歩兵第三聯隊へ御入隊、十一年六月御成年式御舉行、同時に秩父宮の御稱號を賜はり一家を御創立遊ばさる、十一年十月二十五日陸軍歩兵少尉御任官、十四年五月十日中尉に御陞進、同月二十四日御渡歐、十五年十月十四日オックスフォード大學御入學、昭和二年一月十七日御歸朝、同五年三月六日大尉に御陞進、同六年十

皇族

一月陸軍大學校御卒業  
 高松宮 (東京市芝區高輪西臺町一番地)  
 宣仁親王—大勳位海軍大尉  
 大正天皇第三皇子、御誕生明治三十八年一月三日  
 妃喜久子—勳一等、故公爵德川慶久第二女、御誕生明治四十四年十二月二十六日、御結婚昭和五年二月四日  
 御略歴、初め光宮と稱し奉る。同四十四年四月十二日學習院初等科御入學、大正六年三月三十日同初等科御修了、同年四月九日中等科に御進級、同九年三月同科第三學年御修了、同年五月海軍兵學校に御入學、同十三年五月同校御卒業、大正二年七月六日高松宮の御稱號を賜はり一家を御創立、廢絶せる有栖川宮家の御祭祀を司らせらるゝ事とならる。十四年四月御成年式、同年十二月三十日海軍少尉御任官、昭和二年十二月一日海軍中尉御陞進、五年五月ガーター勳章御答禮使として妃殿下と共に御渡英、五年十二月海軍大尉御任官、六年六月八日御歸朝  
 崇仁親王—御稱號澄宮、大正天皇第四皇子  
 大正四年十二月二日御誕生、十一年四月八日學習院初等科御入學、昭和三年四月十月初等科御卒業中等科に御進級、同七

年御卒業、同年四月士官學校豫科に御入學。

閑院宮 (東京市麴町區永田町二丁目三〇)

載仁親王 故伏見宮邦家親王第十六子、慶應元年九月二十日御誕生  
 妃智惠子 故公爵三條實美第二女、明治五年五月二十五日御誕生  
 春仁王 載仁親王第二子、明治三十五年八月三日御誕生  
 妃直子 公爵一條實孝妹、明治四十一年十一月七日御誕生

東伏見宮 (東京市澁谷區常盤松町一〇一)  
 故依仁親王妃周子 故公爵岩倉具定第一女、明治九年八月二十九日御誕生  
 伏見宮 (東京市麴町區紀尾井町四)  
 博恭王 故貞愛親王第一子、明治八年十月十六日御誕生  
 妃經子 故公爵德川慶喜第九女、明治十五年九月二十三日御誕生  
 博義王 博恭王第一子、明治三十年十二月八日御誕生(芝區白金今里町御別邸)  
 妃朝子 公爵一條實輝第三女、明治三十五年六月二十日御誕生  
 博英王 博恭王第四子、大正元年十月四

守正王 故久邇宮朝彥親王第四子、明治七年三月九日御誕生  
 妃伊都子 故公爵鍋島直大第二女、明治十五年二月二日御誕生  
 朝香宮 (東京市芝區高輪南町一七)  
 鳩彦王 朝彥親王第八子、明治二十年十月二日御誕生  
 妃九子内親王 明治天皇第八皇女、明治二十四年八月七日御誕生  
 安彦王 鳩彦王第一子、大正元年十月八日御誕生  
 正彦王 同第二子大正三年一月五日御誕生  
 濫子女王 同第二女、大正八年八月二日御誕生  
 東久邇宮 (東京市麻布區市兵衛町一丁目一三、仙臺市新坂通師團長官舎御假寓)  
 稔彦王 故久邇宮朝彥親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生  
 妃聰子内親王 明治天皇第九皇女、明治二十九年五月十一日御誕生  
 盛厚王 稔彦王第一子、大正五年五月六日御誕生  
 彰常王 同第三子、大正九年五月十三日御誕生  
 俊彦王 同第四子、昭和四年三月二十四日御誕生  
 北白川宮 (東京市芝區高輪南町一七)

皇室——皇族

日御誕生  
 博明王 博義王第一子、昭和七年一月二十六日御誕生  
 光子女王 博義王第一王女、昭和四年七月二十八日御誕生  
 令子女王 博義王第二王女、昭和八年三月十四日御誕生  
 山階宮 (東京市麴町區富士見町二丁目)  
 武彦王 故菊麿王第一子、明治三十一年二月十三日御誕生  
 故菊麿王妃常子 故公爵島津忠義第三女  
 明治七年二月七日御誕生  
 賀陽宮 京都市下京區三十三間堂廻六四五(東京市麴町區三番町二番地御假寓)  
 恒憲王 故邦憲王第一子、明治三十三年一月二十七日御誕生  
 妃敏子 公爵九條道實第五女、明治三十二年五月十六日御誕生  
 邦壽王 恒憲王第一子、大正十一年四月二十一日御誕生  
 治憲王 恒憲王第二子、大正十五年七月三日御誕生  
 章憲王 恒憲王第三子、昭和四年八月十七日御誕生  
 文憲王 恒憲王第四子、昭和六年七月十七日御誕生  
 美智子女王 恒憲王第一女、大正十二年

七月二十九日御誕生  
 故邦憲王妃好子 故公爵醍醐忠順第一女  
 慶應元年十月二十日御誕生  
 久邇宮 京都市上京區東櫻町二七(東京市澁谷區宮代町一番地御假寓)  
 朝融王 故邦彦王第一子、明治三十四年二月二日御誕生  
 妃知子 伏見宮博恭王第三女、明治四十年五月十八日御誕生  
 邦昭王 朝融王第一子、昭和四年三月二十五日御誕生  
 正子女王 朝融王第一女、大正十五年十月二日御誕生  
 朝子女王 朝融王第二女、昭和二年十月二十三日御誕生  
 故邦彦王妃 俣子、故公爵島津忠義第七女、明治十二年十月十九日御誕生  
 多嘉王 故朝彥親王第五子、明治八年八月十七日御誕生  
 妃靜子 故子爵水無瀬忠輔第一女、明治十七年九月二十五日御誕生  
 家彦王 多嘉王第二子、大正九年三月十七日御誕生  
 德彦王 同第三子、大正十一年十一月十九日御誕生  
 恭仁子女王 同第三女、大正六年五月十八日御誕生  
 梨本宮 (東京市澁谷區美竹町四一番地)

三







青山御所 (東京市赤坂區)舊紀州家の別邸にして、明治六年英照皇太后遷御あらせられ、七年一月青山御所と稱す。

大宮御所 昭和五年青山御所に御新築、皇太后陛下御在所と定めらる。

赤坂離宮 (東京市赤坂區)離宮中最も古き歴史を有し、舊紀州家の有なりしを明治五年三月離宮となし給ふ。庭園は林泉の勝をもつて聞え御苑に菊花を培養せられ明治十三年以後毎歲觀菊御會の催しあり。

御苑

吹上御苑——宮城内  
舊西の丸の西北にあり、總坪十三萬五千六百八十八坪、霜錦亭、寒香亭、駐春閣、觀瀑亭、花蔭亭、吹上御茶屋等あり。  
新宿御苑——東京市四谷區内藤新宿町舊内藤氏の邸地、維新後御料地となり、内外の花弁、蔬菜を培養せらる。櫻樹多く大正六年以降觀櫻御宴をこの御苑に催せらるることになりたり。

離宮

赤坂離宮 東京市赤坂區  
濱離宮 東京市京橋區  
霞關離宮 東京市麴町區  
二條離宮 京都市中京區  
桂離宮 京都市右京區桂清水町  
修學院離宮 京都市右京區修學院

武庫離宮 神戸市須磨  
函根離宮 神奈川縣足柄下郡箱根町  
伊勢離宮 三重縣度會郡四郷村

御用邸

葉山御用邸 神奈川縣三浦郡葉山町  
葉山附屬邸 同 右  
立石御用邸 同 右西浦村  
宮ノ下御用邸 同 足柄下郡温泉村  
沼津御用邸 沼津市揚原町  
同 附屬邸 同 右  
沼津西附屬邸 同 右  
日光御用邸 栃木縣上都賀郡日光町  
日光田母澤邸 同 右  
御用邸 同 右  
同 附屬邸 同 右  
鹽原御用邸 栃木縣鹽谷郡鹽原村  
伊香保御料地 群馬縣群馬郡伊香保町  
那須御用邸 栃木縣那須郡那須村  
初聲御用邸 神奈川縣三浦郡初聲村に御事中

御獵場

江戸川筋御獵場  
埼玉縣下——西埼玉郡、北足立郡、北葛飾郡  
千葉縣下——東葛飾郡  
長良川筋御獵場——岐阜縣郡上郡、武儀郡、稲葉郡  
神通川御獵場——富山縣婦負郡、上新川郡

御料牧場  
宮内省下總牧場——千葉縣印旛郡  
宮内省新冠牧場——北海道日高國靜内郡

内大臣府其他

内大臣府

内大臣 伯爵 牧野 伸顯  
秘書官長 侯爵 木戸 幸一  
宮内大臣 湯淺 倉平  
次官 大谷 正男  
侍從長 鈴木貫太郎  
侍從次長 河井 彌八  
式部次官 林 權助  
式部次官 松平 慶民  
掌典次長 三條 公輝  
掌典次長 立花 寬篤  
宗秩寮總裁 木戸 幸一  
諸陵頭 (兼) 渡部 信  
圖書頭 (兼) 渡部 信  
侍從頭 佐藤 恒丸  
内藏頭 白根 松介  
内匠頭 木下 道雄  
主馬頭 杉村 愛仁  
皇后宮大夫 廣幡 忠隆  
侍從武官長 本庄 繁

皇太后宮大夫 子爵 入江 爲守  
李王職長官 男爵 篠田 治策

樞密院

議長 男爵 倉富勇三郎  
副議長 男爵 平沼騏一郎

顧問

伯爵 伊東巳代治 子爵 金子堅太郎  
男爵 久保田 讓 男爵 富井 成章  
子爵 石黒 忠憲 侯爵 黒田 長成  
男爵 古市 公威 櫻井 錠二  
荒井賢太郎 河合 操  
石原 健三 鎌田 榮吉  
(兼) 鈴木貫太郎 子爵 石井菊次郎  
岡田 良平 水町袈裟六  
有馬 良橋 原 嘉道  
窪田靜太郎 栗野慎一郎  
元田 肇 鈴木 莊六  
二上 兵治  
書記官長 堀江 季雄  
議長秘書官(兼)書記官 内櫻田門内  
樞密院事務所

宮中顧問官

長崎 省吾 田内 三吉  
井上 通泰 子爵 小笠原長生

皇 室——樞密院——宮中顧問官——前官禮遇者——宮廷錄事

前官禮遇者

山口鏡之助 子爵 本多 正復  
川島令次郎 男爵 佐藤 愛磨  
小原 詮吉 男爵 工藤 一記  
和田國次郎 子爵 日野西資博  
西 紳六郎 子爵 三室戸敬光  
小早川四郎 男爵 松浦寅三郎  
原 恒太郎 伯爵 清水谷實英  
渡邊 直達 男爵 山邊 知春  
高橋 其三 男爵 韓 昌 洙  
大島 義翁

宮廷錄事

七年八月以後  
△聖上、御手許金賜る 畏き邊では七年八月二十日山本内相、永井拓相、鳩山文相の三大臣を宮中に召され有難き御沙汰書並に莫大な御下賜金を三様に傳達された、その金額は内務省へ農漁、山村貧困病者治療費として三萬圓、拓務省へ同上趣旨にて三十

萬圓、文部省へ學術研究振興會に五十萬圓總額四百八十萬圓である。  
△凱旋五將軍に拜謁 滿洲事變に武功輝しい前關東軍司令官本庄繁中將以下五將星は畏き邊りのお召により九月八日東京驛着凱旋、晴れの帝都入りをし、直ちに参内した天皇陛下には謁見所にて凱旋五將軍に拜謁仰せつけられ、本庄將軍は過去一ヶ年の軍狀を奏上申し上げ陛下には將軍に有り難き勅語を賜つた。  
△陸軍特別大演習御統監 大元帥陛下には近畿方面における陸軍特別大演習御統監の爲め、十一月十日宮城御發聲、大阪へ行幸遊ばされ、大阪市の大木宮に入らせられたかくて十一日より十三日まで三日間にわたる大和平野に展開された壯烈なる大演習を御統監遊ばされ、將兵に優渥なる勅語を賜ひ、十四日には大阪城東練兵場において觀兵式を執行はせられ風速九メートルの猛雨のうちに諸兵を御閱兵遊ばされ、十七日宮城へ還御遊ばさる。

△兵制記念日に勅語 天皇陛下には十一月二十八日徵兵制施行六十周年記念日に當り優あくなる勅語を賜つた。  
△宮中御歌始めの御儀 宮中御會始めは八年一月二十一日鳳凰の間に天皇、皇后兩陛下出御の上行はれた



朝海

御製

天地の神にそいのる朝なきの海のことくに波たぬ世を

皇后宮御歌

はつ日かけ海よりいつるのとけきに年も心もあらたまりけり

△宮内大臣更迭 宮内大臣一木喜徳郎氏は健康勝れざる理由を以つて二月十五日辭職後任に會計検査院長湯淺倉平氏親任、會計検査院長には河野秀男氏親任、同日午後六時五分宮中において親任式行はせらる。

△關東軍に優渥なる勅語 天皇陛下には關東軍將兵の熱河平定の勞苦を嘉みせられ、四月十五日關東軍に對し優渥なる勅語を下し賜はる。

勅語

熱河省方面ニ作戰セル關東軍將兵ハ氷雪ヲ冒シ險難ヲ踰エ長驅速ニ寡ヲ以テ衆ヲ破却シ克ク皇軍ノ威信ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其忠烈ヲ嘉ス惟フニ宇内ノ形勢ハ頃刻モ苟且ヲ容サス汝將兵益々其力ヲ養ヒ朕カ信倚ニ對ヘントラ期セヨ

△日支停戦の令旨 北支の戦雲も日支停戦協定成立によりこゝに一段落をつげたので閑院參謀總長宮殿下には北支作戰に参加したる、關東軍並に支那駐屯軍に對し六月一

官梨本宮殿下多年の御勤功を思召され七年八月八日、特に元帥の稱號を賜ふ旨の御沙汰あらせられ、那須御用邸に親授式御舉式遊ばさる。

△朝香宮孚彦王御成年式 朝香宮鳩彦王殿下第一王子孚彦王殿下には七年十月八日宮中賢所で晴れの御成年式をあげさせらる。△博英王殿下御成年式 伏見元帥宮殿下の第四王子博英王殿下には一月九日午前九時半より宮中賢所大前において御成年式を行はられた。

△美年子女王殿下御降嫁 北白川宮美年子女王殿下には遷信參與官子爵立花種忠氏嗣子種勝氏に御降嫁、八年一月十七日午前十一時半世田谷區上馬の立花家別邸で晴れの御婚儀を舉げさせられた。

△伏見宮家の御慶事 伏見宮博義王妃朝子殿下には八年二月十四日麴町の宮邸で王女子御分婉あらせられた、二十日御命名式において御名を「令子」と命ぜらる。

伏見宮邦芳王殿下薨去

【宮内省發表】 御重愆の邦芳王殿下には昭和八年六月一日午後零時二十五分薨去遊ばされた

故貞愛親王の第二王子で伏見軍令部長宮殿下の御弟宮に當らせられる伏見宮邦芳王殿下には去る四月下旬より肝臟癌で河野、大

日左の如き優渥なる令旨を賜はつた。

令旨

支那軍ノ挑戰意志ヲ挫折シ速ニ滿支國境ノ安靜ヲ確立スル爲今次關東軍ノ兵ヲ關内ニ進ムルニ方リ、其將兵ハ熱河省内征戰ノ勞苦愈エサルニ志氣愈々昂リ地形及補給ノ困難敵兵力ノ優勢等ニ毫モ遲疑スル所ナク、皇軍ノ本領ヲ發揮シテ終始果敢勇猛ナル行動ヲ繼續シ或ハ堅陣ヲ強襲突破シテ敵ノ心膽ヲ奪ヒ、或ハ連戰險難ノ山河ヲ跋渉シ長驅敵ニ急迫シテ之ヲ潰亂ニ陥レ、又支那駐屯軍ノ將兵ハ隱忍自重而モ嚴正且機宜ニ適スル行動ニ依リテ完全ニ其任務ヲ達成シ、相俟ツテ克ク至短ノ時日ニ停戦ノ機運ヲ致シ遺憾ナク作戰ノ目的ヲ充足シ皇軍ノ威武ト威信トヲ愈々中外ニ宣揚セリ、其忠烈勇武ニシテ功績ノ偉大ナル誠ニ賞讃ニ値スト謂フヘシ、就中勇奮率先屍ヲ馬革ニ裹ミ鮮血ヲ山野ニ灑ケルノ將兵ニ對シテハ深ク其事ヲ烈トシテ其人ヲ悲マサルヲ得ス

時正ニ暑ニ嚮ハントス、將兵宜シク自重自愛シ以テ更ニ悠遠ナル聖業ノ完成ニ邁進シ、報慮ヲ安ンシ奉ランコトヲ期セヨ

皇室と本縣

貫兩主治醫の御手當を受けさせられ中野區小淀町の御別邸にて御靜養中であつたが一日午後零時二十五分薨去遊ばされた旨宮内省より發表、直に發喪あらせられた。御年五十四歳、殿下には御幼少より御病弱のため専ら御靜養遊ばされてきたものである。△禮子女王殿下御婚儀御裁可 かねて御婚約中の竹田宮禮子女王殿下と正三位勳三等功四級伯爵佐野常羽氏嗣子從五位佐野常光氏と御結婚の儀は、六月十七日勅許相成りたる旨宮内省宗秩寮より發表された、尙御結婚式は今秋行はせられる趣である。

△震災地へ御下賜金 天皇、皇后兩陛下には八年三月三日三陸地方の震災津浪に痛く御軫念遊ばされ岩手、宮城、青森の各縣及び北海道に對し金一封御下賜の御沙汰ありなほ大金侍從を特に震災地視察のため御差遣仰せつけられた、大金侍從は五日宮城縣廳において傳達式を舉行した。

御下賜左の通り

岩手縣 三萬圓  
宮城縣 八千圓  
青森縣 千五百圓  
北海道廳 二百圓  
計 三萬九千七百圓

武次大將は四月六日を以つて停年に達し後備役に編入されるのでその後任として本庄參議官が親補、同日宮中において親補式を舉行された。

陸軍中將從三位勳一等 本庄 繁  
補侍從武官長 陸軍大將 奈良 武次  
後備役被仰付

前宮相一木喜徳郎氏並に侍從武官長奈良武次大將の多年の功勞に嘉せられ、四月二十五日それ〴〵男爵を授けられた。

皇后陛下御慶兆

宮内省では六月三十日、國母陛下御吉慶の旨を非公式發表した。

皇后陛下には五月上旬の頃より御目出度き御光候に拜せられひたすら御靜養遊ばされ御日常の御運動も過激に亘らせられる事は一切御取止めあらせられてゐるが八月は御五ヶ月に拜し奉るので成の吉日を選んで葉山御用邸に於て目出度き御内着帶式を行はせられる御模様である。尙國民舉げて御祝ひ申上ぐべき御出産は明春一二月の候と拜し奉る。

宮家錄事

△梨本宮、元帥に 天皇陛下には軍事參議

△各宮家からも御下賜金 三陸地方震災について秩父宮、高松宮を始め奉り各皇族殿下にはいたく御同情遊ばされ、三月七日午前十時より宮内省において各宮家別當事務官會議を開き、慰問方法を協議した結果一道三縣の罹災者へ十六皇族の方々が、それ〴〵救恤金を御下賜、御當番北白川宮家で御取まとめの上、同日中に金一封を内務省を経て罹災地に傳達した。

李鍵公殿下御來盛

李鍵公殿下には本縣の馬事御視察の爲騎兵學校生徒の御資格を以て御學友と共に昭和八年五月六日午前十一時十二分盛岡驛着下り急行で御來盛遊ばされた、ホームには上村高農校長、松本少將、岡村種馬所長、佐原育成所長、三田醫專校長、衛成地將校團愛國婦人會員其の他有資格者百餘名が御出迎へ申し上げた蒔苗盛岡驛長の御先導で驛長室に入らせられた殿下には

上村高農校長、玉置教授、松本少將、内村博士、林大佐、室岡大佐、又重獸醫正、前田内務部長、湯本學務部長、中村市長、龜島市會議長、宮原中佐、中村中佐、奥友衛成病院長、笠井中佐  
の諸氏に謁を賜ひたる後諸員奉送程に自動車に召されて御機嫌麗はしく瀧澤村の種馬育成所に成らせられ御視察午後三時半種馬



所に御着御視察の後、河川柵岩手公園等を御見物五時半御宿泊所南部別邸へいらせられたが午後七時より付近山岸、三ツ割町民等三十八名が同邸庭園にて郷土藝術、「獅子踊り」「参差踊り」等を御覧に供した。

李健公殿下には十日午後八時五十五分着列車にて青森縣古間木より再び御來盛同夜は南部別邸に御宿泊十一日午前八時御出發自動車で小岩井農場を御視察午後一時より騎兵旅團に成らせられたが三時半南部別邸に御立寄り石黒知事、飯田旅團長、中村市長、田村、若見兩聯隊長、佐原育成所長、岡村岩手種馬所長等を召されて御食事あり、午後六時二十五分發急行にて御歸京遊ばされた△縣市の献上品 六日御來盛の李健公殿下に縣では南部別邸の御假泊所に伺候ホームスパン(御洋服地)鮫氷寫眞帳勢要覽等を献上し殿下の御機嫌を奉伺御旅情を慰め奉った。

中村市長は六日午後六時南部別邸に伺候李健公殿下の御機嫌を伺ひ盛岡の名産品を献上した

東伏見宮妃殿下

花巻温泉に御成り

宮城、青森縣兩縣下愛國婦人會總會に御成りの東伏見宮大妃周子殿下には六月三十日

午後五時十二分着列車にて花巻驛へ御着遊ばされた、殿下には鼠色のアフタマーンの通常服に黒の御帽子に嘯洒な御洋装にて殊の外御機嫌麗はしく御出迎への石黒知事及び萬千代夫人その他官民多数に御會釋を賜ひつゝ、島村花巻驛長の御先導で驛貴賓室に御憩ひの後午後五時四十分花巻温泉御着、松雲閣別館貴賓室に入らせられた、次いで知事並に愛國婦人會支部長以下の御機嫌伺ひを御受け遊ばされ、御晚餐の後午後六時半から温泉名物田植踊り鹿踊り並に大神樂を御興深げに御覽御旅情を慰めさせられ、細雨降る温泉で御一夜を過ぎさせられた。

東伏見宮周子殿下には一日午前九時御假泊の花巻温泉を御出發花巻驛發十時二十七分盛岡驛着十一時十二分急行列車にて弘前衛戍病院收容中の郷土出身戦傷勇士御慰問の有難き思召しにて御下向遊ばされたがこれより先盛岡驛には前田湯本兩部長中村市長國崎聯隊區司令官衛戍司令官代理中村中佐愛婦會員盛岡高女生等多數御出迎へ申上げたが殿下には薄色の爽やかなスーツの御輕装にて車窓近く御立出遊ばされ中村市長、上村高農校長、湯本學務部長、菅野高女校長、國崎聯隊區司令官等を夫々御呼び出しの上御謁を賜ひ同二十分御發車青森縣に向はせられた。

△田中館博士御進講 宮中新年の御恒例御講書始めの儀は八年一月十九日天皇、皇后兩陛下親しく鳳凰の間に御出席の上御舉行あそばされたが本縣出身、帝國學士院會員田中館愛橋博士は  
洋書 航空機發達史の概要  
について御前に參進し約三十分間御進講申し上げた。  
△有栖川宮家獎學資金御下賜 高松宮殿下には本年も有栖川宮家記念獎學資金として學士院の推薦にかゝる各學者の研究科目に對し一月十三日御下賜金の御沙汰を賜はつた、が盛岡市出身の藤島東大助教授もその光榮に浴した。  
帝大助教授 藤島亥治郎  
一、東洋特に日本建築技術に關する歴史的研究(金八百圓第三回目)  
△新渡戸博士御前講演 天皇陛下には四月四日午後二時宮中御學門所に最近アメリカより歸朝した新渡戸稻造博士を召させれ約一時間に亘りアメリカ視察談を御聽取遊ばされた。  
△本縣鑄物光榮 五月三越に開かれた東北名産品展覽會の際久通宮大妃殿下常磐松新御殿御造營監督技師森山松之助氏は本縣出品の縣工業試驗場製作にかゝる鑄物に目をつけ右御建築に使用することに決定。  
一、裏菊御紋十八個

土地・人口

土地

帝國全版圖面積 本邦全版圖の面積は六十七萬五千六十八方新、此の中内地の面積は三十八萬二千二百六十四方新で、總面積の五割六分を占めてゐる。本邦領土發展の狀勢を辿るに明治二十七年までは、上記内地の面積あるに過ぎなかつたが、二十八年臺灣及び澎湖島を領有して三萬五千九百七十三方新を増し、三十九年樺太を得て又三萬六千八百九方新を増し、更に四十三年韓國を併合して二十七萬七千四百方新を加へた。今明治二十七年現在の面積を百として指數を求めれば、臺灣領有後は百九、樺太領有後は百十九、韓國併合後は百七十六に當る、南洋委任統治區域は一千四百四十八方新、此の分人口六

全權公使杉村陽太郎氏(盛岡市出身)は六月十五日午前十時半宮中に參内天皇陛下に拜謁仰付けられ歸朝の御挨拶を言上、終つて花子夫人同伴御内儀に進み皇后陛下に拜謁仰付けられた、同公使はいつたん退出、午後二時再び參内、御學問所において約一時に間わたり聯盟事情につき御進講申上げた

の本支脈は又南北に亘れる高地を成して二戸、岩手、稗貫、和賀、江刺、膽澤、西磐井諸郡の西半之に屬す。  
山嶽 山岳重疊岩手山の六千八百尺を主とし四五千尺の高峰少くない、其の險峻なること北上山脈に過ぎ東に傾いて中部平地となつて居る。  
河川 而して北上脊梁兩山脈間の地溝帯の大部は、南に傾きて北上川及其の支流の灌域となり其の一小部は北に傾き、馬淵川流域に屬する沖積地となる是等本支流の灌漑する所二戸、岩手、紫波、稗貫、和賀、江刺、膽澤及東西磐井の各郡に亘りて縣の中原を成し土地膏腴、生産豐富人事の最も旺盛なる所實に本縣の大動脈と云ふべし、幾多の都邑其の沿岸に興り、國道之を連続し鐵道亦之に沿うて馳せ、東西に支線を分岐して居る。  
港灣 海岸の北半は單調なる砂濱峭岸相半するに過ぎないけれども、南半は屈曲極めて多く所謂フォルツの港灣に富み中央に突出する鯉ヶ崎は實に本州の極東である、近海は南に向つて通過する千島海流と東北に轉過する日本海流即ち黒潮との二大海流が相交錯してゐるので、水族の豊富なる事全國に其比を見ざるのみならず世界三大漁場の一に數へられ無限の富を齎して居る。

皇室—皇室と本縣

土地人口—土地—本縣の概観



土地人口——本縣の概観

位置面積及廣袤

縣廳の位置 盛岡市内丸 (東經 一四一・〇六度 北緯 三九・四三度)
縣の位置 極東 下閉伊郡重茂村 東經 一四三・〇五度 北緯 三九・四三度
極西 和賀郡湯田村 東經 一四一・〇六度 北緯 三九・四三度
極南 西磐井郡永井村 北緯 三九・四三度
極北 九戸郡種市村 北緯 三九・四三度
面積及廣袤 面積 九七・八〇 廣袤 (東西 三三 南北 三三)

縣の土地區別

本縣の土地總反別は七年度調査に依ると百二十四萬五千二百九十二町一段で、内御料地及官有地は五十萬三千二百五十一町八段で、總反別の四割に當り、民有地は七十四萬二千四十町二段で六割に當る、更に民有地を地目別に比較して見ると最も廣大なのは山林原野で五十五萬二千六百九十三町三段、仍ち民有地七割八分八厘に當り、次は畑八萬四千五百三十四町一段で同上の二割二分、田五萬七千五百四十五町四段で一割八分、宅地其他は僅かに同上有租地の二分である、一反歩平均地價最高は宅地六十一圓六十九錢、次は田二十三圓二十四錢、畑五圓四十八錢山林十二錢、原野は僅かに十一錢である。

山嶽

名稱 所在 郡名 海拔
岩手山 岩手郡 六、八三三

Table of mountains and peaks with columns for name, location, altitude, and other details. Includes entries like 早池峰山, 山伏峠, 駒ヶ岳, etc.

高山と名山

△岩手山 岩手郡瀧澤村瀧澤驛より三里一名を南部富士又は奥の片富士と云ふ海拔六千八百三十一尺(二〇四〇米五)貞享三年三月(二百數十年前)噴火して其の被害甚しく翌年三月又鳴動し、其後享保年間及文政中にも噴烟鳴動があつた。噴火口の周圍二十六町余あり、山頂の高山植物は種類や發生の状態を異にしてゐるの特徵がある。
△早池峰山 稗貫郡、上閉伊郡、下閉伊郡石鳥谷驛より約六里
北上山脈に屬し、海拔六千五百八十七尺(一九一三米六)高山植物帶の鶏頭山には北海道其他北地の分子を含み且當山固有の種類を産するので著名である。
△須川岳 西磐井郡殿美村、一關驛より約八里
標高凡そ五千三百尺(一六二七米七)中腹

には須川温泉及び眞湯温泉等あり、四時の眺望絶佳にして高山植物豐富全国各地から登山者が蟻集する。
△姫神山 岩手郡滝民村、玉山村、巻堀村好摩驛より約二里
標高四千九百尺(一二二四米五)花崗岩から成つてゐるので、他の諸山と特異の形相を具へ、遠望すれば略々三角形で、山姿頗る優秀岩手三名山の一であつて鈴蘭が密生してゐるので世に聞えてゐる。
△東稻山 東磐井郡長島村、平泉驛より約一里
駒形峰とも謂ひ、平泉と相對してゐる往時安倍頼時櫻樹一萬株を吉野山から移植して満山花で埋つたと傳へられてゐる。今は躑躅で美しい(五九米七)

Table of mountains and peaks with columns for name, location, altitude, and other details. Includes entries like 高根, 大森, 大葉立, etc.

河川

Table of rivers with columns for name, source, and other details. Includes entries like 北上川, 小川, 馬淵川, etc.

海岸

Table of coastal areas with columns for name, location, and other details. Includes entries like 大船渡灣, 氣仙郡, etc.

土地人口——原野——河川——海岸



土地人口——海岸——人口

廣田	綾里	越喜來	吉濱	唐丹	釜石	大石	兩石	山田	船越	宮古
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

帝國全版圖の人口

内閣統計局では昭和五年に行はれた國勢調査概要を八年五月二十二日公表したが、これによるとわが國の確定人口は

六四、四〇、〇〇〇  
二、〇八、〇〇〇  
四、五九、〇〇〇  
二、九五、〇〇〇  
六、〇〇、〇〇〇  
二、〇八、〇〇〇  
四、五九、〇〇〇  
二、九五、〇〇〇

帝國全版圖の人口は九千三十九萬六千四百十三人である、しかして各府縣における人口分布状況を見ると人口の最も多いのは東京府の五百四十萬八千人で、第二位は大阪府の三百五十四萬人これに次ぎ、二百萬人以上のものは北海道、兵庫、愛知、福岡の一道三縣であり、最も少いの

は鳥取縣の四十八萬九千人で他はすべて五十萬以上である。  
人口密度は内地は一平方軒百六十九人、台湾百二十八人、朝鮮九十五人、樺太八人の割合で東京の二千五百二十二人を最高とし最も低いのは樺太の八人である。  
總人口を男女別に見ると男三二、三九〇、一五五人、女三二、〇五九、八五〇人であつて男の方が三十三萬餘人多い、しかして府縣別に見ると男の方が多いのが十七府縣、女の方が多いのが三十縣で比較的男女の均衡のとれてゐるのは山梨、和歌山、静岡、岩手の四縣である。  
東京は女百人につき男百一十一人八分三厘を示し女の飢饉であることを示してゐる、年齢別で觀察すると十四歳以下の幼年者は二千三百五十萬二千人、十五歳以上五十九歳

以下の生産年齢者は三千五百八十二萬七千人、六十歳以上の老年者は四百七十三萬七千人で、これが割合は幼年者が三六・七%、生産年齢者が五五・九%、老年者が七・四%である。  
配遇關係では未婚者三三、九九九、七三〇人、有配偶者二五、二一〇、四八〇人、死別四、二五一、一五〇人、離別六〇五、六九〇人、死別では男百八萬人に比し女は三百十六萬人の後家さんが男よりもめよりも三倍多いことを示してゐる。  
有業者は二千九百二十二萬人で内地總人口の四割五分六厘が何らかの職業を有してゐる、これを職業別に見ると

農業 一四、一五、〇〇〇  
水産業 五八、〇〇〇

鑛業	工業	商業	交通業	公務自由業	家事使用人	その他	となつてゐる
三六、一八〇	五、二九〇、五〇〇	四、四三三、二〇〇	一、一〇八、五〇〇	二、〇三三、〇七〇	八六、〇〇〇	八六、〇〇〇	五、一〇〇

東北六縣の人口

福島	宮城	山形	秋田	岩手	青森
縣	縣	縣	縣	縣	縣
一、五五、八〇〇	一、八二、五〇〇	一、一〇、七〇〇	一、〇七、八〇〇	一、〇五、一〇〇	九〇六、一〇〇
七四、八〇〇	五九、五〇〇	五三、六〇〇	五〇、五〇〇	五〇、三〇〇	四五、二〇〇
七九、一〇〇	五六、五〇〇	五九、一〇〇	五〇、三〇〇	五〇、三〇〇	四五、二〇〇

本縣推計人口

郡市別	總數	男	女	前年に比し増人口
盛岡	六五、七〇〇	三三、九〇〇	三三、八〇〇	一、七〇〇
岩手	六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、一〇〇
紫波	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四〇〇
和賀	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	九〇〇
膽澤	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	九〇〇
江刺	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	九〇〇

土地人口——内地人口動態——本縣郡市別人口

郡市名	大正十四年國勢調査の結果		昭和五年國勢調査の結果		現在戸數
	世帯數	現在人口	世帯數	現在人口	
西磐井	六〇、六〇〇	二九、六〇〇	三、〇〇〇	六〇〇	一、五〇〇
東磐井	八五、四〇〇	四三、七〇〇	九〇〇	九〇〇	一、三〇〇
氣仙	六九、六〇〇	三三、四〇〇	一、一〇〇	二、九〇〇	六〇〇
上閉伊	九、四〇〇	四、九〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	一四、八〇〇
盛岡	九、三六六	五〇、〇〇〇	二、一〇六	六三、四九九	一、四八四
岩手	七、三二五	四二、七四五	一、三五一	八四、八〇七	一、三〇一
紫波	九、四四二	四七、七三三	七、四〇三	四二、〇一九	一、三〇一
和賀	二、一八九	六九、六六八	二、四四四	六、〇一五	一、三〇一
山形	二、一三三	四、五五六	二、一八五	七〇、三三四	一、三〇一
秋田	七、九三五	四、四四一	八、〇一〇	四八、〇六五	一、三〇一
岩手	九、三四五	五、五五五	九、七三五	五九、四七三	一、三〇一
東磐井	三、五三三	七、七三三	一四、〇六二	六七、四三三	一、三〇一
西磐井	一〇、五六一	六三、〇六一	一〇、九五九	六七、四三三	一、三〇一
氣仙	一三、四八一	七六、一七	一五、〇九八	八七、八〇五	一、三〇一
上閉伊	一四、七九五	八六、七三四	一五、八六二	九四、一七〇	一、三〇一
下閉伊	二、一八四	六九、六五三	二、一〇七	七六、二八四	一、三〇一
戸	九、一三三	五九、九一四	六九、六五四	五九、三六七	一、三〇一
計	一五、九二八	九〇、九八四	一六、三六五	九七、七七	一、三〇一

七年中海外渡航者  
本縣下において昭和七年中の海外渡航者はブラジルへ男二九〇人、女二四一人比律賓群島に男二名で之はいづれも農業労働者である、尙前年はブラジルへ男一二四人、女一〇九人比律賓群島に男三人この外露領北樺太に男一人だつたので昨年より多かつた



土地人口——本縣の推計人口——移住民及出稼者

人口増加率 内閣統計局發表に依れば昭和七年十月乃至十二月の内地における出生死亡概数は

△出生 五十二萬二千二百廿八人で前年同期の四十六萬六千二百卅人に比較すると五萬五千九百九十八人を増加し昭和七年に於ける一年間の出生累計は未曾有の多數二百十八萬二千七百四十三人を算へ平均一時間の出生は二百四十九人に當り前年の二百十萬二千六人に比較すれば八萬七百卅七人の増加で尙人口千に對する割合ひは三二・九二で前年の三二・一六に比してやゝ高い

△死亡 廿七萬三千三百七十六人で前年同期の廿八萬四千六百卅五人に比較すると一萬二千五百五十九人を減少し昭和七年に於ける一年間の死亡累計は百十七萬四千八百七十五人で平均一時間の死亡は百卅四人に當り前年の百廿四萬四百七十二人に比較すれば六萬五千五百九十七人の減少でなほ人口千に對する割合は一七・七二で前年の一八・九八より低い

△増加 出生から死亡を差引いた人口の自然増加は廿四萬八千八百五十二人で前年同期の十八萬五千九百九十五人に比較すると六萬七千二百五十七人を増加し昭和七年における一年間の累計は未曾有の多數

百萬七千八百六十八人を算へ平均一時間の自然増加は百十五人に當り昨年中に岩手縣における同年の推計人口百萬五千五百人と略々同数の人口自然増加を見た譯で前年の自然増加八十六萬五千五百卅四人に比較すると十四萬六千三百卅四人の増加でなほ人口千に對する割合は一五・二〇で前年の一三・一八より著しき上昇を示した

七年中のわが國內地における人口自然増加が未曾有の多數を示し、初めて百萬を突破したことに對して一應の説明を加へたいと思ふ、わが國の人口自然増加は明治初年頃には僅に廿萬内外であつたが、その後逐次増加して、明治卅三年には五十萬、同四十年には六十萬、同四十四年には七十萬、大正十四年には八十萬となり、翌大正十五年、昭和元年には遂に九十四萬といふ多數を示し、この數に届洩を加算するときは百萬を越ゆべしと稱せられ、人口自然増加が上昇の一途をたどつたことは疑ひのない所であつた

然るに最近數年間の人口自然増加の趨勢よりして、一部の研究家の間には、わが國の人口自然増加は大正十五年、昭和元年を極

限として、爾後は下り坂に向ふであらうと推定した人々もあつた様である。然るに昨年に至つて、突如百萬七千八百六十八人(速報數)といふ未だ曾て見ざる多數に上り、届洩を加算せざるもなほ百萬を突破するに至つた、勿論人口が増加し、妊孕力ある婦人の數が増せば出生が増加し、從て人口が自然増加も増す道理ではあるが、増加の率から觀ても、昨年は人口千に付一五・二を示し大正十五年、昭和元年における一五・六に近い割合を示してゐるのである

この昨年の異常なる人口自然増加が單に一時的の現象に過ぎないかまたは將來の自然増加上昇の現れであるかは全く不明で、今後の人口動態統計に俟つてこれを論ずるより外なく、昨年の數字のみに據つて上述の人々の説を遽に云々することは早計であらう、更にこの昨年の人口自然増加を招來した出生數と死亡數とを觀るに、出生は二百十八萬余人といふ未曾有の多數に上つたの對し、死亡は百十七萬余人に止まり、その率は出生は人口千に付三二・九二でさして高い方ではないが死亡は一七・七二といふ明治初年を除いては未だ曾てなき最も低いものである

その増加の大部分が昨年の秋ごろに生じて居り、他面婚姻の數は未だ判明しないが、一昨年の暮から昨年の始にかけて例年より多かつたと推せられる節があるから、出生増加の原因はこゝに在るのではないかと察せられるのである、次に死亡について觀るに例年死亡者總數の大體四分の一を占めて居る一歳未満の者の死亡が特に減少してゐることは興味あることと思ふ、なほ昨年の死亡月別から察して昨年寒暑の候の氣温が大體において健康上順調であつた様にも見える

氣

七年の氣象

本年は概して温度は高い方で殊に冬期間は例年の如く寒氣の厳しい日は割合に少く又雨量は平年に較べると多くなり、從つて日照は少なく一言すると、暖濕多雨で寡照な年柄であつた。今各要素に付いて述べると次の通りである △氣温 一ヶ年中の晝夜平均氣温は九度八分で平年の九度二分に比較すると〇度六分高い。更に月別に調べると一月から三月迄は平年より遙かに高く、寒氣の厳しい日は割合に

氣 象——七年の氣象概況

象

(盛岡測候所調査)

右の如き事情を全く度外視するも保健衛生に關する思想及び施設の普及徹底に伴ひ近年わが國における死亡率は次第に低下の傾向をたどり、特に昨年においてこの傾向が最も顯著に現れ、他方わが國の出生率は未だ歐米主要國に見る如く明確なる低下の傾向を現さず、偶々昨年出生數が激増し、この二の原因が合致した結果こゝに自然増加數が遂に百萬臺を現出するに至つたものであらうと思ふ (長谷川統計局長談)

△風 年平均風速度は二・九米秒で平年と殆ど等しい。各月を平年に比較してみると一月、二月は概して弱く殊に一月中には強風以上に達した事なく、大した暴風雪をみる事もなく過した然し三月から五月迄は風強く、時々十・五米の強風吹き、暴風日數も平年より多かつた。其の後六、七、十月は平年より弱かつた。八、九、十一は平年並み十二月は平年より強かつた。 最強風速度は十二月二十一日、西南西の十七米五で一間平方に約三十二貫の風壓である。暴風日數は三十八日を算へ例年より多し殊に春季の候に著しかつた。最多風向は南寄りの風で、次ぎは西寄りの風北寄りの風の順である。 △湿度 湿度の年平均は七十六%で平年より稍々多濕である。空氣の最も乾燥するのは春で平均六十七%内外となり火災事故も多くなり、多濕であつたのは夏で八十五%内外を示してゐる。 △雨量 年總量は千九百九十耗六で平年より百三十耗一多い。 月別で平年より多量であつたのは、二、四月、七、八、九、十二月の六ヶ月間で殊に七八月は可成り多量に降つた。一日中の最多量は八月四日朝より夜に亘る強雨で其の量九十



氣象——七年の氣象概況——盛岡の氣象表

一耗を測り一坪當りに換算すると一石六斗七升となり各河川も可成りの出水を見た。又雨雪の降下日数は百九十八日間で例年より十七日間多い。  
 △日照時間 日照時間の一年合計は千八百九十七時間で平年より百〇八時間少ない月別に付いて平年より多照であつたのは僅か二、三、五、十月の四ヶ月間で六月は平年並み、其の他の七ヶ月間は少なかつた。  
 △雪 六年から七年に亘る雪は例年に比較すると少ない方であつた。  
 雪の降り始めは十一月十九日で地上積雪の初りは十二月十四日である、其の後次第に少なくなり、年末から元旦にかけては、殆んど消雪し、一月二日から本格的に積り始

めた。一月中の最深は十日の十五糎一、二月中の最深は二十三日の二十三糎〇、三月日は三月十日で降雪の終りは四月十日である降雪の例年の初終日は左の通り。  
 降雪初日(前年) 終日  
 昭和七年十一月十九日 四月十日  
 昭和六年十一月十九日 四月十九日  
 昭和五年十一月十九日 四月十九日  
 昭和四年十一月十九日 四月十九日  
 昭和三年十一月十九日 四月十九日  
 平年十一月十九日 四月十九日  
 又地上積雪の例年の初終日は左の通り  
 積雪の初日(前年) 終日  
 昭和七年十二月十四日 三月十日  
 昭和六年十二月十四日 三月十日  
 昭和五年十二月十四日 三月十日  
 昭和四年十二月十四日 三月十日  
 昭和三年十二月十四日 三月十日  
 平年十二月十四日 三月十日  
 詳細は別表参照

霜の終日は例年より二十日以上も早く四月二十三日で被害は無かつた。  
 霜の例年の初終日は左の通り  
 霜の初日(前年) 終日  
 昭和七年十月二十日 四月廿三日  
 昭和六年十月二十日 四月廿三日  
 昭和五年十月二十日 四月廿三日  
 昭和四年十月二十日 四月廿三日  
 昭和三年十月二十日 四月廿三日  
 平年十月二十日 四月廿三日

盛岡の氣象表 (昭和七年中) (氣温氷點以下は( )の符號を冠記す)

種別	氣温		海面氣壓		氷點氣壓		月次
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
最高	二八	一三	七四	七四	七五	七五	一月
最低	一〇	一〇	七四	七四	七五	七五	二月
最高	二八	一三	七四	七四	七五	七五	三月
最低	一〇	一〇	七四	七四	七五	七五	四月
最高	二八	一三	七四	七四	七五	七五	五月
最低	一〇	一〇	七四	七四	七五	七五	六月
最高	二八	一三	七四	七四	七五	七五	七月
最低	一〇	一〇	七四	七四	七五	七五	八月
最高	二八	一三	七四	七四	七五	七五	九月
最低	一〇	一〇	七四	七四	七五	七五	十月
最高	二八	一三	七四	七四	七五	七五	十一月
最低	一〇	一〇	七四	七四	七五	七五	十二月
最高	二八	一三	七四	七四	七五	七五	全年
最低	一〇	一〇	七四	七四	七五	七五	

水蒸氣力	濕度	雲	日照	雨量	風	天		氣
						最高	最低	
最高	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	一月
最低	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	二月
最高	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	三月
最低	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	四月
最高	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	五月
最低	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	六月
最高	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七月
最低	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	八月
最高	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	九月
最低	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	十月
最高	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	十一月
最低	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	十二月
最高	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	全年
最低	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	

氣象——盛岡の氣象表











氣象——縣下各地の氣象表

釜澤	福岡	淨寺	田山	荒澤	小谷	奧山	御堂	藪川	外山	大田	澁民	平館	松尾	御山	西石	平井	小澤	一木	瀧澤	同田	同丸	盛岡	本宮	日詰	附牛	上郷
二〇・六	二一・六	二一・三	二〇・六	二一・〇	二〇・九	二〇・三	二〇・五	九・一	八・七	二〇・二	二一・一	二〇・八	二〇・一	二〇・五	二一・二	二一・三	二一・二	二一・四	二一・四	二一・七	二一・四	二一・六	二一・八	二〇・一	九・八	
一〇八〇・一	九三三・九	一〇三三・四	一三六八・七	一三三三・四	一三三〇・四	一三三〇・四	一三三〇・四	一四〇一・七	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	一四七六・六	
一七五	一五二	一三五	一八八	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	
六三	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	
七九	八〇	七九	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	
一五二	一七〇	一七六	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	
七四	七九	七三	六四	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	
西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	
一〇・五	一〇・三	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	
五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	
一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	
四・七	四・〇	四・一	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	
四七・六	二二・六	五二・五	八六・四	五七・六	五七・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	五八・五	

稲作期間の氣象

本年稲作期間の氣象は概して良好に経過し、氣温は繁殖及開花期間に低温であつたけれども、其の他の各期間は高温に経過し、日照時間は平年より少なく、雨量は平年より多かつた。  
 △平均氣温 稲作全期間の平均温度は十七度で平年と殆ど等しい。各期間別に就いて

昭和七年稲作期間の氣象表

期	種	別	平均氣温	日照時間	雨量
苗代期間	自四月二十一日起至六月四日	本年 一三・三 平年 一三・四 高 〇・九	本年 三三〇・四 平年 二八八・五 多 四一・九	本年 九・二 平年 一三・一 少 三三・九	
移植期間	自六月五日起至六月二十四日	本年 一七・三 平年 一六・一 高 一・二	本年 一四一・五 平年 一四一・三 多 〇・二	本年 三・四 平年 四・七 少 一・三	
繁殖期間	自六月二十五日起至八月八日	本年 二〇・八 平年 三三・一 低 一・三	本年 三三二・五 平年 二九九・四 少 三三・九	本年 四〇・二 平年 一七五・五 多 三三・七	
開花期間	自八月九日起至八月二十九日	本年 二二・六 平年 三三・〇 低 〇・四	本年 一五三・三 平年 二九三・五 少 一四〇・二	本年 四・三 平年 一〇二・八 少 九八・五	
成熟期間	自八月三十日起至十月二日	本年 一八・四 平年 一八・三 高 〇・一	本年 一六〇・二 平年 一八〇・〇 少 一九九・八	本年 一六四・八 平年 一三六・〇 多 二八・八	
收穫期間	自十月三日	本年 一一・三 平年 一〇・八 高 〇・五	本年 一五九・九 平年 一五七・〇 多 二二・九	本年 七四・九 平年 七六・一 少 一・二	

氣象——昭和七年稲作氣象



全期間、自四月二十一日 百九十五日間

初雪異常觀測記

十一月七日夜來の冷雨は翌八日午前一時頃から少雪を交へ本年の初雪を現はした。前年より一日早く平年より五日早い。雪は次第に本降りとなり午前六時頃より地上積雪を見、氣温も次第に降つて降雪を助長し午後二時迄に積雪九糎六を測つた、其後降り方は稍々衰へたけれども最深は午後八時十三糎二で初雪としては早く而かも是の様な大雪は稀れな事で大正七年の初雪状態に酷似し、當所としては創立以來の事である殊に四圍未だ紅葉で漸く二三落葉を見たばかりで紅葉の白雪に包まれた形態は氣象状態の變調を語るに充分である。

最強風觀測記

十二月十九日午前六時低氣壓黃海に發生し朝鮮中部を横斷して、二十日午前六時には日本海中部に在り、示度は七百五十耗であるが次第に發達し二十日正午には津輕海峽西方海上にありて益々優勢となり、同日午後六時には北海道南端を横切り、此の頃より勢力著しく猛烈となつて二十一日午前六時

時には北海道東方洋上にあつて七百三十八耗を示す。

當盛岡地方では二十日午前七時三十九分から小雨降り始め、氣壓急降して午後十一時から雪となつた、午後八時から九時迄西の強風が吹いたけれども其の後一時疾風程度となり、二十一日午前〇時二十分から再度暴風雪となつた、其の後風勢が次第に強く

なり、午前四時四十分には西南西の十七米五を觀測した。之れは本年中に於ける最強風速度である。氣壓も此の時最低極となり七百五十一耗となり、其の後次第に上昇すると共に暴風も止む、積雪は六糎であつた宮古地方でも二十一日午前七時二十分最強風速度二十七米九を觀測し近年稀れな風勢を現はした。

盛岡 七五一、一 二十一日午前四時四十分  
宮古 七四四、九 二十一日午前七時

西南西一七、五 廿一日午前四時四十分  
西 二七、九 廿一日午前七時二十分

天氣豫報を利用する人々の爲に

盛岡測候所より發表する地方天氣豫報並地方暴風警報の通報系統  
第一(公衆電話)市内及隣接各町村へ測候所より直接通報す。  
市内及隣接町村内公衆電話加入者にして豫報又は警報の受報を希望する者は其旨測候所へ届け出適要と認めたる個所へは測候所より毎日無料通知す。  
第二(警察電話)測候所より縣警察部を経縣下各警察本分署へ通報揭示す。  
測候所より縣警察部へ通知し警察電話を

第三(電報)測候所より盛岡郵便局を経各電報取扱局より申込者へ直接配達す。  
電報取扱局区内に於て盛岡測候所より發表する豫報の受信を希望する者は一ヶ月二圓五十錢の料金を前納する時は毎日右電報の直接配達を受けらるゝものなり。  
又臨時に必要な場合例へば一日間或は七日間の如く短期なる時は一日十錢の割合にて前納すれば足る。  
又警報の受信を希望する者は一ヶ月一圓の料金を前納すれば測候所で警報發表の都度直接配達を受けらるゝものなり。電

報數には制限なし、以上氣象電報はすべて時間外取扱料金を課せず。

請求書様式等詳細は測候所又は郵便局へ照會せられ度し。

第四(ラヂオ)測候所より仙臺放送局を経毎日二回放送す。

測候所より仙臺放送局へ毎日二回通知し同局より正午及午後七時過ぎ放送して一般加入者へ御知らせす。

第五(天氣圖)測候所より毎日天氣圖を印行して各方面に配布す。

天氣模様を精細に知らんとするには天氣圖に依るを便とす。

第六、岩手日報始め各新聞へ毎日掲載す。

地震

(盛岡測候所調査)

七年中地震概況

盛岡測候所地震計觀測に依る昭和七年中に岩手縣地方に感じた地震回数総計五五一回を算し前年の六五〇回に較べると九九回の減少を見るも、尙前々年の三四二回よりは二〇九回の増加を示してゐる。左に之を人体に感覺あるものと、而らざるものとに分ち表示すると

種類	昭和七年		昭和六年		昭和五年		比較	
	有感地震	無感覺地震	有感地震	無感覺地震	有感地震	無感覺地震	有感地震	無感覺地震
有感地震	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
無感覺地震	五二〇	五二〇	五二〇	五二〇	五二〇	五二〇	五二〇	五二〇
地震總回数	五五〇	五五〇	五五〇	五五〇	五五〇	五五〇	五五〇	五五〇

震度	昭和七年		昭和六年		昭和五年		比較	
	有感地震	無感覺地震	有感地震	無感覺地震	有感地震	無感覺地震	有感地震	無感覺地震
強震以上	—	—	—	—	—	—	—	—
強震	—	—	—	—	—	—	—	—
弱震	—	—	—	—	—	—	—	—
微震	—	—	—	—	—	—	—	—
無感覺地震	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三〇	五二〇	三〇	五二〇	三〇	五二〇	三〇	五二〇

右表に示す如く前年即ち昭和六年中にて地震回数六五〇回の多きに達したのは同年十一月四日、管内下閉伊郡小國川上流域に半破壊性の強震起り、其後續發した餘震回数の多きに上りしために昭和七年は之に比して一割五分の減少となるも前々年昭和五年に比すれば尙六割餘の増加を見、地震勢力の優勢さを未だ持續せるは前年の小國川上流域の餘震が、年を超えて、尙四月頃迄繼續したるに由るもの、外金華山沖から北海道沖に亘る外側地震帯一部の本支脈が



氣象——地震——昭和七年中地震概況

發震月日	震度	性質	震央地
二月午後七時五分	二	微	青森縣新井田川流域
三月午後三時	三	急	管内、小國川上流域
三月午後三時	三	同	(前年餘震)
三月午後三時	三	同	金華山附近
三月午後三時	三	同	小國川上流域(前年餘震)
三月午後三時	三	同	宮古北東沖
三月午後三時	三	同	金華山南方沖
三月午後三時	三	同	宮古東南東沖
三月午後三時	三	同	宮古沖
三月午後三時	三	同	青森縣野邊地灣
三月午後三時	三	同	管内小本川下流域
三月午後三時	三	同	金華山附近
三月午後三時	三	同	宮古北々東沖
三月午後三時	三	同	同上餘震
三月午後三時	三	同	青森縣、尻屋岬東南
三月午後三時	三	同	東沖
三月午後三時	三	同	管内久慈川中流域
三月午後三時	三	同	馬淵川河口東方遙沖
三月午後三時	三	同	馬淵川河口附近
三月午後三時	三	同	宮古東方遙か沖
三月午後三時	三	同	襟裳岬南西沖
三月午後三時	三	同	岩手、秋田兩縣境、秋田縣、仙北郡、生保内村
三月午後三時	三	同	にある駒ヶ嶽(海拔一六三七米)が昭和七年七月下旬、有史以來の沈黙を破つて、其頂上火口原内、俗稱「石ボラ」と云ふ海拔一二〇〇米の所に約九個の爆發口を新に生じ小爆發を起し耳目を衝動した爆發力極めて弱く盛岡及秋田の兩測候所の地震計にも其爆發震動を記録するに至らず、山麓地方にも
三月午後三時	三	同	馬淵川河口東方沖
三月午後三時	三	同	馬淵川河口東南東沖
三月午後三時	三	同	管内小本川中流域
三月午後三時	三	同	青森縣、尻屋岬東南
三月午後三時	三	同	東沖
三月午後三時	三	同	馬淵川河口東北東沖
三月午後三時	三	同	青森縣、尻屋岬東方
三月午後三時	三	同	馬淵川河口南東沖
三月午後三時	三	同	管内、北上川支流、松川下流域
三月午後三時	三	同	北海道、神威岬北西
三月午後三時	三	同	管内大槌川中流域
三月午後三時	三	同	樺太、中知床岬東北
三月午後三時	三	同	管内、神威岬西方
三月午後三時	三	同	北海道、神威岬西方
三月午後三時	三	同	北海道、新冠川河口
三月午後三時	三	同	同上、餘震
三月午後三時	三	同	管内久慈川下流域
三月午後三時	三	同	北海道浦河西南西沖
三月午後三時	三	同	金華山南方沖
三月午後三時	三	同	北海道、新冠川河口
三月午後三時	三	同	同上、餘震

火山

駒ヶ嶽爆發 (盛岡測候所調査)

的確なる爆發鳴動の聴かざる如く其爆發期間を明かにする事は困難なるも總てより推して大体七月二十一日頃と同日二十五日頃とに亘り爆發したものらしい、中央氣象臺より國富技師が來縣、地元の盛岡、秋田兩測候所と協力し詳細調査する所があつた。今左に盛岡測候所撮影にかゝる當時爆發の寫眞を掲ぐ。

爆發現場全景



岩手縣小誌 (一)

自昭和七年七月至昭和八年六月  
 七年  
 ▲七月△二日 盛岡市新明治橋開通式△七  
 氣象——岩手縣小誌(一)



右左爆發口



日海軍大將柄内曾次郎氏岩手中學名譽校長に就任△八日 岩中校長に就任した柄内大將は同校講堂にて就任挨拶中突如腦溢血で倒る△十二日 柄内大將加賀野妙泉寺山三田氏邸で薨去、盛銀頭取金田一國士氏一切の公職を辭す、金田一直太郎氏邸に籠城中の大衆黨私財提供要求隊横田義重君外十二名檢束さる△十五日 故柄内大將葬儀△十八日 銀行問題市民大會檢束者數名を出す△二十一日 鈴木政友會總裁故原敬氏の墓參に來盛△二十三日 綿野辯護士大磯で溺死△廿四日縣下中等校野球大會開かる△廿六日 駒ヶ嶽爆發 三浦環女史獨唱會△廿一日 大衆黨檢束者横田忠夫君盛岡署留置場で絶食十日公判開かる  
 ▲八月△三日 中等校野球大會で遠中優勝盛岡市外岩山花火工場爆發△十日 大の里天龍等の聯盟角力來る△十六日 警察署長異動△廿四日 盛岡商工會議所會頭に佐々木徳太郎氏當選△廿七日 時局匡救臨時縣會開かる、縣青年團聯合會總會盛岡で開かる△廿八日同競技大會 柵瀬軍之佐氏逝く  
 ▲九月△二日 盛岡地方裁判所全燒石割櫻は無事△六日 六原青年道場入場式△九日 岩手共産青年同盟事件豫審終結△十日 多議選舉瀬川彌右衛門氏當選







長基連(公) 沖貞(男) 武富時敏(和) 若林資藏(研) 上田滿之進(和) 藤山雷太(研) 關直彦(和) 根津嘉一郎(研) 渡邊千代三郎(研) 大川平三郎(交) 野村謙七(和) 藤田謙一(研) 長岡隆一郎(交) 桑山鐵男(交) 村山龍平(和) 松浦鎮次郎(和) 丸山鶴吉(和) 潮山惠之輔(研) 次田大三郎(同) 阿部房次郎(和) 堀野幾之進(和) 今井五介(研) 柴田善三郎(和) 朴泳孝(和) 帝國學士院會議員(定員四人) 藤澤利喜太郎 田中館愛橘 三上參次 多額納稅者議員 北海道 青森 板谷宮吉(研) 金子元三郎(研) 宇野勇作(交)

大森佳一(公) 周布兼道(公) 若槻禮次郎(和) 山川端弘(研) 太田政弘(研) 森賢吾(和) 原保太郎(和) 高橋琢也(交) 坂本銀次郎(研) 石渡敏一(交) 藤田四郎(和) 三宅秀(和) 塚西利八郎(研) 伊澤多喜男(同) 勝澤清治(研) 上田主計(研) 山田進(和) 勝田喜男(和) 伊澤多喜男(同) 塚本清治(研) 坂西利八郎(研) 三宅秀(和) 藤田四郎(和) 石渡敏一(交) 藤原銀次郎(研) 三井清一郎(研) 橋本圭三郎(交) 江口定條(和) 中村純九郎(交) 川崎卓吉(和) 松本焔治(和) 竹越與三郎(交) 安立綱之(和) 中川小十郎(交) 岡田美治(和) 岡田文次(和) 永田秀次郎(和) 馬場鐵一(研) 西野元(研) 德富猪一郎(和) 樺山資英(和) 服部金太郎(和) 岡崎邦輔(研) 內藤久寬(研)

岩手形手 瀨川彌右衛門(和) 三浦新七(無) 佐藤龜八郎(研) 辻兵吉(無) 油井德藏(同) 金成通(研) 大和田健三郎(同) 青木才次郎(交) 久保市三郎(研) 瀧澤金藏(交) 濱口儀兵衛(研) 三橋彌(交) 田中德兵衛(交) 松村重平(研) 津村重舍(研) 細田安兵衛(研) 平沼亮三(同) 上野清助(研) 白鳥春三(研) 高坂順作(研) 小坂順造(同) 宮坂作衛(研) 金岡又左衛門(同) 本岡政樹(公) 飛鳥文吉(研) 中村圓一(研) 鈴木幸作(研)

岩手形手 瀨川彌右衛門(和) 三浦新七(無) 佐藤龜八郎(研) 辻兵吉(無) 油井德藏(同) 金成通(研) 大和田健三郎(同) 青木才次郎(交) 久保市三郎(研) 瀧澤金藏(交) 濱口儀兵衛(研) 三橋彌(交) 田中德兵衛(交) 松村重平(研) 津村重舍(研) 細田安兵衛(研) 平沼亮三(同) 上野清助(研) 白鳥春三(研) 高坂順作(研) 小坂順造(同) 宮坂作衛(研) 金岡又左衛門(同) 本岡政樹(公) 飛鳥文吉(研) 中村圓一(研) 鈴木幸作(研)

愛知 武富時敏(和) 若林資藏(研) 上田滿之進(和) 藤山雷太(研) 關直彦(和) 根津嘉一郎(研) 渡邊千代三郎(研) 大川平三郎(交) 野村謙七(和) 藤田謙一(研) 長岡隆一郎(交) 桑山鐵男(交) 村山龍平(和) 松浦鎮次郎(和) 丸山鶴吉(和) 潮山惠之輔(研) 次田大三郎(同) 阿部房次郎(和) 堀野幾之進(和) 今井五介(研) 柴田善三郎(和) 朴泳孝(和) 帝國學士院會議員(定員四人) 藤澤利喜太郎 田中館愛橘 三上參次 多額納稅者議員 北海道 青森 板谷宮吉(研) 金子元三郎(研) 宇野勇作(交)

佐賀 熊本賀 石川三郎(研) 大分 長野忠次(研) 宮崎 久恒貞雄(交) 鹿兒島 岩崎清作(交) 久米田新太郎(研) 上野喜左衛門(無) 沖繩 平尾喜三郎(研) 貴族院事務局(庶務課議事課) 書記官長 速記課委員課 長 世吉 本縣選出歷代貴族院議員 第一期(明治二三、六) 工藤寬得 辭任 佐藤清右衛門(廿五年六月補欠) 第二期(明治三〇、六、一〇定期改選) 伊藤儀兵衛 第三期(明治三七、六、一〇定期改選) 村井彌兵衛 辭任 梅津喜八(四二、九補欠)死亡 佐藤秀藏(四二、五補欠) 第四期(明治四四、六、一〇定期改選) 中村治兵衛 辭任 大矢馬太郎(大正五、一二補欠) 第五期(大正七、六、一〇定期改選) 橫山久太郎 辭任 平井六右衛門(八、七補欠)死亡 三田義正(一一、一補欠)



▲第六期 (大正一四、九、一〇定期改選)
▲第七期 (昭和七、九、一〇定期改選)

衆議院

衆議の組織

本院は一定の資格を有する選挙人に依りて選出されたる年齢満三十歳以上の帝國臣民たる男子を議員とし、其の定數四百六十六名である

権限は豫算の先議權を有するにあり

議長、副議長

議長 (徳島縣二區) 秋田 清
副議長 (長野縣四區) 植原 悦二郎

▲議長 (氏名の下の數字は勅任年月)

中島 信行 三〇 星 享明 二五
楠本 正隆 三三 楠本 正隆 二七
楠本 正隆 二〇 鳩山 和夫 二九
片岡 健吉 三五 片岡 健吉 三二
河野 廣中 三三 松田 正久 三三
杉田 定一 三三 長谷場純孝 四三
大岡 育造 四三 長谷場純孝 四三
大岡 繁三郎 三五 島田 三郎 四三
大岡 育造 三六 奥 繁三郎 四三
大岡 育造 三六 奥 繁三郎 四三
柏谷 義三 三三 柏谷 義三 三三

森田 茂昭 三三 元田 肇 三三
川原 茂輔 四三 堀切善兵衛 四三
藤澤幾之輔 五三 中村啓次郎 六三
秋田 清 七三
▲副議長
津田 眞道 三〇 曾根 荒助 三五
楠本 正隆 二二 安部井磐根 三三
片岡 健吉 三五 島田 三郎 三〇
元田 肇 三五 元田 肇 三二
杉田 定一 三五 箕浦 勝人 三三
肥塚 龍 四三 關 直彦 三三
花井 卓藏 四五 早速 整爾 四三
濱田 國松 六六 柏谷 義三 九六
松田 源治 三三 小泉又次郎 三三
松浦五兵衛 昭三 清瀬 一郎 三三
小山 松壽 五三 増田 義一 六三
植原悦二郎 七三
▲書記官長
曾根 荒助 三五 水野 尊明 二五
奥田 義人 二六 山田喜之助 三〇
林田龜太郎 三二 寺田 榮大 四七
岡崎 國臣 四八 寺田 榮大 四七
中村藤兵衛 三三 田中 彌一 昭五

衆議院議員

◇備考◇姓名下の數字は年齢(民)は民政黨

(政)は政友會、(社)は社會大衆黨、(大)は日本大衆黨、(國)は國民同盟、(中)はいづれの黨派にも屬せぬもの

東京府 (定員三一名)

第一區 (麹町、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込區) 五名
大神田 軍治 五二 (民) 會社
高橋 義次 五二 (民) 會社
本田 義成 六三 (政) 會社
立川 太郎 五〇 (政) 辯護士
三木 武吉 五〇 (民) 辯護士
第二區 (神田、小石川、本郷、下谷區) 五名
鳩山 一郎 五二 (政) 文部大臣
中島 彌次郎 四八 (民) 無
安部 磯雄 六九 (社) 著述
駒井 重次 三九 (民) 日大講師
犬養 健 三三 (政) 前秘書官
第三區 (日本橋、京橋、淺草區) 四名
伊藤 仁太郎 六七 (政) 著述
賴母 桂吉 六七 (民) 會社
安藤 正純 五八 (政) 前政務次官
柳田 宗一郎 四五 (民) 辯護士
第四區 (本所、深川區) 四名
國枝 拾次郎 五八 (政) 會社
磯部 尙 五九 (政) 會社
朴 春琴 四三 (中) 會社

中野 勇治郎 五五 (政) 辯護士
第五區 (荏原、豊多摩、大島、八丈島) 五名
斯波 貞吉 六五 (民) 著述
鈴木 富士彌 五二 (民) 辯護士
高木 正年 七八 (民) 著述
三上 英雄 四二 (政) 辯護士
牧野 賤男 五九 (政) 參議院議員
第六區 (北豊島、南足立、南葛飾) 五名
佐藤 正 五〇 (民) 著述
松谷 與二郎 五四 (國) 辯護士
中島 守利 五七 (政) 會社
前田 米藏 五二 (政) 前商工大臣
中村 繼男 四六 (國) 漁業
第七區 (八王子市、西多摩) 三名
津雲 國利 四一 (政) 無
坂本 一角 三七 (政) 日大講師
八並 武治 五五 (民) 司法政務次官
第一區 (横濱市) 三名
野方 次郎 五八 (政) 醫師
戸井 嘉作 七二 (民) 會社
三宅 馨 五八 (民) 新聞社長
第二區 (横須賀、川崎市、久良岐) 四名
鈴木 喜三郎 六七 (政) 政友會總裁
小泉 又次郎 六九 (民) 無
岩切 重雄 四六 (民) 商工政務次官

川口 義久 五五 (政) 會社
第三區 (高座、中、足柄上、足柄下) 四名
鈴木 英雄 五七 (政) 會社
河野 一太郎 三六 (政) 前秘書官
平川 松太郎 五七 (民) 無
胎中 楠右衛門 五八 (政) 會社
第一區 (千葉市、千葉、市原) 四名
多田 満長 四八 (民) 通信社長
本多 貞次郎 七六 (政) 會社
川島 正次郎 四四 (政) 海軍參謀官
第二區 (印旛、海上、匝瑳、香取郡) 三名
鶴澤 宇八 六七 (民) 會社
今井 健彦 五〇 (政) 辯護士
第三區 (長生、山武、夷隅、安房郡) 四名
小高 長三郎 四四 (政) 通信社長
竹澤 太一 六三 (政) 會社
土屋 清三郎 五二 (民) 醫師
森 轟 五〇 (政) 會社
第一區 (川越市、北足立、入間郡) 四名
宮崎 一 四八 (政) 辯護士
高橋 永東 四七 (民) 辯護士
高橋 泰雄 四七 (政) 辯護士

第二區 (比企、秩父、兒玉、大里郡) 四名
長島 隆二 五六 (政) 無
横川 重次 四〇 (政) 前秘書官
高橋 守平 四〇 (民) 農會
第三區 (北埼玉、南埼玉、北葛飾郡) 三名
野中 徹也 四一 (國) 無
出井 兵吉 六三 (政) 農會
門田 新松 五八 (政) 會社
第一區 (前橋、桐生市、勢多、利根) 五名
青木 精一 五二 (政) 著述
飯塚 春太郎 六九 (民) 機械業
增田 金作 五七 (政) 農會
中島 知久平 五〇 (政) 前政務次官
清水 留三郎 五二 (民) 無
第二區 (高崎市、群馬、多野) 四名
篠原 義政 四二 (政) 辯護士
木村 三三郎 六六 (民) 農會
畑 桃三 三三 (政) 農會
木暮 武太夫 四一 (政) 旅館業
第一區 (水戸市、東茨城、西茨城) 四名
内田 信也 五四 (政) 前政務次官
豊田 吉吉 四四 (民) 無



宮古啓三郎 (政) 辯護士	葉梨新五郎 (政) 前秘書	第二區 (那珂、久慈、多賀郡) 三	石井三郎 (政) 劍道師	中井川浩三 (民) 會社	山崎猛 (政) 會社	第三區 (新治、筑波、眞壁、猿島、結城) 四	飯村五郎 (政) 辯護士	堀江正三郎 (政) 會社	佐藤洋之助 (政) 酒類販賣	第一區 (宇都宮市、河内、上野) 五	船田中 (政) 前秘書	高田平 (政) 農	岡田喜久治 (民) 無	第二區 (足利市、芳賀、下都賀) 四	松村光三 (政) 農林參事	栗原三郎 (國) 著述	上野基三 (政) 辯護	岡本一巳 (政) 無	全縣一區 (山梨縣) 五	大田清七 (政) 無	大田崎 (政) 無
---------------	---------------	-------------------	--------------	--------------	------------	------------------------	--------------	--------------	----------------	--------------------	-------------	-----------	-------------	--------------------	---------------	-------------	-------------	------------	--------------	------------	-----------

竹内友治郎 (政) 無	川手雄 (政) 無	福東 (政) 無	第一區 (仙臺市、刈田、柴田、伊具、巨理、名取、宮城、遠田郡) 五	守屋榮夫 (政) 辯護士	宮澤清三郎 (政) 早大講	佐々木家壽治 (政) 農	菅原傳 (政) 無	第二區 (玉造、栗原、登米、桃生、牡鹿、本吉郡) 三	村松久 (政) 辯護	大石倫治 (政) 會	星廉平 (政) 會	第一區 (福島縣) 三	菅野善右衛門 (政) 農	堀切善兵衛 (政) 大藏政務次官	林平馬 (民) 著述	第二區 (若松市、岩瀬、南會津、白川、耶麻、河沼、大沼、東北) 五	八助宗吉 (政) 農	八田宗吉 (政) 農
-------------	-----------	----------	-----------------------------------	--------------	---------------	--------------	-----------	----------------------------	------------	------------	-----------	-------------	--------------	------------------	------------	-----------------------------------	------------	------------

小島智善 (政) 辯護士	鈴木寅吉 (政) 會社	第三區 (石城、双葉、相馬) 三	佐藤辰三郎 (政) 會社	比呂昌平 (民) 著述	第一區 (盛岡市、岩手、紫波、下閉伊、九戸、二戸郡) 三	熊谷一民 (政) 無	八角三郎 (政) 無	第二區 (磐井、東磐井、仙、上閉伊) 四	廣瀨爲久 (政) 會社	志賀和多利 (政) 辯護	高橋壽太郎 (國) 無	第一區 (青森、八戸市、東津輕、上北、下北、三戸郡) 三	工藤鐵男 (民) 新聞社長	藤井達也 (政) 新聞參事	第二區 (弘前市、西津輕、中津輕、南津輕、北津輕郡) 三	菊池良一 (政) 會社	菊池良一 (政) 會社
--------------	-------------	------------------	--------------	-------------	------------------------------	------------	------------	----------------------	-------------	--------------	-------------	------------------------------	---------------	---------------	------------------------------	-------------	-------------

工藤十三雄 (政) 新聞社長	第一區 (山形縣) 八	高橋熊次郎 (政) 前參事	佐藤理吉 (民) 酒造	熊谷直太 (政) 前政務次官	清水德太郎 (民) 無	松岡俊三 (政) 會社	第二區 (鶴岡市、北村山、最上、東田川、西田川、飽海郡) 四	戶方利馬 (政) 農	西藤雄 (政) 農	佐藤啓 (政) 農	第一區 (山形、米澤市、南村山、東村山、西村山、南置賜、東置賜郡) 四	高橋啓 (政) 農	佐藤啓 (政) 農	西藤雄 (政) 農	戶方利馬 (政) 農	第二區 (秋田縣) 七	町田忠治 (民) 元	田中隆三 (民) 元	鈴木安孝 (政) 辯護	杉本國太郎 (政) 商	第二區 (由利、仙北、平鹿、雄勝郡) 三	猪股謙二 (民) 農	小山義孝 (政) 農	第一區 (札幌、小樽市、石狩) 四
----------------	-------------	---------------	-------------	----------------	-------------	-------------	--------------------------------	------------	-----------	-----------	-------------------------------------	-----------	-----------	-----------	------------	-------------	------------	------------	-------------	-------------	----------------------	------------	------------	-------------------

山本厚三 (民) 會社	壽原英太郎 (政) 會社	岡田伊太郎 (政) 農	丸山浪彌 (政) 農	第二區 (旭川市、上川、宗谷、留萌支廳管内) 四	林路一 (政) 農	坂東幸太郎 (民) 農	東武 (政) 農	田中喜代松 (政) 農	第三區 (函館市、檜山、渡島支廳管内) 三	大島寅吉 (民) 藥	佐々木平次郎 (政) 水	林儀作 (政) 會社	第四區 (室蘭市、空知、膽振、浦河支廳管内) 五	松尾孝之 (政) 無	松實喜代太 (政) 農	手代木隆吉 (民) 辯護	板谷順助 (政) 鐵道參事	山本英助 (政) 著述	第五區 (釧路市、河西、釧路、根室、網走支廳管内) 四	木下成太郎 (政) 農	三井德寶 (政) 會社	尾崎天風 (政) 會社	小池仁郎 (政) 水產
-------------	--------------	-------------	------------	--------------------------	-----------	-------------	----------	-------------	-----------------------	------------	--------------	------------	--------------------------	------------	-------------	--------------	---------------	-------------	-----------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

北長野縣 (定員一三名)	第一區 (長野市、更級、上高井、下高井) 三	松本忠雄 (民) 新聞社長	小坂順造 (民) 會社	山本慎平 (政) 新聞社長	第二區 (上田市、南佐久、北佐久、小縣、埴科郡) 三	鷺澤與四二 (民) 新聞記者	小山邦太郎 (民) 製糸	第三區 (諏訪、上伊那、下伊那) 四	戶田由美 (國) 農	小川平吉 (政) 無	平野桑四郎 (政) 會社	有馬淺雄 (政) 會社	第四區 (松本市、東筑摩、西筑摩、南安曇、北安曇郡) 三	植原悅二郎 (政) 無	百瀬渡保 (政) 會社	高橋保 (政) 會社	第一區 (新潟市、西蒲原、佐渡郡) 三	山本梯二郎 (政) 前農林大臣	山邊熊一 (政) 會社	山田助作 (民) 新聞社長
--------------	------------------------	---------------	-------------	---------------	----------------------------	----------------	--------------	--------------------	------------	------------	--------------	-------------	------------------------------	-------------	-------------	------------	---------------------	-----------------	-------------	---------------











田村 實 45 (政) 農會  
 中谷 貞 賴 47 (政) 會社  
 第二區(吾川、高岡、幡多郡)  
 依光 好 秋 40 (政) 雜誌社  
 林讓 治 45 (政) 秘書社  
 川淵 洽 馬 51 (民) 無

長崎縣 (定員九名)

第一區(長崎市、西彼杵、北高來)  
 向井 倭 雄 62 (政) 會社  
 西岡 竹 次 郎 44 (政) 新聞社  
 志波 安 一 郎 61 (政) 新聞社  
 中村 不 二 男 43 (民) 新聞社  
 川中 觀 秀 58 (國) 新聞社  
 第二區(佐世保市、東彼杵、北松浦、南松浦、壹岐郡)  
 森山 耕 藏 52 (民) 新聞社  
 佐保 畢 雄 61 (政) 新聞社  
 佐田 正 輔 54 (政) 新聞社  
 中田 亮 一 雄 54 (民) 無  
 池田 秀 雄 54 (民) 無  
 石川 又 八 57 (政) 農

小池 四 郎 42 (國社) 著述  
 勝正 憲 55 (民) 無  
 坂井 大 輔 47 (政) 前參與官  
 內野 辰 次 郎 66 (政) 無  
 熊本縣 (定員一〇名)

熊本縣 (定員一〇名)

第一區(熊本市、飽託、玉名)  
 安達 謙 藏 70 (國) 元大臣  
 松野 鶴 平 51 (政) 前政務次官  
 村田 虎 之 助 57 (政) 會社  
 木村 正 義 44 (政) 無  
 大村 唯 男 45 (民) 無  
 第二區(宇土、上益城、下益城、八代、葦北、球磨、天草郡)  
 深水 清 人 65 (民) 會社  
 伊豆 富 雄 46 (國) 無  
 中野 猛 雄 51 (政) 會社  
 上塚 司 房 52 (政) 大藏參與官  
 三善 信 房 52 (政) 農  
 第一區(大分市、大分、北海部、久珠、日田郡)  
 金光 庸 夫 57 (政) 會社  
 松田 源 治 59 (民) 元大臣  
 第二區(別府、中津市、西國東、東國東、速見、下毛、宇佐)

綾部 健 太 郎 44 (政) 會社  
 清瀨 規 矩 雄 56 (政) 會社  
 重松 重 治 64 (民) 商  
 宮崎縣 (定員五名)

全縣一區

水久保 甚 作 50 (政) 會社  
 佐藤 重 遠 47 (政) 會社  
 平島 敏 夫 43 (政) 辯論社  
 渡邊 興 七 夫 56 (政) 辯論社  
 田尻 藤 四 郎 64 (政) 農  
 鹿兒島縣 (定員二名)  
 第一區(鹿兒島市、鹿兒島、掛宿、川邊、熊毛、日置郡)  
 中村 嘉 壽 54 (政) 出版業  
 原上 知 耕 58 (政) 醫  
 井園 三 四 郎 65 (政) 辯論士  
 藏次 竹 二 郎 68 (政) 前鐵道大臣  
 第二區(薩摩、出水、伊佐、始良、噺咲郡)  
 東郷 實 53 (政) 文部政務次官  
 天辰 正 守 48 (政) 辯論士  
 寺田 市 正 58 (政) 農  
 第三區(肝屬郡、大島)  
 金井 正 夫 42 (政) 辯論士  
 永田 良 吉 48 (政) 農  
 津崎 尚 武 52 (政) 無  
 沖繩縣 (定員五名)

全縣一區  
 花城 永 渡 56 (政) 辯論士  
 竹下文 隆 49 (政) 辯論士  
 伊禮 肇 41 (國) 辯論士  
 金城 紀 光 59 (政) 辯論士  
 崎山 嗣 朝 46 (政) 辯論士  
 議事課 警務課 庶務課  
 委員課 秘書課 速記課  
 書記官長 田口 彌 一

本縣選出歷代代議士

△第一回(明治二二、七、一)  
 (第一區)谷河尙忠 (第二區)伊東圭介  
 (第三區)佐藤昌藏 (第四區)下飯坂權三  
 (第五區)大江卓  
 △第二回(明治二五、二、一五)  
 (第一區)上田農夫(當選無効) 谷河尙忠  
 (補缺) (第二區)阿部浩 (第三區)佐藤昌藏 (第四區)大内貞太郎 (第五區)達谷窟信敬  
 △第三回(明治二七、三、一)  
 (第一區)谷河尙忠 (第二區)小笠原定一  
 (第三區)佐藤昌藏 (第四區)下飯坂權三  
 (第五區)平田箴  
 △第四回(明治二七、九、一)  
 (第一區)谷河尙忠 (第二區)阿部浩  
 (第三區)伊東圭介(死亡) 佐藤昌藏(補缺)  
 △第五回(明治三三、三、一)  
 (第一區)大隈英麿 (第二區)小田爲綱  
 (第三區)名須川良平 (第四區)猪狩八郎  
 (第五區)鈴木文三郎  
 △第六回(明治三一、八、二二)  
 (第一區)大隈英麿 (第二區)小田爲綱  
 (死亡) 篠民三(三四年補缺當選無効)  
 山崎庸哉(補缺) (第三區)名須川良平  
 (死亡) 佐藤昌藏(三三年補缺) (第四區)下飯坂權三郎 (第五區)鈴木文三郎  
 △第七回(明治三五、八、一〇)改正法に依る  
 (盛岡市)原 敬  
 (郡)部 一ノ倉貫一 高橋金治 大隈英麿 松本與右衛門 鶴飼節郎  
 △第八回(明治三六、三、一)  
 (盛岡市)原 敬  
 (郡)部 松本與右衛門 高橋金治 一ノ倉貫一 鶴飼節郎 阿部德三郎  
 △第九回(明治三七、三、六)  
 (盛岡市)原 敬  
 (郡)部 小田文行 阿部德三郎 高橋金治 遊田研吉 阿部勇治  
 △第十回(明治四一、五、一五)  
 (盛岡市)原 敬  
 (郡)部 柵瀬軍之佐 阿部德三郎 村上



先 高橋嘉太郎 小野崎耕夫  
 △第十一回(明治四五、五、一五)  
 (盛岡市)原 敬  
 (郡)部 福田善三郎 工藤吉次 柵瀬軍之佐 阿部徳三郎 鈴木巖  
 △第十二回(大正四、三、二五)  
 (盛岡市)原 敬  
 (郡)部 平井六右衛門 工藤吉次 阿部勇治 柵瀬軍之佐 阿部徳三郎  
 △第十三回(大正六、四、二二)  
 (盛岡市)原 敬  
 (郡)部 高橋嘉太郎 工藤吉次 柵瀬軍之佐 阿部徳三郎(七年死亡) 川村精之 佐藤喜八(阿部氏補缺)  
 △第十四回(大正九、五、一〇)小選挙区制  
 (第一区)原敬(一〇年薨去) 大矢馬太郎(原氏補缺) (第二区)鈴木巖 (第三区)久慈貫一 (第四区)菊池長左衛門(一一年死亡) 河野喜藏(菊池氏補缺)  
 (第五区)廣瀬爲久 (第六区)志賀和多利 (第七区)佐藤良平  
 △第十五回(大正一三、五、一〇)  
 (第一区)高橋是清 (第二区)藤川清助 (第三区)柏田忠一 (第四区)熊谷巖 (第五区)廣瀬爲久 (第六区)志賀和多利 (第七区)柵瀬軍之佐  
 △第十六回(昭和三、二、二〇)普選

(第一区)田子一民 熊谷巖 鈴木巖  
 (第二区)志賀和多利 廣瀬爲久 柵瀬軍之佐 小野寺章  
 △第十七回(昭和五、二、二〇)普選  
 (第一区)田子一民 高橋嘉太郎 熊谷巖  
 (第二区)廣瀬爲久 水上齊之助 小野寺章 志賀和多利  
 △第十八回(昭和七、二、二〇)普選現在  
 (第一区)熊谷巖 田子一民 八角三郎  
 (第二区)廣瀬爲久 小野寺章 志賀和多利 高橋嘉太郎

### 中央政界展望

#### 国民同盟——安達氏新黨組織

民政黨を脱黨した安達謙蔵氏の一派は國策研究クラブを組織しその初會合を七年七月一日東京ステーションホテルに開催、安達氏はクラブ開設の趣旨並に希望を述べた、民政黨議員にはなほ安達氏の新黨に参加するもの續出の有様、尙ほ革新黨は七月二十五日革新黨解黨全國大會を開き、關直彦、清瀬一郎、田川大吉郎、湯淺凡平、佐々木蒙古翁を始め百五十餘名出席し、六ヶ年の苦難を回顧し解黨を決定して國策研究クラブに参加する事となつた、夫より民政黨の一部はます、動搖し、國策クラブに参加するもの多く遂にクラブは議會の交渉團體

數を突破し、總數三十名を算するに至つたので、新に國民同盟と銘打つて議會行動をする事となつた  
 國民同盟結盟式 國民同盟は第六十四議會の召集を前にして七月二十日午後一時から日比谷公會堂において結盟大會を開き黨員四千名參集し、宣言、綱領、政策、對議會策その他を決定し、氣勢を揚げた  
 宣言  
 國民同盟は日本建國の精神を擴充し、外に國際正義を檢討して屈辱なき恒久平和の基準を定め内に統制經濟を確立して、搾取なき正義社會を建設するを以て目的とす、乃ち日本國家は國際的非條理によりて發展を阻碍せらるゝなく、日本國民は社會的不正義によりて、生活を脅威せらるゝなし、國家の富強は常に世界の進運に寄與し、社會の繁榮は斷じて一人の無辜の民を飢ゑしむるを許さず、これ實にわれ等の信條なり  
 國民同盟はこの大業を成さんがため廣く天下に訴へて同志を糾合し、正義廉恥の交を固くして強力組織を擴大し、國民政治を徹底して、萬難の衝に當らんとす、敢て大衆の協力を求む  
 綱領  
 一、立國の精神を擴充し國際正義の再建を期す

一、統制經濟を確立し大衆生活の保障を期す  
 一、政界の積弊を打破し國民政治の徹底を期す

△役員決定 廿二日の結盟式において決定した國民同盟の役員は左の如くである

△總裁 安達謙蔵△顧問 關直彦、大竹貫一、佐藤啓△總務 中野正剛、古屋慶隆、小池仁郎、清瀬一郎、井上剛一、野田文一郎、小山谷藏、加藤綱一、菊池良一△政務審査部長 杉浦武雄△組織部長 由谷義治△遊說部長 戸田由美△會計部長 森峰一△幹事長 山道襄一△幹事 岸衛、栗原彦三郎、野中徹也、伊豆富人、後藤亮一、三浦虎雄、鈴木憲太郎、岡野龍一、戸部良祐、渡邊泰邦、山内亮、湯淺凡平△青年部長 田中養達△代議士會長 深水清△同副會長 高橋嘉太郎△院内總務 野田文一郎、小山谷藏、加藤綱一、中村繼男、伊禮肇△院内幹事 岸衛、栗原彦三郎、野中徹也、福田虎龜、中野正輔、鈴木正吾、佐藤理吉

國民同盟では黒のファッショユニフォームをつくり結黨式から着用に及ぶ

△齋藤内閣最初の地方長官會議 齋藤内閣成立最初の地方長官會議は七年七月

### 第六十三臨時議會

月十八日首相官邸に開かれたが、農村救濟中小商工業者救濟問題のやかましき折柄非常なる緊張裡に開會、齋藤首相は時局重大の際特に全員起立のうちに教育勸語を捧讀して會議に嚴肅な感銘を興へ、ついで政府の施政方針を示し、次ぎに高橋藏相内田外相の訓示演説があり地方長官側より地方事情農村窮乏の状況に關し報告があつた  
 非常臨時對策樹立の第三次臨時議會は七年八月二十二日召集、二十三日天皇陛下親臨の下に貴族院において開院式舉行、二十五日、齋藤首相、内田外相は貴衆兩院において施政演説を試み、兩相共に滿洲國承認斷行を力説強調し、特に内田外相は滿洲事變の日本の行動が不戰條約に違反するものでないことを説いた  
 時局匡救豫算一億四千六百七十二萬七千圓を七年度追加豫算案として提出したが一週間の會期を五日延長し、同豫算案のほか米穀改正案、不動産融資損失補償案、中央金庫損失補償案、義務教育費増額案等幾多の重要案件を議決し九月五日閉院式を執行された

#### 齋藤首相の施政演説

齋藤首相が第六十三臨時議會にてなした施政方針演説左の如し

外交の事項に就きましては、新興滿洲國が益々健全なる發達の道程を進みつゝあることは、善隣の誼最も深き我邦として慶祝に堪へざる所であり、前回衆議院に於て之を速に承認すべしとする決議があり、また通り、政府は帝國獨自の立場に基き、出來得る限り速に正式の承認を與ふる決意の下に、目下萬般の準備を整へて居る次第であります  
 在滿帝國諸機關の圓滿なる連絡統制の爲に適當なる施政を行ふことの緊要なるは、夙に認められたる所であり、今般取り敢へず現在諸機關の首腦には同一人之に當り、滿洲に於ける現實の事態に應じ、必要にして適切なる措置が講ぜらるゝこと、相成つたのであります、而して事變勃發以來既に一年に近く、此の間滿洲の荒野に在て困苦に堪へ忍び、兵匪の鎮定に従事して、治安の恢復に盡瘁しつゝある將兵の辛勞に對し、重ねて深く感謝の意を表するものであります

諸君、不況困難の難局に直面して、農山漁村及中小商工業の窮狀に對し、之が匡救策を講ずることは、今期議會の使命であり、現下の不況に就きましては、天皇陛下



夙に深く御軫念あらせられ、眞に恐懼に堪へざる所であります。而して今回畏くも時局匡救の爲に、施業救療及學術振興の資として、多額の帑を御下賜あらせられ、聖恩の宏大なる偏へに感激に堪へませぬ、聖旨を奉體し、策勵力行能く成果を収め、以て聖慮に副ひ奉らんことを期する次第であります。固より時局の匡救に適切なる施設を實現致し人心安定の對策を遂行することから、現内閣の重要な任務の一であります。萬難を排して之が達成を期しつゝあるのであります。然るに適々前期議會の衆議院に於きまして、通貨流通の圓滿、農村其の他の負債整理、公共事業の徹底的實施、農産物其の他重要産業統制に關し、必要な諸案を提出すべき旨の決議もあり、政府も其の感を同じうするものであります。故に、出來得る限り決議の趣旨に副はんことを期しまして、爾來銳意具體案の作成に努力し、茲に諸君の協賛を請ふべき時期に達したのであります。

先づ政府は現下の梗塞せる金融の疏通を圖るが爲、産業資金等の供給と相俟ち。今後三年間低利資金を放出して、銀行及産業組合の不動産に固定せる資金を流動化せしむることとし、之が資金融通に當る不動産銀行及産業組合中央金庫に損失を生じたる場

を以て、商業組合の制度を設けること、致した次第であります。

以上の外尋常小學校の經費に關して、負擔の軽減を圖ると共に教育上の支障なからしむる爲、尋常小學校費の臨時國庫補助を行ふこととし、又移植民の保護獎勵、貧困者の醫療救護、小學校食兒童に對する食料支給等の施設を講じ、罹災救助の範圍を擴張する等、何れも地方に於ける疲弊を緩和し窮乏打開の一方策たらしめんことを期するものであります。

△多額納稅議員選舉 貴族院多額納稅議員選舉は七年九月十日全國一齊に行はれたが無競争區は二府二十四縣でその定員は三十四名である、本縣は瀨川彌右衛門氏無競争にて再選した。

貴族院帝國學士院互選議員選舉は同九月二十日學士院事務所において執行開票の結果小野塚、三上、藤澤、田中館の四博士が當選した。

第六十四議會

第六十四議會は七年十二月二十四日召集、即日兩院成立を告げ、二十六日貴族院において開院式を行はれ、聖上陛下御親臨遊ばされ、優あくなる勅語を賜つた、二十七日貴衆兩院共に全院委員長、各常任委員長委

合には、政府に於て之を補償すること、致したのであります。固より此等資金の圓滿なる疏通は、産業組合系統に屬する各種機關の活動に俟つ所大なるべきは言ふまでもないのであります。其の機能を擴充し、其の事業の發達を助長し、且之が活用を普遍的ならしめんことを期し居る次第であります。政府は又低金利政策を採りまして來る十月一日より郵便貯金利率の引下を行ひ、一般金利の低下を誘導して、金融の圓滑を圖らんとするものであります。豫算の實施と上述諸般の施設とに依り通貨流通の圓滿を期せんとするものであります。

次に農村其の他の負債整理に關しましては先づ以て一方には各種低利資金に就いて、本年度以降三箇年間に期日の到來すべき元利金及現に延滞せる元利金に對し、適當なる猶豫を與ふるの方途を講ずること、致したる外、一方には誠實なる債務者に負債整理に因る更生の機會を與ふるが爲、農村には隣保共助の精神に基ける負債整理組合を設けしめまして、計畫的組織的に負債の整理を行はせ、政府及道府縣に於ては之に對して整理資金を供給することとし、又既存の金錢債務に就きましては、債權者債務者互讓に依る調停の制度を設けることに致したのであります。

議員の選舉を施行

通常議會再開 第六十四議會は一月廿一日をもつて休會明けとなり貴族院は午前十時衆議院は午後一時いづれも本會議を開き別項の如く國務大臣の演說、並にこれに對する議員の質疑をもつて本舞臺の幕を明けた。政、民兩黨とも徹底的闘志なく、犬勢は議會の無事終了を豫想してゐるもの、今議會は齋藤内閣の政策施政を審議すべき最初の通常議會であり、殊に未曾有の重大時局を背景としてゐること、何時如何なる問題によつて政局の平衡が覆されぬとも限らず議會の空氣は表面の平靜に拘はらずその裏面には頗る微妙なる緊張を見せてゐる。

齋藤首相の演說

滿洲新國家 帝國政府が既定の方針に基き昨年九月滿洲國政府との間に日滿國交の根本を規律する議定書を締結し、列國に先んじて新國家に承認を與へ、兩國間に正式の國交を開くこととなりましたのは眞に欣快に堪へざる所であり、同國はその後著々として健全なる發達を遂げて居るのであります。新國家を承認しその發展を助成することは、即ち滿洲問題を堅實なる基礎の下に解決する最善の方法なりとする帝國政府の見解の誤りでなかつたことを如實に示して居るのであります。蓋し國際信義を

更に進んで政府は積極的に適切なる事業を起して生業を興へ、不況に沈淪せる窮狀を打開せんが爲に道路其の他の工事と共に各般の農林土木事業を實施する等の方法を講じ由て以て窮乏せる農山漁民に直接就勞の機會を興へ、遍く賃銀收入の途を開くに勉め、又軍需品の整備、艦艇船舶の起工等に依つて、中小商工業者の救済に資せんとする次第であります。

尙重要産業の統制に就きましては、其の恒久的の方策の如き固より將來の考究に俟つべきものは尠くありませぬ、米穀に關しましては、曩に米穀部を農林省に設置し、銳意根本方策の樹立に就いて考究を重ねつゝある次第であります。臨時施設としましては、米穀需給調節特別會計の借入限度を増額し、以て米穀買入の資金を潤澤ならしむると共に、玄米及粳の貯蔵を全國的に獎勵する等の方法を講じ、又蠶絲業に關しましては、應急的手段として差當り夏秋蠶對策を講ずると共に製絲業刷新の爲製絲業免許制度を樹立せんとするのであります。而して中小商工業に對しましては時局の急に應ずるが爲、一層從來の統制施設を擴充し、其の普及徹底を期することとし、ましたる外小賣商に就きましては、其の共同施設に依り事業經營を改善し統制を得しむるの目的

重んじ隣接諸邦と協力提携して極東の安寧を維持し延いて世界恒久の平和に寄與せむとするは國際政局に處する帝國外交の根本方針でありまして、政府はこれに依つて益々列國との間に親善關係を持続し、人類の福祉と文明の進歩とに貢獻せむことを期するものであります。隨て政府は滿洲國建國の鴻業を大成せしむるがため、適當なる援助を與ふることに吝かならざるものであります。殊に同國の豊富なる資源を開發し交通の便を圖りその産業の振興を促進し由て以て兩國經濟の提携を講じ共存共榮の基礎を築き上げることには刻下の要務なりと信ずるのであります。

八年度豫算 昭和八年年度一般會計豫算總額は廿二億三千九百餘萬圓でありまして、その内滿洲事件費總額一億八千六百餘萬圓、陸海軍兵備改善に關する經費の増加額二億九百餘萬圓、時局匡救に關する經費二億七百萬圓であります。これ等の經費は現下内外時局の關係上、眞にやむを得ざる支出と考ふるのであります。たい以上の歳出豫算に對し八億九千五百餘萬圓の歳入不足額を生ずるのであります。その財源はこれを公債に仰ぐの餘儀なきに至つてゐるのであります。この公債發行額が七年度に比し増加したる事實を見て或はわが邦財政の前途



に對して危惧の念を抱く向があるやも計ら  
れませぬが今日多額の公債財源を必要とす  
るに至つた原因を討ねますと一方最近數  
年間に於ける經濟界の不況に基く租稅その  
他の歳入の減少と他方滿洲事件費、兵備改  
善費並に時局匡救費等歳出の増加に基くも  
のでありますしかして歳入の將來について  
は財界が一たび好轉する曉には漸次その増  
加を期待し得るのみならず歳出の方面にお  
いても滿洲事件費及び兵備改善費は今後永  
く現今の如き巨額を要するものとは考へま  
せぬ、且又時局匡救費も今後二ヶ年間の支  
出により所期の効果を擧げ得るものと信ず  
るのであります、かくの如く今日の歳入缺  
陥を持ち來してゐる原因が漸次除去せらる  
るに隨て收支の均衡を回復し數年後におけ  
るわが邦財政は著しく改善せらるべきこと  
と考へます、固より現下の歳入不足が相當  
巨額に達してをり隨て收支均衡の回復は無  
爲にしてこれを望み得べきでは無く今後政  
府においてもまた一般國民においても一層  
強き覺悟を以てこれに當り最善の努力を致  
さねばならぬことは申すまでもない所であ  
ります

懸念については今後公債の増發を見ても  
日本銀行の通貨統制の作用によつて適當に  
通貨を回収しはゆるインフレーションの  
弊はこれを避けることが出來ると考へます  
また爲替管理の實行につき政府は更に廣範  
圍の權限を得べき方策を實施すること、致  
しこれによつてわが圓價の將來のために適  
切なる効果をもたらすことを期してゐるの  
であります、近時國民の一部においてわが  
國體と相容れざる危険なる思想を抱きこれ  
を實行せむとする者のありますことは洵に  
深憂に堪へない次第であります、また反  
動的に暴力的直接行動を爲さんとする者の  
ありますことも甚だ遺憾の至りであり、  
これが取締に就ては政府においても十分考  
慮し遺算なからむことを期して居ります、  
れども防遏は極めて困難な事であり、  
要はわが建國の精神に立脚せる國民の自覺  
自省に俟たなければならぬ次第であり、  
してこの點に對しては今後も益々政治、教  
育その他各方面において思想の善導に努力  
し不祥事の根絶を期したいと思ひます  
農漁村匡救 農山漁村及中小工業の匡救  
については曩に議會の協賛を経應急對策と  
して各種の事業を興し現に實施中に屬して  
居りますが、その結果は地方産業の振興に  
依り民心の安定に資する所少からざるもの  
がありますので引き続き昭和八年度におき

ましてこれを繼續して益々匡救の實を擧  
ぐるに勉むる筈であります、中小工業救  
濟の施設計畫も爲替低落による輸出の促進  
と相まつて多年不況に沈淪した中小工業  
の好轉に資する所多きを認めますので更に  
一層組合制度の機能を發揮せしめ、以て中  
小工業救濟の趣旨を徹底せしめむことを  
期してをります、農山漁村における更生計  
畫の樹立とその遂行とは現在の苦難を脱し  
て將來の安定にかしむる根柢をなすもの  
であります、政府は特に農林省に  
經濟更生部を新設し農山漁村經濟更生に關  
する諸般の方策を實施せしむることとし、  
すでに政府の經濟更生計畫樹立の方針を確  
立しこれに基いて地方廳および各町村もそ  
れ、經濟更生計畫の樹立に當りつゝある  
のであります、この計畫の完全なる遂行は  
必ずや更生の實を擧ぐることに信ずるので  
あります  
貿易と産業 わが外國貿易に就きましては  
近時改善の跡既に顯著なるものがあり、之  
に伴つて産業界は頓に活氣を加へ、地方匡  
救事業の進行と相俟つて景氣轉換の兆が現  
はるゝに至つたのであります、因てこの機  
會において更に施設の充實を期すると共に  
一方振興の機運の萌せる各種重要産業に對  
する助成策に過誤無きを期し、重要工業中  
本邦において確立を急務とし且之に相當の

施設を講ずることに依てその確立の期し得  
べきものと認めらるゝ工業を選び、之が助  
成の方策を講ずる心組みであります。然し  
て産業發展の爲めにもその根柢を成すべき  
學術の振興、發明の奨励等に就ては將來尙  
一層留意せむことを期してをります。米穀  
の需給調節は從來米穀法に依て之を行ひ、  
既に三たび同法の改正を見たのであります  
が、内地、朝鮮及臺灣における米穀需給狀況  
その他種々の事情の變遷に依り更に米穀統  
制の方策に就て深く考究を要するものある  
に徴し政府はさきに米穀統制調査會を設け  
て鋭意研究を重ねた結果幸にして同會の答  
申を得ましたのでこれに基き適切なる成案  
を得てこれを本議會に提出致す考へであり  
ます  
選舉法改正 議會制度の運用を正しくして  
憲政有終の美を濟すことは任に國務に當る  
者の常に勉めて愈るべからざる所でありま  
す、殊に現内閣は政治の淨化を圖り、宿弊  
の芟除に當るべきことを以てその使命の一  
つと考へて居るのであります、政府がさき  
に行政官吏の身分保障に關する制度を設け  
て黨弊の浸潤を避け官紀の振肅に努めまし  
たのもまたその一手段に外ならなかつたの  
であります、政府は更に憲政の基礎たる選  
舉の自由と公正とを確保し選舉に關する多

年の宿弊を改めんが爲めに、選舉法の改正  
に關して法制審議會に諮問致しましたとこ  
ろその一部の答申を得ましたので更にこれ  
について研究を重ね別に案を具して諸君に  
諮ること、致しまして憲政の圓滿なる發達  
に資し度いと考へてをります、以上は現下  
内外重要な國務に關し政府所見の主要を陳  
述致した次第であります、これを要するに  
時局極めて重大なる折柄でありまして外交  
に、内政にわが邦はなほ未だいはゆる非常  
時を脱却してをらぬと考へます、政府は外  
に對しましては帝國の所信を貫いて國際正  
義の樹立と世界永遠の平和とに貢獻せむこ  
とに全力を傾倒してゐるのであります、内  
に對しては國民精神作興を期し國民生活の  
安定を圖り、憲政の圓滑なる發達に勉め刻  
下難局の打開に邁進せむことを期してゐる  
のであります、國際聯盟の暗雲は今なほ低  
迷致してをります、國內の一部には幸にし  
て景氣轉換の曙光を見ますので政府は更に  
一層の努力を致し國民の自覺と相俟つて漸  
次この非常時局を克服し以て國運の伸張を  
期してゐる次第であります  
通常議會終了 精彩を欠き無爲に終始した  
第六十四議會は三月二十五日を以て終幕し  
た今議會は廿三億圓余に上る空前の膨大豫  
算を始め五十一件の政府提出案を通過し一  
時は難産を思はしめてゐた製鐵合同法案も

貴族院で可決假死的状態にあつた醫師法改  
正案は兩院協議會において妥協成りその結  
果圓滿に成立を見辯護士法改正案恩給法改  
正案のいづれもが支障なく衆議院を通過す  
るに至つた最終日に拘らず貴族院とも午  
後六時半散會をなし豫定通り二十六日午前  
十一時から閉院式を行ふに至りこゝに齋藤  
内閣最初の通常議會は無事終末を告げた  
第六十四議會閉院式は二十六日午前十一時  
貴族院において執行行はせられ、勅語を賜  
はる  
無風議會の收穫 第六十四議會は全く平凡  
の内に二十五日を以て終了したが、無風狀  
態であつただけに豫算案法律案を始め各種  
案件の通過成績は非常に良好である、即ち  
二十三億圓を突破する大豫算が原案通り通  
過した外政府提出法律案五十三件中審議未  
了は僅に二件で、五十一件は兩院を通過し  
たがその内四十二件は原案可決、九件は修  
正可決である、この外議院提出法案九十七  
件中七件が兩院を通過した、これを列記す  
れば左の如し  
政府案原案可決  
一、造幣局工場及びその付屬設備の新營費  
に關する法律案  
二、昭和八年度一般會計歲出の財源に充つ  
るため公債發行に關する法律案



- 三、大阪帝大工學部設置につき帝國大學特別會計及び官立大學特別會計の干渉に關する法律案
- 四、鐵道敷設法中改正法律案
- 五、昭和七年度法律第一號中改正法律案
- (滿洲事件に關する經費支辯のため公債發行に關する件)
- 六、帝國鐵道會計法中改正法律案
- 七、朝鮮事業公債法中改正法律案
- 八、樺太事業公債法中改正法律案
- 九、地方鐵道補助法中改正法律案
- 十、輸出絹織物取締法中改正法律案
- 一一、意匠法中改正法律案
- 一二、貨幣法中改正法律案
- 一三、兩備鐵道株式會社所屬鐵道外四鐵道及び兼業に屬する資産買收のため公債發行に關する件
- 一四、富山鐵道株式會社所屬鐵道中堀川新笹津間經營廢止に對する補償のため公債發行に關する法律案
- 一五、都市計畫法中改正法律案
- 一六、樺太地方鐵道補助法中改正法律案
- 一七、船舶安全法案
- 一八、船舶職員法中改正法律案
- 一九、米穀統制法案
- 二〇、米穀需給調節特別會計法中改正法律案
- 二一、昭和七年度法律第六號中改正法律案

- (昭和七年度一般會計歲出の財源に充つるため公債發行に關する件)
- 二二、工業組合法中改正法律案
- 二三、日本興業銀行法中改正法律案
- 二四、保險業法中改正法律案
- 二五、通信事業特別會計法案
- 二六、日本製鐵株式會社法案
- 二七、製鐵事業獎勵法中改正法律案
- 二八、關稅定率法中改正法律案
- 二九、昭和七年度法律第四號中改正法律案
- (輸入税の從量税率に關する件)
- 三〇、齒科醫師法中改正法律案
- 三一、製糸業法中改正法律案
- 三二、南滿洲鐵道株式會社の株式引受に關する法律案
- 三三、農村負債整理法案
- 三四、震災被害者に對する租税の免除猶豫等に關する法律案
- 三五、農業動産信用法案
- 三六、漁業法中改正法律案
- 三七、重要美術品等の保存に關する法律案
- 三八、宇品港域軍事取締法案
- 三九、昭和八年度法律第三號中改正法律案
- (昭和八年度一般會計歲出の財源に充つるため公債發行に關する件)
- 四〇、海軍工廠資金臨時補足に關する法律案
- 四一、昭和八年度一般會計歲出の財源に充

- つるため公債追加發行に關する法律案
- 四二、舊韓國國債資金貸付のため發行したる英貨興業債券の元利支拂のため爲替差損金補給に關する法律案
- 政府案修正可決
- 一、外國爲替管理法案
- 二、小切手法案
- 三、大正二年法律第九號中改正法律案(裁判所管轄區域に關する件)
- 四、恩給法中改正法律案
- 五、辯護士法中改正法律案
- 六、法律事務取扱の取締に關する法律案
- 七、醫師法中改正法律案
- 八、兒童虐待防止法案
- 九、擔保付社債信託法中改正法律案
- 衆院審議未了
- 一、東京都制案
- 二、衆議院議員法中改正法律案
- 議院提出法律案の可決分
- 一、少年救護法案
- 二、身元保證に關する法律案
- 三、古物商取締法中改正法律案
- 四、水産會法中改正法律案
- 五、大正七年法律第四十三號中改正法律案(地租變更免租年期に關する件)
- 六、度量衡法中改正法律案
- 七、大正十五年法律第五十二號中改正法律案

陸軍大臣更迭 岡田海相は八年一月八日齋藤首相に對し辭意を表明したので九日宮中において親任式を行はせられた

海軍大將從三位 大角 岑 生  
勳一等功五級  
任海軍大臣 岡田 啓 介

依願免本官  
内閣書記官長更迭 柴田内閣書記官長は八年三月十八日家庭の事情で辭職、後任に堀切法制局長官、法制局長官には法制局參事官黑崎定三氏昇進決定し、正式發令を見た  
小山法相辭表提出後留任 小山法相は司法官赤化問題に對する責任につき四月五日齋藤首相の手許に辭表を提出してその執奏方を懇請した、これに對し齋藤首相は熱心に慰留したが法相の辭意極めて強固なるため首相も遂に執奏の手續きをとることとなり六日宮中に參内、陛下に拜謁を賜り法相の辭表を執奏すると共に首相としての内申書即ち「法相は引責辭職するに及ばぬものと存じます」といふ意味に奏上したので陛下におかせられては首相の上奏を聽し召され「その儀に及ばず」との御汰汰を賜はつた  
こゝにおいて齋藤首相は恐懼して御前を退下したが七日午前九時半首相官邸に小山法相を招き御沙汰を傳達すると共にその懇意を希望した、よつて法相も御思召を畏み辭

意を翻へし留任することとなり七日午前十時宮中に鈴木侍從長を訪問して御禮の執奏方を乞うた  
高橋藏相留任 齋藤首相は五月二十日與津に西園寺公を訪問高橋藏相の進退問題を中心にして今後の政局に對する自己の意中を披れきし老公の意見を徵するところあつた、その結果齋藤首相は二十二日藏相官邸において高橋藏相と會見、首相は西園寺公訪問の結果に基き決意を披れきし藏相の留任を懇請藏相は遂に健康の續く限り留任することに同意した、鳩山文相は「自分も藏相が留任する以上は辭職するやうな事なく留任することになるのだ」なほ三士鐵相はこの問題に關し政友會としてはこの際靜觀に越したことはあるまいと語つた。

政友會騒ぐ

政友會幹部會は五月二十五日開き、對政府關係、對時局態度に關する重要討議をなしたが政府との絶縁論と自重論と對立しなかつた、議案ならなかつた、結局鈴木總裁にその裁斷を一任に決定した

政友會内の即時政府との絶縁を主張す急進派と、大義名分の立たない關係引揚げに反對する床次系などの自重派との對立は日増に尖鋭化し、このまゝ放置すれば政友會は

相當の危機に直面するような事態に立ち至つたので鈴木總裁は深甚の考慮を拂ひ、まづ黨内の統制を保つことの必要を痛感し、望月長老に黨内の鎮撫斡旋方を依頼するとともに總裁のいはゆる裁斷を今直ちに下すことは一層黨内の對立關係を尖鋭化する結果となるので、その裁斷を延ばしひたすら黨内の大勢を注視する意味で靜觀することになつたが六月二日鈴木總裁は原宿の邸に望月氏を訪問、二時間にわたつて懇談しその結果、望月氏は黨内の諸種の會合は出来る限り取り鎮め黨の意向をまとめることに努力を約し、とにかく協力して黨内をまとめることに意見の一致を見た  
強硬派有志代議士會は六月六日開會「總裁は幹部會の決定通り速に裁斷を下さんことを求む」と閣僚引揚げを意味するものなることを重ねて朗かにした意味の決議を擧げ聲明書を發した事態激化にすておけず望月氏、山本(桑)山本(梯)三長老が調停に乗出し、十日自重派と強硬派の代表を招き勸告を試みるところあつた



なる是々非々主義をもつて進むことを明かにし、こゝに政友會の紛糾一段落を告げた。△裁斷書の内容 臨時幹部會における鈴木總裁の裁斷左の如し

我國の時難はます、重大を加へ外交、國防、經濟、思想諸案の對策に甚だ容易ならず、現狀を以てしては民心の不安は決して除去せられない、殊に滿洲問題に關しては國を擧げてその完成に碎身せねばならぬ。内外すべて舊套を超越し國策を一新し以て非常時難の打開を強行せねばならぬ時である、しかるに齋藤内閣は既往一ヶ年の治績に徴して到底この重大なる時局擔當の力なきものと認むよつて我黨は自今獨自の立場において國家本位、政策本位に立脚し現内閣に對してげんとして監視の地位を持し是なればこれを支援し非なればあくまでこれを糾弾し、全く囚はれざる嚴正の態度を以て邁進せんとす、黨員諸君は能くこの趣旨を體して一致結束進退せられんことを望む

貴院正副議長更迭 貴族院議長徳川家達公は明治三十六年十二月近衛篤磨公の後を襲うて議長に就任以來昭和八年を以て勤續滿三十年となり名議長の評を博してゐるが、公は既に七十一歳の高齡に達し、最近に至つて健康も思はしくないので、三十年勤續を機會に圓滿辭職し余生を専ら公共事業に

つくすことに決意し、六月三日齋藤首相に對し正式に辭表を提出した仍つて後任に副議長近衛文麿公を昇格に決し齋藤首相は八日午後近衛文麿公の貴族院議長就任内諾を得たので松平賴壽伯の副議長任命の件ともにも九日の閣議に諮り正式決定の上参内、上奏御裁可を仰ぎ同日宮中南溜間において正副議長勅任傳達式を行ひ、首相よりそれ左の勅任を傳達した

貴族院副議長正 近衛 文 麿  
三位勅二等公爵

貴族院令第十一條により貴族院議長に任ず  
正三位勅三等伯爵 松 平 賴 壽  
貴族院令第十一條により貴族院副議長に任ず  
貴族院議長公爵 徳 川 家 達  
依願貴族院議長を免ず

ふる毎に一人を増し二百萬以上は七萬を加ふる毎に一人を増す。本縣定員は三十五名。議決事件 縣會は左の事件に付いて議決することを得

- 一、歳入歳出豫算を定むること
- 二、決算報告に關すること
- 三、法律命令に定むるものを除く外使用料、手数料、縣稅及び夫役現品の賦課徴收に關すること
- 四、不動産の處分並に質受讓に關すること
- 五、積立金穀等の設置及處分に關すること
- 六、歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及び權利の拋棄を爲すこと
- 七、財産及び造營物の管理方法を定むること
- 八、但し法律命令中別段の規定あるものは此の限に在らず
- 八、其他法律命令に依り府縣會の權限に屬する事項

事務所 書記長、書記(二名)速記士(二名)を置く、書記は議事録其他の文書案を作成し、事務を掌理す、書記長は議長の指揮の下に書記の事務を監督し、公文に署名す

書記長 欠

縣參事會 組織——縣參事會は縣知事、縣高等官二名、名譽職參事會員十名を以て組織し、名譽職參事會員は縣會において議員中より選舉す(任期二ヶ年)

### 縣 會

縣會の組織

現行の府縣制に依ると縣會は一定の資格を有する選舉人に依つて選舉されたる年齢滿二十五年以上の縣内市町村に公民たる男子を議員としその定數は人口七十萬未滿は議員三十名七十萬人以上百萬未滿は五萬を加

### 歴代正副議長

(府縣制施行以前)		(府縣制施行後)	
議長	中村 榮 上田 農 夫	當選年度	明治三〇
副議長	谷河 尚 忠 平田 儀 箴	當選年度	明治三三
	丹野 彌七郎	當選年度	明治三〇
	阿部 豐年	當選年度	明治三〇
	阿部 豐年	當選年度	明治三〇

宮 杜 孝 一	泉 田 健 吉	藤 原 理 八	大 矢 馬 太 郎	大 矢 馬 太 郎	長 内 庄 七	高 橋 國 治	大 矢 馬 太 郎	關 口 松 太 郎	佐 々 木 保 五 郎
同 四・七	同 四・〇	大 正 四・〇	同 四・〇	同 八・〇	同 二・九	同 三・〇	同 三・〇	同 三・七	同 六・〇

### 岩手縣會議員

(昭和六年九月改選)  
(同 八年七月現在)

選舉區	住 所	職 業	氏 名	黨 派	生 年 月 日
岩手郡本宮村	岩手郡御所村	農 業	中村 佐一	(政)	明治二五・二・一
岩手郡松尾村	岩手郡松尾村	農 業	高橋 清	(政)	二・二・三
波 紫波郡志和村	紫波郡志和村	農 業	中村 四郎	(民)	四・七・八
紫波郡見前村	紫波郡見前村	農 業	細川 久	(政)	六・九・一
紫波郡花卷町	紫波郡花卷町	農 業	吉田 耕一郎	(民)	三・三・九
種 賀郡花卷町	種 賀郡花卷町	農 業	高瀬 新太郎	(政)	七・一・三
和 賀郡湯尻町	和 賀郡湯尻町	農 業	瀨川 松次郎	(民)	三・二・三
同 賀郡黒澤尻町	同 賀郡黒澤尻町	農 業	高橋 榮次郎	(政)	四・九・〇
同 賀郡十二鐘村	同 賀郡十二鐘村	農 業	澤藤 幸治	(無)	四・五・七
同 賀郡水澤町	同 賀郡水澤町	農 業	小川 善治郎	(民)	八・〇・七
同 賀郡水澤町	同 賀郡水澤町	農 業	及川 正巳	(民)	五・八・六
同 賀郡水澤町	同 賀郡水澤町	農 業	後藤 廣	(政)	慶應元・八・五

同 江 刺 江刺郡岩谷堂町	同 江 刺 江刺郡玉里村	同 西 磐 井 西磐井郡油島村	同 西 磐 井 西磐井郡萩莊村	同 東 磐 井 東磐井郡藤澤町	同 東 磐 井 東磐井郡門崎村	同 東 磐 井 東磐井郡八澤村	同 氣 仙 氣仙郡盛町	同 氣 仙 氣仙郡高田町	同 上 閉 伊 上閉伊郡遠野町	同 上 閉 伊 上閉伊郡釜石町	同 上 閉 伊 上閉伊郡釜石町	同 下 閉 伊 下閉伊郡岩泉町	同 下 閉 伊 下閉伊郡宮古町
農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	醫 師	材 木 商	會 社 員	水 産 業	水 産 業	公 吏	公 吏
立 野 新 精	荻 田 甚 助	菊 池 和 太 郎	佐 々 木 碩 治	佐 々 木 銀 左 衛 門 民 同	千 葉 需	千 葉 需	千 葉 需	千 葉 需	千 葉 需	千 葉 需	千 葉 需	千 葉 需	千 葉 需
同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇	同 三・〇

### 政 治——岩手縣會議員



同 下閉伊郡小川村 公 吏 上 箱市太郎(政)明治五・六・五二 二 戸 二戸郡御返地村 農業 千葉 庄八(政)明治二・六・三二  
 九 戸 九戸郡小輕米村 農業 坂本 勝三(民)同 二四・二・三〇 同 二 戸 郡石切所村 公 吏 新田 六助(民)同 一九・四・二  
 同 九戸郡葛巻村 農業 三浦 榮五郎(政)同 二七・三・八 盛 岡 盛岡市茸手町 商業 龜島 重治(政)同 四・九・六  
 同 九戸郡久慈町 公 吏 三船 米藏(民)同 六・一・九 同 盛岡市油町 辯護士 平井 三郎(政)同 六・五・七

通常縣會と臨時縣會

通常縣會

豫算編成と新事業

昭和八年度豫算を附議する通常縣會は十一月二十一日開會されたが總豫算額は四百七十一萬八千八百四十六圓でその編成及び新規事業については縣財政は極度に窮乏し六年度決算に於ては約二十萬圓の赤字を生じ七年度より繰上充用をなし漸く決算をなした有様であるため八年度豫算は出來得るだけの整理節約をなし事務費、獎勵補助費等は割乃至三割の節約をなし一般既設事業經費を削減すると共に時勢の進運に伴ひ施

設の急を認むるものは新規に之を計上し其額十一萬八千圓に達した、歳入出總額は  
 歳入經常部 三、三四七、〇四三圓  
 臨時部 一、三七一、八〇三圓  
 同 合計 四、七一八、八四六圓  
 歳出經常部 二、五五四、四六一圓  
 臨時部 二、一六四、三八五圓  
 同 合計 四、七一九、八三〇圓  
 にして前年度當初豫算よりは二十四萬三千六百二圓の増額を見たが此のうちには時局匡救關係豫算五十六萬九千三百二十七圓を含むので一般經費に於ては前年度より三十二萬五千七百二十五圓の減額を示し尙十二萬圓近くの新規事業を計上して居り庶務課苦心の跡が窺はれる新規事業として計上されたものは次の如し  
 △新規事業  
 警部補一名巡查八名増員六、一〇〇圓△  
 寄生出豫防驅除劑調製費四、八〇〇圓△  
 トラホーム豫防治療劑同五、六〇〇圓△  
 傳染病豫防劑同四、〇〇〇圓△盛岡市水道補助三、〇〇〇圓△農試移出園藝作物指導栽培費二、二〇〇圓△膽江分場蔬菜

改良増殖費一、六〇〇圓△改良農具獎勵一、八〇〇圓△種羊増殖費六〇〇圓△種鶏場卵器購入費一、二〇〇圓△小麥増殖獎勵費二六、〇〇〇圓△産米改良共同受檢場穀物改良設備補助六、五〇〇圓△蘭檢定所設備費三九、〇〇〇圓同經常費六、八〇〇圓同商工館を工業試驗場と商品陳列所に改稱す△販賣斡旋費五、三〇〇圓△東北銘産品陳列會費一、〇〇〇圓△農業倉庫補助一五、〇〇〇圓△樹苗圃設置費六、五〇〇圓△實費診療所設置費八、五〇〇圓同經常費四、七七三圓  
 減額した主なるものは道路改良費の六萬圓と家屋賃賃價格調査費の一萬五千六百圓とである  
 歳入に於ては地租附加税に於て二萬圓を増したが特別地税に於て四萬圓を減じ營業收益税は二萬七千圓を増し所得税附加税は二萬三千圓を減じた、雜種税は二萬五千圓を減じたのは漁業税の九千五百圓と電柱税との減である、備婦税を新設一萬九千圓の歳入を見込んでゐるがうち酌婦税の組入れ八千圓があるから新に女給に課せられるもの

は約一萬一千圓である、減税は地租附加税と特別地税の課率を二錢九厘引下げたので土地負擔に於ては二萬圓を軽減し營業税は制限外課税をなきぬ事にした爲め七千五百圓の軽減となり漁業税は七千圓の負擔軽減をなした

石黒知事豫算説明

豫算の編成方針を申し上げるに先立つて最近における縣の財政状況を申し上げますれば打續く經濟界の一般的不況は歳入に影響する所誠に多くその實績は逐年低下の状態にあります即ち昭和五年度に於ては稅收入に於て十二萬餘圓、稅外收入に於て百廿七萬五千餘圓合計百卅九萬六千餘圓の歳入不足を來し尙又昭和六年度に於ては稅收入に於て十七萬五千餘圓稅外收入に於て廿八萬二千餘圓合計四十五萬七千餘圓の不足を來した依つて昭和五年度に於ては歳出の節約と事業の繰延等により漸く決算することを得たが昭和六年度に於ては本縣としては未曾有の非常手段即ち十九萬五千餘圓の翌年度歳入の繰上充用のやむを得ざるに至つたのであります、昭和七年度の豫算に付ては御承知の通り財政難の結果歳出におきましては忍び得る限りの整理節約を加へました尙歳入の不足を充たすことが出來なかつたので特別會計の基金十四萬圓の處分と廿五萬圓の起債を起すこととし漸く歳入出の均

衡を圖ることを得たのであります、就中縣債の元利償還額は元金の償還期の到來により急激なる膨脹を來し既定計畫通り之が償還をなさんとすれば其額は年々百萬圓を下らないのであります、尤も右の内には相當特定財源も含まれてはをりますますが夫を控除しても尙縣民の負擔に屬するものが七十餘萬圓の多額に上り實に稅收入の二割五分の多きを占めてをりますので之に對し何等緩和の方法を講じなければ到底本縣の財政を立て直す事が不可能でありますから縣は可及的歳出の整理節約を圖るの外先に主務省の承認を経一般會計に屬する縣債の内大藏省預金部より借入れてをります所の災害復舊債五百餘萬圓の償還を既定計畫より最長十八ヶ年最長八ヶ年間繰延べてこの難局を打開することに致したのであります

昭和八年度の豫算編成に方りては出來得る限りの整理節約を旨とし事務費事業費は特別の事由あるものの外は大体に於て一割以上の節約を加へ各種獎勵補助費の如きも特殊性を有するものを除きこの際相當減額した  
 以上の如き方針に依り編成致しました昭和八年度一般會計歳出豫算は經常部二百五十五萬四千四百六十一圓臨時部二百十六萬四千三百八十五圓合計四百七十一萬八千八百

四十六圓となつたのであります、之を前年度當初豫算に比較致しますると二十四萬三千六百二圓の増額であります併しながら右の内には時局匡救に關する經費五十六萬九千三百二十七圓が含まれて居るから此の金額を控除するときは前年度より三十二萬五千七百三十五圓の減額となります

豫算中第一教育費については師範學校は女子師範に於て第一部生の募集を一時中止したが昭和八年度に於て一學級を募集することとした、而して中學校高等女學校に付きましては前年度と同様二學級以上併行の學校に對し生徒入學應募状況を考慮の上一關中學校外四校は昭和八年度に於ても一學級づつの生徒募集を見合ふこととし同時に學級編成上にも特に注意を拂ひ即ち既設學級にして教育上支障なしと認むるものは夫々之を減少することにした、第二勸業費中の主なる點に付て申し上げますれば蘭檢定所の新設であります、凡そ蘭取引の公正を期し併せて蘭質の向上を圖るには實質檢定を基礎とする所謂正量取引に據ることが最も必要であつて之が施行は生産者と製糸家との間に最も嚴正公平になさるべきものであります故に第三者たる縣の直營として蘭檢定所設置の必要を認めましたので之が設置



費三萬九千五百圓並經常的維持費六千八百十七圓を計上致しました、次に本縣の重要物産たる産米の改良並販賣上の統制を爲し一層其の聲價を高め當業者の利益増進を圖るの急務なるを認め産米共同受檢場經營補助二千四百九十圓及穀物改良設備費補助四千十圓を計上致しました、次に改良農具獎勵費、縣營模範放牧場費、全國馬匹博覽會費、移向園藝作物改良増殖費、蔬菜改良増殖費、有畜農業獎勵費、樹苗圃費等を少額ではあるが新に計上致したが之等は縣民の福利を増進する上に於て最も緊要の施設と認めましたからであります、次は商工館の組織を變更し從來主として商工館に於て請般の施設經營を爲し之が發達助成に努め來りましたが時勢推移と共に一層之が機能發揮せしめんとして商工館附屬の物産陳列所は昭和八年度より之を獨立せしめ一層商品の改善發達及び宣傳に努めしめ商工館本館は工業試驗場と改稱し専ら工業方面の試験研究並びに指導を爲さしむることと致しました

せしむるの方法を講ずるは本縣の産業開發上極めて緊要のことと認め、縣參事會の協賛を経本年十一月より東京市に物販賣會幹旋所を設立したのであります、昭和八年度も引續き之が實施を爲さんとするものであります、又農業倉庫及び聯合農業倉庫の普及發達を圖るは刻下の農村事情に徴し極めて緊要事にして政府に於ても既定獎勵計畫に加ふるに新に農村經濟更生施設として一段と之が獎勵に努めらるゝことになつたので本縣に於ても之が建設を獎勵し其普及發達を圖る目的を以て補助費一萬五千圓を新に計上致しました、次は農事試驗場輕米農場的組織を改めた事であり、即ち昭和八年度よりは從來の研究を基礎として模範農家の經營指導を目的として農場を活用すると共に同場を中心として農村經營の総合的指導を行はしむることと致しました

みにては困難なること勿論であります、故に沿道市町村民を以て組織せる道路保護組合の絶大なる活動を促進せしめ以て道路保全の完壁を期したいと思ひます、次に臨時部土木費にては釜石港修築費を除くの外府縣道改良費並びに市町村土木費補助の計上を見合ふことに致しました、之は縣並びに市町村の負擔關係を考慮し政府の方針が確定するを俟つて時局匡救國庫補助事業として計畫を樹て別に提案の上御協賛を仰ぐ考へであります、釜石港は昭和二年十一月指定港灣に編入せられたのであります、けれども同港の設備たるや僅かに釜石山專用の棧橋を有するのみであつて荷揚場上屋倉庫敷地等極めて狹隘であり木材流獲物は勿論一般物資の輸送に多大の不便を感じてをりますのでその修築は本縣産業開發上最も緊要であります、故に國庫補助工事として、縣參事會の議決を経昭和七年度より九年度まで三ヶ年繼續事業として目下工事施行中であり、昭和八年度豫算に於ては繼續年期及支出方法を定むる所によりこれが所要經費十萬圓を計上した次第であります

× 第六は社會事業關係の特別會計についてであります、恩賜救療費に金三萬七千七百七十一圓を計上致しましたのは先般臨時縣會の際御報告申上げました通り、畏くも皇室におかせられましては現下の不況につき深く御軫念あらせられ醫療救護の資として御内帑金を御下賜あらせられましたのでこれに若干の縣費を加へ本年十月一日とりそ

れ、救療を開始して参りましたが引續き昭和八年度に於ても御下賜あらせられる事と相なつてをりますからこの御下賜金に内務省の配當金及縣費を加へまして縣下醫療の資に乏しき者をあまねく救療致しまして、優渥なる思召にそひ奉りたいと存じます、次に新規に實費診療所の増設を企圖致しました御承知の如く昭和六年度に於て氣仙郡世田米村及二戸郡一戸町の二ヶ所に設立致しまして相當の實績を擧げてをります、本縣の如き醫療機關に恵まれず且つその分布疎なる地にては増設の必要が大いにあるものと存するのであります、この意味に於て昭和八年度には一ヶ所増設の上益々濟世救民の實をあげんとするのであります、而してこれに要する敷地及建物は地元より寄附せしめ醫療機械器具設備費の半額を地元寄附にすることと致し豫算には經常支出の外醫療機械器具設備費として金八千五百圓を計上致しました次第であります、尙本診療所は既設は既設の診療所同様特別會計として維持經營する計畫で御座います

× 第七は時局匡救豫算について申上げます、時局匡救豫算に付ては本年八月開會の臨時縣會に於て御協賛を得ましたので七年度に屬する匡救事業に付ては目下最大の能力を發揮して夫々事業執行中で御座います、昭和八年度豫算におきましても繼續年期及支出方法の定むる所に依り荒廢地復舊事業費一萬七千二百圓耕地擴張改良事業費十八萬四千二百圓農業土木事業費二十一萬三千三百圓經濟更生費一萬五千七百二十二圓農山漁村共同作業場設置獎勵費一萬九千九百三十二圓自給肥料改良増殖獎勵費一萬圓漁港修築費十一萬二千五百圓合計五十六萬九千三百二十七圓を計上致しまして七年度に引續き之が匡救事業の實績を擧ぐるに努めたいと思ひます

× 第五衛生費について申上げますれば防疫上將又保健上赤痢腸チフス及びトホラムの豫防治療並驅除の徹底を期するため豫防治療並驅除劑を調製し實費にてこれを交付することとしこれが經費を一萬四千五百三十四圓を新に計上いたしました

× 第六は社會事業關係の特別會計についてであります、恩賜救療費に金三萬七千七百七十一圓を計上致しましたのは先般臨時縣會の際御報告申上げました通り、畏くも皇室におかせられましては現下の不況につき深く御軫念あらせられ醫療救護の資として御内帑金を御下賜あらせられましたのでこれに若干の縣費を加へ本年十月一日とりそ

× 縣會經過 通常縣會は石黒知事の豫算説明あつて、議案思考の爲め例に依つて三日間休會、廿五日休會明け同日の本會議でまづ滿洲派遣軍に對する慰問狀を可決し、知事の豫算説明に對する總括的質問に入り、瀨川松助次郎君第一陣を承つて登壇銀行問題につき質し次いで澤藤幸治君登壇して第一日目を終つたが廿六日は參事會員改選問題で政友派騒ぎ廿九日まで再び休會となつた廿九日は平井三郎君教育費其他で、柴田半左衛門君銀行問題で登壇し三十日漸く日程に入つて提出案を豫算(十九名)決算(十五名)兩委員會に附託し豫算委員長に關口松太郎氏、決算委員長に及川正巳氏を決定して審議に移つた、最終日十二日まで委員



會を開くこと豫算十二日、決算七日、本會議僅かに七日間の間本會議においては佐々木謙之助君提案の「公娼廢止意見書」「三陸沿岸鐵道促成意見書」を可決した、又新稅女給稅撤廢について美しい陳情團が押しかけた、政友派の參事會員交替問題については種々紛糾の結果千葉(小)細川、三浦、立野四氏居据りと決定した、縣參の四氏居据りとなつた結果膽江には民政の萩田及川兩氏を加へて三名となり豫算委員會で不均衡だとの問題が起り最終日の豫算會議は是等の感情問題を含んで突如膽江分場費を削除し本會議に移したが本會議で小波瀾を見せたが遂に廢止可決された依つて知事はこれを再議に附したがその効なく遂に否決された

△可決された豫算 本縣通常縣會は最終日に小波瀾を見せて閉會したが確定した明年度豫算は  
歳入經常部 三、三四八、二六二圓  
同臨時部 一、三七一、八〇〇圓  
合 計 四、七二〇、〇六五圓  
歳出經常部 二、五五一、一八〇圓  
同臨時部 二、一六八、八八五圓  
合 計 四、七二〇、〇六五圓  
で原案に比すれば歳出經常部に於ては三千二百八十一圓を減じ同臨時部に於ては四千

と存じます、次に本縣出身の滿洲派遣の將士は今回の震災に付て定めし憂慮しある事と存じます就いては之が激勵の電報を本會の決議に依りて發したいと存じます  
と諮り異議なく御禮言上と激勵電報の件を可決し次いで知事の豫算説明に移つた

知事豫算説明

提案に付て御説明致します提出豫算の編成方針に關聯致しまして一言申述べたいと存じます、熟々今回の地震、津浪による災害の善後策に付て考かく致しまするに第一には所謂復舊に關する事業を挙げなければなりません第二には災害防止の施設を講ずることとあります、如何に數千萬圓を投じて復舊事業を行ひますとも一朝海嘯の禍が至る時は一切を擧げて又々空に歸すること、なるが爲めであり、第三には所謂復興事業であります、則ち單に復舊施設に止まることなく反つて大に罹災地方の産業を進め道路の改修交通の便を開きてその地方の富力の増進を圖することはその生活の安定向上を期するは勿論政府當局等に於て最も懸念する、復舊費等の借入金金の返還を期するにつき緊要の事と考ふるのであります。然るに罹災地方は素より縣も亦等しく財政窮

五百圓を増し差引千二百十九圓の増額となつた前年度當初豫算と比較すれば四十四萬四千八百二十一圓の増額である  
△膽江分場原案執行 農事試驗場膽江分場費は再議に附したが其効なく遂に否決されたが原案執行に就て石黒知事は語る「分場の削除理由はドウモよく判らない、縣會の最終日において突然コンナことをされては困る、昂奮してゐるから仕方がないが昂奮でやられたのでは縣民が迷惑する、膽江分場は今俄かに廢止するわけにはゆかない」自分としては勿論原案執行をする何も之に代る機關が無いではないか本縣産業のため是非共存置しなければならぬ

臨時縣會

震災復興費豫算一千二十四萬五千七十六圓巨救事業費豫算三百五十六萬四千二百圓總額一千三百八十八萬九千二百七十七圓に達する本縣空前の震災地復舊豫算審議の臨時縣會は八年四月四日午後三時四十分開會、石黒知事より非常時縣會召集の挨拶あり佐々木議長議長席につき東海岸震嘯に際し畏き邊りに於かせられては御内帑を開かせられ罹災民一同に頒賜有難き恩命に浴したので縣會の名を以て御禮を申上度き旨劈頭全員に諮り總員の起立を求め  
這般の三陸沿岸における震嘯災害の被害

乏の際でありますので自力執行の實力を備へないのでありますから政府の同情ある援助を仰ぎ是等施設の實現を期することの止むなき實情に置かれて居るのであります而して既に御承知の如く當時政府に於かれても特に深甚の同情を拂はれましたが種々の事情の爲その助成は單に復舊事業に止むることとなり、唯災害防止に關する施設につきましては内務、農林兩省に夫々二萬圓の豫算を編み迅速に研究調査を遂げ後に之が完成を期すること、相成りましたことは將來に至大の關係を有するものとして特に御記憶に止められたのであります而して復興事業につきは假令今日政府の補助その他財的援助なくとも復舊事業及災害防止と離るべからざる關係を有するものでありますから今後縣は各種團體等を支援してその事業促進完成に協力致したいと存するのであります

以上の理由によりまして今回震嘯災害の豫算は復舊費に止めますと同時に本豫算の編成に當りましては第一に本縣の財政状態並罹災地の現状に鑑み自己資金の出資に依りて復舊を圖することは到底不可能の状態にあり、第二に能ふ限り國庫補助を多額に受くることを主眼として事業を計劃し第二に國庫補助又は國庫補助金以外の財源は總て

の甚大なるを傳聞畏くも

天皇  
皇后兩陛下におかせられては深く御軫念遊ばされ特に優渥なる御沙汰を賜ひ御内帑の資を下し賜ひました

聖慮鴻大  
天恩無窮誠に恐懼感激の至りに堪へん次第であります

就きまして之が御禮言上の電報を本會の決議に依りまして宮内大臣及皇后大夫に御執奏を請はんとするものであります  
又畏くも

皇后陛下に於かせられては罹災傷病者並六十歳以上十四歳未満の孤獨者に對し特に御救恤品を下し賜ひました、鴻恩優渥洵に感激の至りに堪へん次第であります

就きまして之が御禮言上の電報を本會の決議に依り皇后宮大夫に御執成を請はんとするものであります  
又各宮家よりも特に御救恤の資を下し賜ひました御厚恩洵に感激の至りに堪へん次第であります

就きまして之が御禮言上の電報を本會の決議に依りまして各宮家事務官に御執成請はんとするものであります  
尙貴衆兩院議長並關係各大臣に對しても本會の決議に依り御禮の電報を發したい

大藏省預金部の低利資金の供給を受くると共に之が供給に當りましてはなるべく利子の補助を仰ぎ負擔の軽減を圖ること、第三に利子補助のありますものは格別ならざる低利資金は將來縣民の負擔と相成りまするので復舊に必要な限度に止めたのであります

△  
今回提案致しました震災費豫算總額は千二十四萬四千七百八十二圓でありますからその財源は國庫補助金及補助金四百三十七萬七千五百八十九圓寄附金九萬八千五百九十四圓、縣債五百六十萬八千圓、貸付金收入十五萬四千二百九十三圓縣費編入金六千三百六圓と相成ります、今該豫算中主なる事項に付て大體の御説明を致します

△  
第一救護費に於て二萬二千二百八十二圓、警備費に於て五萬九千四百九十一圓、救療費に於て二萬九千九百二十五圓を計上致しましたのは救護の事務は七年度限り之を打ち切ることが出来得ない状態にありますので引續き之に要する旅費その他の費用を計上し警備費に於きましては現在の定員を以ては震災地に於ける各般に亘る警備の充實を圖ることが不可能なる實情にあり、従來の警察官吏の外新に警部補一名、巡查



四名を増員して之に當らしむると共に震災の被害を受けたる警察電話の復舊を圖ることとし之に必要な經費を計上致しました又救療費に於きましては震災地、傷病者の療養並地震海嘯に因る内外的健康の障害並に罹災地に於ける消化器系その他傳染病患者發生の豫防を必要とするを以て之に要する經費を計上致しました、第二災害土木復舊費に付て申上げますれば御承知の如く今回の震嘯のため道路の、決壊橋梁の流失、護岸の破壊等土木の被害は洵に激甚なるものがあります、依つて之が復舊は縣民の安寧を保ち福利を増進する上に於て一日も忽諸に附すべからざるを思ひまして縣工事に屬する橋梁六十一ヶ所の工費二十九萬四千六百一十一圓、道路百八十九ヶ所の工費百九十七萬七千五百圓を計上するの外、町村に於ける道路橋梁等の復舊を助成するため百十二萬二千八百三十一圓の補助金を計上致しました、が町村に對してはこの外尙街路復舊事業助成費八萬五千圓と之が調査並住宅適地造成調査費として四萬一千三百十圓を計上致しました、第三産業復舊費に付ては二百六十六萬六千九百七十五圓の補助と貸付金四百二十萬六千圓を計上致しましたが之を事業毎に説明致しますれば先づ蠶糸業復舊費であります不完全なる急造家屋に據る

蠶作の不良を緩和するため被害激甚なる氣仙、上閉伊、下閉伊の三郡内八ヶ所に助成金を交附して稚蠶共同飼育所を設置せしめ尙破損蠶具の復舊並に蠶種の購入を容易ならしむるため三萬九千七百七十五圓の助成金と三萬圓の貸付金を計上致しました。次に罹災農家に於ける食糧の自給と生活の安定を期するため馬鈴薯、水稻、大豆その他農作物の種苗農具の購入費、納舍並肥料舍建設資金及肥料資金として助成金十三萬六千四百二十三圓、貸付金二十萬四千圓を計上致しました。次に畜産の復舊でありますが交通の不便なる被害地の現状に照し又農業經營上畜力の利用と云ふ點から見て之が復舊は極めて緊要と認めまするが故に家畜並家禽飼料の購入費を助成する爲之が助成費として二萬二千五百七圓同、貸附金二萬三千圓を計上致しました。次は耕地復舊費であります被害耕地は田四百町歩畑八百町歩であつて之が復舊は焦眉の急務でありますので助成金として三十四萬五千六百五圓同貸付金二十四萬三千圓を計上致しました。次は炭材購入資金貸附金であります。今回の災害に依り製炭業者にして資産を失ひ製炭に就業し得ざるものが少なくないのであります、依て之等に對し炭材購入資金として低利資金を貸付するため該金額十三萬四

千圓を計上致しました。次は商工復舊費であります罹災商工業者の數は商業千二百戸、同工業三百七十一戸合計千五百七十九戸に上つて居ります。尙此の外運送船の流失破損せるものが約六十艘あります。而して之が復舊は極めて急を要するものであります。が全部自力を以てすることは甚だ困難なる實情なるを以て復舊事業費に對する助成金として十一萬八千圓、同貸付金として三十七萬九千圓を計上致しました。次は水産復舊費であります罹災者の大部分は漁民でありまして從て漁船、漁具等が殆んど流失破損したるのみならず住家は勿論製造場、倉庫等に至るまで流失、破損の慘事に遭遇し罹災漁民の殆んど全部は生業を失ひ路頭に迷ふの實情にありますので之が復舊に付ては正に焦眉の急務に迫られて居ります。依て漁船漁具の復舊、漁業組合、共同販賣所、購買所、製造場倉庫及養殖場等の復舊並に船溜船揚場築機の復舊に要する助成金として二百五萬五千圓同貸付金として三百九十九萬三千圓を計上致しました。その他水産試驗場復舊費として一萬二千圓を計上致しました。

ましてはこの一轉期に於きまして進んで漁村部落の改善を期したいと存じまして夫れには單に住宅の復舊のみに止まらず浴場、作業場、倉庫、集會場、水道、託兒所等の共同設備を建設せしめ産業經營に將又生活改善に合同の力を以て之に當らしめたいといふ趣旨より住宅組合及び公營住宅の外産業組合をして住宅の建設を圖らしむることと致しました。

第五兒童就學獎勵費であります。今回の震災に依る罹災兒童數は實に六千二百有餘名の多數に上り内死亡四百十名、負傷十八名の多きを算して居ります、之が救護に付きましては取敢へず各方面の教育關係有志より寄贈せられたる教科書及び學用品を配給致しまして教育上遺憾なきを期しつゝ、ある次第であります尙今回豫算に計上致しました四萬三千九百四十二圓を以て是等兒童に對して主として食料並被服を給與し就學上支障なきを期したのであります。

第六復舊事業調査監督費として四萬圓を計上致しました、之は震災地復舊事業の計畫調査並指導監督に要する人件費及其の他の經費であります。が政府に於ては本事業の助成を圖るの趣旨より國費を以て別に事務官以下屬技手雇員若干名を配置せらるゝ豫定になつて居ります。

第七養老、育兒院建設費であります。之は扶養義務者を失ひ孤獨となりたる者及測らざる災害に因り癡人となりたる所謂天下無告の民をして天壽を完うせしめ或は希望に充てる幼者をして元氣ある生涯に入らしむるため縣下適當の地を撰み是等老癡人及幼者を收容し得る養育育兒院を設置することとしその經費として八千圓を計上致しました。第八歳入欠陥補填金として十八萬二千圓を計上致しました。之れは七年度及び八年度における各種縣稅の減免、課稅標準の減少に依る減收及び未納金の徵收不能なるもの、補填に充當し縣財政に欠陥を生ぜしむることなきを期したのであります。

以上を以て震災豫算の大體の説明を了しました。が次は時局匡救豫算に付て簡単に御説明を致します。本豫算に付ては既に昨年通常縣會において土木費以外のものに付て御協賛を得たのであります。が土木事業に付きましては本省の豫算が確定致しましたので今回提案致す事に致しましたがその内容を申上げますれば國道改良費二十五萬圓に對する國庫納付金八萬三千三百三十四圓の外縣事業としては道路二十八ヶ線工費六十萬圓、河川四ヶ川工費七十二萬圓、港灣二ヶ所工費二十二萬圓、漁港二ヶ所工費七萬五千圓、砂防四ヶ川工費十萬圓であります。又町村事業補助としましては道路八十五萬二千圓、河川七萬五千圓、港灣及防波設備二萬五千圓となつて居ります。尙右土木關係以外の事業費にして新に計上致したものは炭窯構築獎勵費四萬二千四百四十四圓、林道開鑿獎勵費二十萬九千九百二十六圓、畜産事業獎勵費十五萬五千圓であります。その他は既に御決議を得たるものに對し國庫補助の増額等に依り追加致したものが御座います。が要するに七年度に引續き之が匡救事業の實績を擧ぐるに努めたいと思ひます。

臨時縣會經過 臨時縣會は九日休會。十日本會議を開いて提案全部を委員に附託、委員長に龜島重治氏を擧げ十一日委員會を開



催して審議したが差したる質問もなく震災復舊豫算は原案通り可決し十二日本會議に上程之れを可決した、更に六原道場費と滿檢定所敷地譲り受け案を追加提出した、最初からスラ／＼と通過はしないと豫想された滿檢定所の敷地寄附採納案は最後に至つて遂に暗礁に乗り上げ身動きが出来なくなり四月十八日縣會最終日には若手縣會のだらしなさを白日の下にさらけ出した、即ち此の案は昨秋の縣會に滿檢定所設置費が提出されると同時に水澤町は早くも運動を起して是非水澤にと希望したが參事會員選舉の餘波で膽江兩郡は反感をかひ其結果縣會は

滿檢定所は盛岡市か又はその近郊に設置されたしとの希望を附して原案を可決した其後縣では盛岡市に敷地二千坪の寄附を求めたが市では其餘裕がないと應じない所に本宮と花巻から寄附の申出でが出た、縣では監督交通其他の點を調査の上本宮村と決定して參事會に提案しやうと其空氣を窺つた所水澤側は地元及川、後藤、立野、及川、荻田の五君が細川、千葉(小)の兩君を誘ひ參事會の多數は本宮案を容れる模様がない爲提案を見合せて臨時縣會に出す事にした、縣會の大勢は始めは大休水澤組を除き原案に

賛成するの形勢に見えたが間もなく縣是から本宮は滿聯の便宜を圖るものであると邪魔が這入り夫に町村轉貸資金を組合にも融通し得る様にしたいとの希望に中村君が反對したので主唱者の澤田東兩君が腹いせに本宮案に反對の態度に出た、縣會の空氣が斯く險惡に傾いたので上館、澤田高橋(榮)等は石黒知事に採納案を確信を持つて提出するかと縣會の形勢の悪い事をほのめかした知事は之に對し昨秋の縣會希望も容れ縣は最善の案と信ずるものを提出すると答へ提案した所本宮案に好意を持たぬ議員は

外

外交方針演説

八年一月二十一日第六十四議會における内田外相の演説左の如し

滿洲國の現状

帝國政府は既定の方針に基きまして昨年九月十五日滿洲國政府との間に議定書を調印致し帝國の在滿權益を擁護すると共に内外の脅威に對し滿洲國の安全を確保するの基礎が確立せられ東洋の平和維持に對する有力なる保障が新に設けられた次第である、滿洲國がその後益々健全なる發達を遂げ就中その治安の状況は集團的兵匪の逐次撲滅

交

眞ツ向から反對する事は去年の希望條件の手前出來兼ると見え原案執行をするなら止むを得ない審議未了として態度を表明しな策戦に出て退場し残るは 高橋(榮)高橋(清)佐々木(謙)佐々木(保) 平井、吉田、三船、村上、中村(佐)中村(四) 千葉(庄)關口、佐々木(碩)の十四名で定數にみたず委員會が開かれずさりとて審議未了の議案を残し時間に餘裕があるのに閉會式も出來ず十二時迄待たねばならぬと云ふ本縣會として曾てない醜態を演ずるに至つたのである

ことを了解するに至るべきを信じて疑はない、尙序を以て熱河に付て一言付加へ度い最近熱河省内に於ける治安擾亂の策動顯著なるものあるのみならず學長麾下の正規軍にして國境を越え熱河省に侵入し來るものがある有様であるが滿洲國の領域に屬する地方の治安の維持は日滿議定書に基き兩國共同してその責に任ずるものなること申すまでもなく従ていはゆる熱河問題は純然たる滿洲國內部の問題たると同時にわが方としても右條約上の義務に顧み多大の關心を有する次第である

聯盟の情勢

日支問題に關する所謂「リットン」委員會の調査報告書は昨年十月理事會に提出せられ又之に對する帝國政府の意見書は同年十一月同じく理事會に提出せられ且つ兩者とも一般に公表せられて居る、政府はその後聯盟理事會、總會その他諸列國との交渉の機會をとらへてこの意見書の趣旨とする所を懇切丁寧に説明し來つた、昨年十二月一旦休會したる聯盟十九國委員會は本月十六日再開討論を繼續してゐるがわが方としては右委員會に對しては素より今後聯盟の諸會議その他凡有る機會において右意見書の趣旨の徹底に努力する覚悟である、由來帝國政府は聯盟の事業に對し誠實に協力し來つたのであつて聯盟の東洋の平和及び福祉に

貢獻せんがためにする努力に對しては充分に好意ある協力をなすの用意を有してゐること多言を要しない、然しながら同時に帝國政府においては聯盟が支那に關する問題に關與するに當りては前述の意見書に詳述致せる如く同國における事態の複雑難澁にして變則的特色の甚だ濃厚なるものあるに顧み聯盟規約の運用に充分の伸縮性を有せしむることは必然なりと考へる

日露の關係

東洋永遠の平和を期する爲には日滿支三國間の協力提携と圓滿なる協調が甚だ望ましい、蘇聯邦政府は滿洲事變に關し當初より極めて慎重なる態度を執り來り幸にして今日迄帝國との間に何等不愉快なる経緯を見なかつた次第で日滿蘇三國關係の爲め慶賀致す次第である、最近蘇支兩國間に國交の回復を見た爲東洋全般に於ける赤化運動が今後一層活潑になる様な事はなからうかと懸念する向もあるが私はこゝには右見方の當否に付いては暫く論及しない、なほ日露不可侵條約の問題について一言致すれば元來兩國相侵さざることは先年北平において調印せられた日蘇基本條約の精神でありまた不戰條約の規定する所なるのみならずその後兩國間における實際の關係殊に最近の事態に徴しても何等疑ひはない、たゞこの

精神、この規定、この實際關係に對し更に兩國間の不可侵條約といふが如き形式を興へるといふ問題となるとその時期方法等につき自ら種々の見解が有り得るのであつて帝國政府は本問題に關し結局現存條約以外改めて不可侵條約の商議締結を行ふには時期未だ熟しないものと認めまして昨年末その趣旨を以て一應ソ聯邦政府に回答致したのである

軍縮會議經過

一般軍縮會議は昨年二月壽府に開會以來陸海空の三軍にわたり各種重要案件につき討議を進めつつある、今次の會議においてもわが全權は各國代表者と協力して専ら會議の成功に努力を傾けつゝある、舊版帝國政府が世界海軍軍備に對し重大なる縮減をもたらしめべき提案を進んで會議に提出したのはこの目的に外ならぬ、各國においてわが提案を充分考究すればわが提案の極めて公正合理的にして且實際的のものであることを善く諒解するに至るべきことを確信する



る發達を續けつゝあつた通商自由の大原則がこゝに一大逆轉を見るに至つたことは誠に遺憾に堪へない、幸ひ最近に至りこの世界的經濟不安を排除する方策について熱心なる検討を行はんとするの氣運が顯著となるに至つたことは誠に喜ぶべき現象でありわが國もこの種の國際的努力に對しては進んで協力したい方針である

滿洲國を承認

世界列國環視の下に帝國政府が嚴然として滿洲國を承認することを具体化する日—滿洲國最初の正式條約たる日滿議定書調印は昭和七年九月十五日午前九時十分新東京執政府において帝國全權武蔵信義大將と滿洲國政府總理鄭孝胥氏によりそれ／＼完全に行れた、これより滿洲國は今日よりわが善隣友邦として正式國交が直ちに開始されることになつた、世界史に一期畫をつくり、東亞平和の基礎となり、はた又一方においては世界的センセーションをも豫期される右議定書は和漢兩文により作製されたものであるがその全文(和文)は左の通りである

議定書

日本國ハ滿洲國ガ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ

國ニ適用シ得べき限り之ヲ尊重スベキコトヲ宣言セルニ因リ

日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センガ爲左ノ如ク協定セリ

一、滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セザル限り滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國臣民ガ從來ノ日支間ノ條約協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スベシ

二、日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルベキコトヲ約ス之ガ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ效力ヲ生ズベシ本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ據ルモノトス右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

日本帝國特命全權大使 武藤 信義印  
滿洲國國務總理 鄭 孝 胥印

滿洲國承認を中外に宣布

滿洲國公式承認に關する議定書は十五日午後四時官報號外をもつて公布すると同時に帝國政府はその承認に關する事情を左の如く中外に聲明したが齋藤首相も又同時に談話の形式をもつて次の如く意見を發表した

政府聲明書全文

滿蒙はかつて帝國が國運を賭してその危急を救ひたるの地なり、爾來二十有七年、我が官民一致して同地方の開發に參與し苦心經營の結果今日の繁榮を致し今や同地方は國防上國民的生存上帝國と不可分の關係に立つに至れり、しかも近年過激思想に累せられたる支那の排外的革命外交のため滿蒙における我が重大權益は日に月に蠶食せられたるが途に九月十八日事件の勃發を見、我が自衛權の發動となれり

外交—滿洲國を承認

對する極めて公正妥當なる政綱を明かにせりついで同國政府は同月十日帝國その他十六ヶ國政府に通牒を發して右建設綱領の主旨を反復するとともに同國との正式外交關係の設定を要請するところありたり

岩手縣小誌

(二九頁よりの續き)

- ▲九月 △十八日 滿洲事變勃發一周年記念演習各地に行はる△廿二日 田丸卓郎博士逝く△廿三日 九十銀行新重役決定△廿五日 縣聯合婦人會創立總會、沖繩へ轉任の千喜良岩師教諭留任運動起る
- ▲十月 △七日 後藤農相北海道へ通過△八日 和賀耕整一千町歩開田祝賀會△十二日 齋藤首相水澤に歸省△十六日 第八師團諸兵聯合演習盛岡を中心開始△十九日 出淵駐米大使歸盛△二十日 樂聖デムバリスト氏來る△廿九日 東北四縣聯合馬術競技大會盛岡に開く
- ▲十一月 休業銀行更生運動各地に起る△四日 盛岡、岩手兩銀行調査團調査結果發表△六日 時局對策縣民大會△九日 盛銀新重役承認(頭取太田孝太郎氏)△十四日 東海岸大時化△十五日 小麥試驗場開設△十八日 盛銀事件で田村手形主任強制收容△廿一日 通常縣會開會△廿二日 本縣四・二六事件全部起訴留保さる
- △廿六日 氣仙郡矢作村大船渡線鐵道工事場日鮮土工殺傷大亂闘事件公判開かる(被告五十三名出廷)田村盛銀割引課長起

訴△廿七日 休銀更生同盟會聯合會三行合同決議△廿八日 徵兵令發布六十年周年記念式、政友會岩手支部總會(秋田衆議長等出席)

▲十二月 △五日 民政黨支部總會△六日 縣會に女給稅撤廢運動△九日 太田盛銀頭取收容さる△十七日 公娼廢止意見書縣會を通過△二十日 金田一前盛銀頭取收容、岩銀總會もめる、膽江分場廢止縣會で可決△十一日 町村長會評議員會休銀に整理案發表を要求△廿三日 矢幅盛銀監査役收容△廿四日 藤原盛銀副支配人收容

△昭和八年

▲一月 △一日 全國學生水上選手權大會開始(高松池)△三日 在滿西〇團歩兵三十一聯隊郷土兵山海關事件第一線に立つ△九日 水上大會終る△廿三日 武運長久祈願祭△廿五日 盛岡工兵部隊滿洲へ出征△廿七日 弘前部隊も出動



て同國に對し正式の承認を與へたり  
右承認の實行が帝國の加盟せるいづれの條  
約にも抵觸することなきは本年八月二十五  
日帝國議會における外務大臣の演説にこれ  
を明かにせり

本議定書は滿洲國がその住民の自由意思に  
本づき成立せる獨立國家たることを確認す  
ると共に同國において帝國および帝國臣民  
が從來條約その他の約定により有する一切  
の權益を尊重すべきことを定め滿蒙に  
おける我が各種權益に關する從來の紛糾を  
一掃するほか滿蒙に對する一切の脅威が同  
時に帝國の康寧に關するに省み日滿兩國共  
同して國家の防衛に當るべくこれがため所  
要の帝國軍を滿洲國內に駐屯せしむるもの  
なることを規定しもつて兩國間の善隣關係  
を永遠に強固にし東洋の平和を確保せんと  
するものなり

帝國において滿蒙に對し何らの領土的異圖  
を有せざるは帝國政府の屢次宣明し來りし  
ところなるが今次議定書前文中においても  
日滿兩國は相互にその領土權を尊重すべき  
ことを掲げたり、はたまた滿洲國政府はそ  
の三月十日付對外通牒において外國人の經  
濟活動に關し門戸開放主義を尊重すべきこ  
とを明かにしをれるが元來帝國の滿蒙に對  
し要望するところは同地方における我が正  
當なる權益を確保すると共に一切の排外施

講ずるにあるが、その作成せる決議案並  
に理由書案は到底日本の承諾し得べから  
ざるものであつた、就中滿洲國不承認と  
和協委員會に米露招請の件はもつとも強  
硬に反對したところであつた  
かくて會議はクリスマス休暇にいたりその間  
所謂杉村、ドラモンド案の試案成つたが越  
えて八年一月再開の十九ヶ國委員會はこれ  
を承認せず、日本の讓歩に依つて十九ヶ國  
委員會は一方に第十五條第三項による和協  
交渉を續けつゝも他方第十五條第四項に依  
る勸告を載せたる報告作成を進めつゝあつ  
た

十九ヶ國委員會は和協失敗の責任を日本  
に轉嫁するため我國の滿洲國承認に對す  
る意向を問合せると云ふことであつた  
我國のこれに對する回答は固より滿洲國の  
獨立維持及び承認が極東平和の唯一の保障  
であるとの明瞭なる回答であつたこれに對  
し更に十九ヶ國委員會は  
これを以て和協のための受諾し得べき基  
礎を提供するものに非ず  
との回答を日本に寄せた事こゝに至つては  
最早や事態は行きつくとこまで行きつき  
我國は第四項の勸告又介意せずと決意した  
かくして出來上つた勸告を載せた報告は  
リットン報告の諸原則をそのまゝ取入れ  
極東の情勢に適合せずかつ到底極東平和

政を排除し内外人均しくその生を安んずる  
にあるをもつて帝國政府が滿蒙において各  
國人いづれも均等の機會の下に經濟活動に  
従事し同地方の開発と繁榮とに寄與せんこ  
とを希望するは固より言を待たず惟ふに滿  
洲國上下のその内外に對する政策實行に關  
する誠實眞摯なる態度は逐次全世界の認識  
を深め信頼を博するに足るべく列國また早  
きに及んで同國との國交關係に入るべきを  
疑はず、こゝに帝國政府は滿洲國を承認す  
るに當り同國の前途を祝福するとともに帝  
國官民一致協力して克く善隣の誼を全うし  
日滿共存共榮の實を擧げるにおいて遺憾な  
からんことを望む

### 國際聯盟脫退

#### 日支紛争問題經過

日支紛争問題の國際聯盟は一九三一年十二  
月十日決議に基く支那調査委員會、即ちリ  
ットン委員會は翌年二月廿九日日本到着次  
で上海南京北平を経て滿洲の調査に當つた  
四月二十日 委員會は一まづ中間報告を  
聯盟に提出したが、これは余り問題視さ  
れなかつた、再び東京訪問の後、七月二  
十日北平に到着して以來鏡鏡報告書の作  
成に當り最終報告書の完成したのが、九  
月四日、又、同報告書の公表は日本の滿  
洲國承認後の十月十二日であつた

の基礎たり得ざるを以て我國は總會がこ  
れを可決すると共に決然我代表部を引揚  
げ次いで聯盟脫退を通告することとなつ  
た  
依て一月二十四日總會は遂に同勸告を可決  
し我國はこゝにいよいよ聯盟脫退の段取り  
となつた

#### 四十二對一

日本が聯盟と袂別の日—即ち日支紛争問題  
に關する第十五條第四項の勸告案を含む報  
告案を議する聯盟臨時總會は二月二十四日  
午前十時四十九分(日本時間午後六時四十  
九分)ベルギー代表イーマンス氏を議長と  
して異常の緊張裏に開會された、議場は滿  
員の盛況である、まづ議長イーマンス氏  
の開會演説あつて後、支那代表顏惠慶氏が  
報告書受諾の演説をなすところあり、次で  
我が松岡代表登壇して演説を開始した、時  
に午前十一時三十三分(日本時間午後七時  
三十三分)かくて演説は前後四十六分間の  
長きにわたり「諸君が報告を採擇せざるこ  
とを要求する」と結び、正午を過ぐる十九  
分降壇した、松岡代表の英語演説は直に通  
譯によつて佛譯されたる後、更に會議を續  
け、豫ねて發言を通告せるリスミアニア、ウエ  
ネズエラ、カナダ三國代表の演説が行はれ  
た、その終はるを待ち愈よ午後一時廿五分  
(日本時間午後九時二十五分)勸告案の表決

リットン報告書の内容は滿洲國を承認せず  
日本軍の自衛權をも認めずかて、加へて滿  
洲の宗主權は支那にありとし憲兵を以て統  
治させよと結論した

#### 聯盟總會

リットン報告並に日本意見書審議の聯盟理  
事會は十一月廿一日アイルランド代表デ  
ヴアラ氏議長の下に開會せられた  
我代表部は松岡氏を首席とする堂々たる  
陣容を以つて臨み、支那側は顧維鈞主と  
してこれに當つた  
この會議に於いてリットン委員會の發言を  
封じたことはまづ以つて松岡氏の大成功で  
あつた

所が理事會は肝心な審議は何らこれをな  
すことなく、開會僅かにして一切の審議  
をそつくりそのまゝ總會に委ねること、  
した、喜んだのは支那でなる、小國代表  
の多い總會だからである、日本は第十五  
條適用に關して留保の立場を持しつゝ、こ  
れに參加した

かくて日支紛争に關する歴史的な臨時總會  
は十二月六日イーマンス議長司會の下に開  
會された、十二月九日總會は十九ヶ國委員  
會にこれを移牒し、十九ヶ國委員會は更に  
起草委員會をしてこれが決議案並に理由書  
の起草に當らしめた  
固より第十五條第三項による和協の道を

に移り、四十二票對一票、棄權一票(シヤ  
ム代表)をもつて遂に採決された、即ち反  
對は日本のみで全會一致の可決である、採  
擇後松岡代表は報告書反對の聲明をなし、  
右終るや松岡氏を始め長岡佐藤の三代表は  
一齊に劇的退場を決定した。

#### 樞府聯盟脫退を可決

國際聯盟脫退諮詢案上議の臨時樞密院御前  
會議は八年三月廿七日午前十一時よりシヤ  
ソデリヤかややく宮中東溜間において開か  
れた、樞府及び政府側諸員は同九時過ぎよ  
り續々參内し  
玉座を中央に向つて左側玉座近くより倉  
富議長、二上書記官長以下各書記官、説  
明委員たる黒崎法制局長官、金森第二部  
長、有田外務次官、松田條約、谷アジヤ  
各局長並に齋藤首相以下各閣僚(荒木陸  
相欠席)の順序で、又反對側には平沼副議  
長を始め各顧問官が宮中席次順により馬  
てい形に指定のイスに着席 威儀を正し  
てゐる

かくて定刻天皇陛下には陸軍通常禮裝に大  
勳位副章御佩用、倉富議長、二上書記官長  
の御先導で諸員最敬禮裏に親臨中央玉座に  
着御遊ばさるるや倉富議長は異常な緊張裏  
に開會を宣し  
一、國際聯盟脫退に關する處置案(聯盟を  
脫退すべきか否かの極めて簡單なるもの



である、尙通告文は審議上の参考資料にして御諮詢案ではない）を上程しまづ倉富議長は平沼審査委員長の審査報告を促すや

平沼男は起立して御諮詢案の極めて重大なるに鑑み三回審査委員会を開き將來の對滿政策、日支直接交渉、南洋委任統治熱河討匪、聯盟退後による經濟封鎖の諸問題並に脱退後における外交の根本方針その他の諸點に關し十分政府の所信を質したる後委員会の態度につき慎重審議の結果政府は世界の正義公道をじゆん守して進めば脱退によりて被る懸念の如き毫末もなく帝國と滿洲國の提携によつて事實上極東の平和を増進し延いて世界平和へ寄與するところ甚大なるべく我國に對する世界の正常なる理解も將來最短期間に實現されると信ずる、然してこれに對する嚴然たる用意と確固不動の信念を有するとの言明に信頼し將來の外交方針に萬遺憾なきを期せられたい旨を政府に要望して全會一致聯盟退後たるべき旨を決議した次第である

とて約廿分間にわたつて審査委員会の経過及び結果を報告し終つて各顧問官と政府當局間に質問應答並に顧問官より意見の開陳があつたが就中  
水町顧問官は聯盟退後後に於る國際經濟

關係殊に經濟封鎖に關する萬一の場合の ちやう注意を促すところあり  
帝國政府の對策及び決意等に對し高橋藏 終つて倉富議長愈採決を起立に問うた結果

詔書煥發さる 聯盟退後に関する通告書は三月二十七日の臨時樞密院會議において可決せられたので政府は臨時閣議を開き諸般の手續を決定し上奏御裁可を仰ぎ同午後三時内田外相は右通告をドラモンド事務總長に於て打電したが、畏くも左の詔書の煥發あり政府はこれと同時に首相の告諭を官報號外を以て發表した

詔書

朕惟フニ量ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議途ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪爾シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

各大臣 副署

相に種々質問を重ねた後自己の所信を披 顧問官閣僚一齊に起立し全會一致審査委員 歴して今後の對策に萬遺憾なきを期する 會承認通り聯盟退後たるべき旨を可決した

この瞬間こそ至高顧問府において十有余年聯盟と手を連ねて来た我が國が斷然袂を別つ最後の決定を見たのである、かくて未曾有の歴史的御前會議は散會を告げ 陛下入御遊ばされ倉富議長は散會後直に文書を以て樞密院の決定意見を上奏し午後政府にこれを御下渡しあらせられた

總理大臣告諭 此に帝國政府が國際聯盟離脱の通告をなすに方り畏くも大詔を煥發せられ帝國の向ふ所を明かにし今後國民の進むべき道を示させ給へり、聖慮宏遠まことに恐懼感激に任ふるなし。願ふに國際聯盟の使命は世界の平和安寧を企圖するに在り、是を以て帝國はその旨趣に賛同し創設以來十有三年終始誠意を以てその事業に協力し來り然るに日支案件の一たび聯盟に付託せられてより十七ヶ月にわたり本年二月二十四日臨時總會の採擇せる報告書によるに聯盟が帝國の正義公道に基き現實の事態に即して東洋の平和を確保するの他意なき態度を正視せざることを判明し、かつ帝國と多數聯盟國との間における國際聯盟規約等の解釋につき重大なる意見の相違あること又明白となり、此に帝國と聯盟とは平和維持の方策殊に東洋の平和確立の根本方針に關して全くその所信を異にするものと瞭然たるものあるに至れり、ここに於いて政府は東洋平和の確立に關する帝國の使

命と滿洲國の獨立を尊重してその健全なる發達を促進すべき帝國の責任とに稽へ、更に我國運の將來について慎重熟慮を重ねたる後遂に斷乎として聯盟を離脱するのやむなきを確信するに至れり、然りとはいへども國際平和の増進と世界文化の發達とに貢獻するは帝國の傳統にしてかつ不動の國策なり向後も尙依然として人類の安寧福祉を目的とする國際事業に參與協力するの方針を一貫して何等渝はる所なし又敢て東洋にきよくせきして偏安を事とするものにあらず

益友邦の誼をあつくし正義公道を世界に宣布せんことを期するや固より言をまたず、列國も又必ず帝國のとれる既定の根本方針が世界の平和を増進すべき唯一の方途たる事を自覺するに至るべきを確信して疑はざるなり、但現下世界の各國はいづれも不安の深刻なるものあり帝國又その圈外に超然たる能はず、加之東亞の複雑なる政局に直面して滿洲國の建設事業完成に協力し、更に進みて日、滿、支三國和協の基を開き極東の康寧を確立するの重責を荷ふこの任甚だ重く正にこれ朝野奮起すべきの秋なり、古來我が國民はかん難に遭遇するや必ずこれをこく服し轉禍爲福の成果を收めざるなしこれ國史の示す所にして國運の興隆窮りなき所以實にこゝに存す、今この難局に逢著し我が官民深く詔書の聖旨を肝銘して舉國

世界の動き

內閣總理大臣 子爵 齋藤 實

經濟豫備商議 世界不況打開のため來るべき世界經濟會議に多大の期待を繋ぐ米國大統領ルーズヴェルト氏は八年四月六日英國首相マクドナルド氏に對し世界經濟問題及び軍縮問題を商議するため渡米された、き旨の招請状を發しその承諾を得たので、更に七日フランス、イタリー、ドイツ各國首相に對しても英國と同様の招請を發した旨は日本、支那、アルゼンチン、チリ、ブラジルの諸國に對しても右會議に参加するたため代表を派遣されたき旨招請を發した



余剰貨物のたい積防止のため生産共に取引を組織化すること  
依つて日本は代表として石井菊次郎子副使  
深井英五氏を派遣に決した

× 詔請を受けた英國マクドナル首相、フラン  
ス代表エリオ氏はそれ、渡米各個人ル  
ヴェルト大統領と會見折衝を遂げたがその  
結果は曖昧模糊とした外交辭令で飾られた  
聲明書が全世界の前に掲げられただけで、  
何等ハッキリした協定しか諒とかいふもの  
は見出されない、激化する本位貨切下競争  
關稅戰に一轉回を與へる様な重大な申合せ  
も出來ず、軍縮や戰債問題も殆んど新展開  
を示すに至らなかつた

× 日米會商 帝國全權石井菊次郎子、深井英  
五氏等一行は五月十七日桑港着、シカゴを  
經て廿三日華府に入り、全權等は二十日午  
後一時ホワイト、ハウスに大統領を訪問、  
午餐の饗應を受けた後大統領兩全權及び出  
淵大使と打とげた談話を交し、翌廿五日  
は國務省を公式に訪問した上、午後再  
び石井全權と大統領とは意見を交換し、二  
十七日重ねて大統領對石井子の單獨會見が  
行はれ、同日ルーズヴェルト、石井、深井三  
氏連名の聲明書が發表された  
聲明書は當面の重大經濟問題に處する實際  
的手段に關して双方の意見一致せること、

經濟的安定及び政治的安寧は平和の基礎を  
補充する要素にして、兩者の達成を相共に  
切望することを述べし後極東の異常なる事  
態、通貨問題、銀價問題等に向つて最善の努  
力軍縮會議の終局の目的に向つて最善の努  
力を費すに決定せる旨を披瀝したものであ  
るが、帝國全權一行は翌二十八日華府發、  
ニューヨークに向ひ、六月二日渡英の途に  
就いた  
而して右會商において注目すべき點は日支  
紛争及び軍縮問題についてはアメリカの對  
日方針がフーバー政府に比して遙かに溫和  
協調的であることが認められたとの報導が  
重大視すべきである

世界經濟會議開かる

世界經濟會議は一九三三年六月十二日よりロンドン  
南ケンシントンの地質博物館において参加  
六十ヶ國代表隨員二千余名出席の下に開か  
れた、石井、深井兩代表門野顧問以下のわ  
が國も參列した、この日英帝親臨、勅語を  
賜つた、勅語並にマクドナルド議長演說等  
莊嚴なる開會式の光景はラヂオ放送によつ  
て全世界に傳へられた、而して會議の中心  
議題は、ローザンヌ會議の決議に基き、本  
年一月専門家準備委員會が作成せるもので  
あつて通貨及び信用政策、物價、資本移動  
の復活、國際貿易の制限、關稅及び協定、政  
府生産及貿易組織の六項目に分たれる財政

× ドイツ國會總選舉は十一月六日行はれたが  
その結果はパーベン現首相支持派六十五名  
に對し反對派は五百六名の多數を占めた、  
尙ヒットラー派は従来の二百卅名より三十  
五名を減じたといへ依然百九十五を占め  
第一黨となつてゐる

× ドイツ、パーベン内閣は孤立に陥り十一月  
十七日遂に總辭職を執行した  
△新内閣成立す 十一月十七日パーベン内  
閣の總辭職以後、半月の間生の構みを續け  
た獨逸の新内閣は十二月二日に至り前國防  
相クルト、フオン、シュライヘル將軍が「大  
統領内閣」を組織することを受諾し、三日  
閣僚の詮衡を了して再び議會に基礎を有せ  
ざる專制政治の出現となつた

× 十二月二十八日 シュライヘル内閣は突如  
總辭職を執行した、これは小黨のため議會  
突破の確信なかつたに依るもので組閣僅に  
五十六日の短命である。  
ヒットラー内閣出現 ドイツのシュライヘ  
ル内閣總辭職後後繼内閣が何人によつて組  
織されるかは各方面の注目を集めてゐたが  
一月三十日大統領ヒンデンブルグ元帥は國  
粹社會黨首領アドルフ、ヒットラー氏を後  
繼首相に任命し直ちに組閣を命じた、かく

經濟問題であつて凡て世界不況の原因とし  
て考へるが如き問題は殆んど網羅されてゐ  
る、會議は一般討議の後通貨金融委員會及  
び經濟通商委員會が組織されてそれ、専  
問的討議に移されたが一ヶ月で済むか二三  
ヶ月もかかるか豫測はつかないが、出來な  
い相談が案外實を結ぶか、或は却つて事態  
を悪化させるか全世界の親聽は暫らくロン  
ドンに集中される事になつた(八年六月記)

ドイツ總選舉

共和右翼獨裁か、ド  
イツの運命を決すべき聯邦議員總選舉は一  
九三二年七月三十一日行はれ八月一日開票  
したが其結果はヒットラー氏の國粹社會黨  
は二二九(一九九名増)社會民主黨一三二名  
(四名減)共產黨八八名(一〇名増)カトリッ  
ク中央黨七六名(八名増)國權黨三六名(五  
名減)バウアリア人民黨一九名増減なし)  
人民黨七名(二三名減)國家黨六名(一〇名  
減)キリスト社會黨六名(八名減)經濟黨二  
名(一九名減)農民黨一名(四名減)である

× 國粹社會黨は初めてドイツの政權を掌握  
して世界を驚かした、併しこのヒットラー  
内閣は副總理にパーベンあり、外相にノイ  
ライトが入つた。彼は二月一日議會の解散  
を行ひ三月五日總選舉をやることになつた  
△ヒットラー大勝 獨逸の總選舉は極端な  
るヒットラーの共產黨強壓が奏効して、途  
に右翼の大勝利に終つた三月五日の選舉の  
結果は左の如く、六百四十七名中政府黨は  
三百四十七名の絶對多數を占めた

△政府派 三四七  
國粹社會黨 二八八 増九三  
國權黨 五二 増一  
獨逸人民黨 七 減六  
△反政府派 三〇〇  
社會民主黨 一二五 増二  
國家黨 八一 減一九  
共產黨 七三 増三  
中央黨 一九 増一  
ババリア人民黨 二  
その他 二  
豫定の如く僚黨國權黨と提携して絶對多數  
を占め、九十三の新議席を獲得し仇敵たる  
共產黨を百名から八十一名まで減ずること  
が出來た、併し乍らこの總選舉に至る迄の  
共產黨強壓は世界史上例を見ざる峻烈無法  
なるもので本部たるリープクネヒト會館を  
占領してその前に機關銃を据えつけ、黨中

× 央委員、共產黨所屬の前議員の總檢舉を行  
ひ、出版集會の自由を奪ひ、手兵の褐色突  
擊隊を補助警官として共產黨員は射殺自由  
の權を與へ、射撃しない爲めに取締逮捕が  
出來なかつたら處罰する等といふ亂暴な命  
令を出したりして暴壓に至らざるなき取締振  
りであつた。社會民主黨も傍杖を食つて機  
關雜誌、其他出版の自由を奪はれ猛烈なる  
壓迫を被つた。一方與黨は警察官、補助警  
官を始め一切の國家權力を背景としてラヂ  
オ其他あらゆる機關を總動員して、宣傳、  
煽動に至らざるなく、全國ナチスのハーゲン  
クロイツの旗で充滿されたといはれて居る  
ヒットラーの獨權確立 ヒットラーの獨裁  
權確立の副業は遂に成つた。徹底的な共产  
黨強壓未曾有の選舉干渉、褐色突擊隊を驅  
使してヒットラーは着々實質的獨裁統治の  
實現を期して來たが、四月二十日帝國議會  
に絶對的獨裁權力の賦與を要求する法案を  
提出し、中央黨人民黨を脅迫して廿三日四  
百四十一票對九十四票の絶對多數を以て同  
案を通過せしめた、その内容は  
一、一九三七年三月三十一日迄の四ヶ年間  
政府に獨裁的權限を賦與す  
一、憲法に抵觸するとも、あらゆる法律を  
公布する權限を政府に賦與す  
一、法律制定、條約締結に關する國會及び  
聯邦參議院の有する權限を解除す



といふのであつて、憲法を無視する絶対無上の獨裁政治が茲に確立され議會は無期休會となりヒンデンブルグ大統領は翌日此の政府信賴法に署名、即日公布した  
ヒットラーは廿三日の議會に得意満面、獨裁君主としての施政方針を聲明した、それは共産黨の撲滅とベルサイユ條約の改訂を強調せるものであり、歐洲政局不安の動因を成すものである、即ち要點は  
一、共産主義勢力の根絶を期する  
一、軍備の均等を要求する  
一、賠償金の棒引を主張する  
一、四ヶ國協定の實現に努力する  
の諸點に歸着する

米大統領選挙

アメリカ大統領選挙は一九三二年十一月八日行はれた、その結果民主黨候補ルーズヴェルト氏は十二年目に共和黨候補フーヴァ大統領を取つた  
フランクリン、デラノ、ルーズヴェルト氏は一九三三年三月四日いよいよ第三十二代アメリカ合衆國大統領に就任した。彼のホワイト、ハウスにおける就任演説は何よりも先づ經濟上の切迫せる事態を國民に訴へて獨裁的權力を要求した。  
アメリカ新閣員 國務長官コーデル・ハル、財務長官ウキリアム・ウツデイン、陸軍長官デュー・エッチャーソン、司法長官トマス・

デュー・ウォルシュ、逓信長官ジエームス・エー・フアーリー、海軍長官クロード・スワソン、内務長官ハロルド・イクス、農務長官ヘンリー・エー・ウォレイス、商務長官ダニエル・シー・ローパー、労働長官フランシス・パーキンス、労働長官パーキンス女史は米國最初の婦人閣僚である  
米國金融恐慌 瀕々と傳へられたアメリカの銀行休業は一九三三年二月二十五日のメリランド州の全銀行休業発表を發端に、三月に入つて急速に擴大し、ルーズヴェルト氏が第三十二代の大統領に就任する輝かしかるべき三月四日に至り、さしも世界にその富を誇るアメリカが未曾有の金融恐慌に見舞はれ、遂に全米四十八州の銀行が一齊にモラトリアムを布くの止むなきに至つた、依つてル新大統領は五日夜、議會を招集することを決定すると共に、大統領令を布告して六日から九日迄四日間、全國銀行の休業金本位停止を斷行した  
米國政府はこの恐慌對策とし當分金輸出禁止を繼續し、通貨統制(マネー・ジツド・コントロール)をもつて進むことに決定した、スクリップ・マナー(交換所證券)は全く斷念し準備銀行券を増發することになつた  
かくて五日間の短期議會は九日正午ワシントンに召集開會され、ルーズヴェルト大統領

【本文】

第一條 本條約調印國は平和維持の目的のため聯盟の機構内において各國の有効なる協力を招來すべき政策の遂行に凡ゆる努力をなすべきことを約す  
第二條 四國は互に意見を交換すべき事を約すかつ聯盟規約第十條(領土並に政治的獨立の保障)第十六條(制裁規定)第十九條(條約の再審議)の諸規定適用につき意見を交換す  
第三條 軍縮會議失敗の場合は四國は未解決問題解決のため協議をなす  
第四條 四國は歐洲において共通利害を有する諸經濟問題につき同様に會議することを得  
第五條 本條約の有効期間は十年とす、但し第八ヶ年目の終までいづれの調印國に對しても有効期間満了の通告無き時は右條約は無期限に効力を持續するものとす  
この場合においては各調印國は二ヶ年間の豫告期間を以て條約を満了せしむる權利を有す、本條約は各國批准書のローマ寄託と共に効力を發生す  
第六條 本條約につき疑義ある際はフラン

は就位第二回目の教書を議會に送り、緊急銀行法案を提出した。この緊急法案は金準備銀行取締に關する廣汎なる權限を大統領に委任するもので、上下兩院は即日之を可決し、之に基いて金輸出禁止並に金兌換停止、銀行の休業は無期限に延期されたのである  
△金本位制離脱 アメリカ大統領ルーズヴェルト氏は五月二十六日現下の緊急處置として金本位制を改め法令を以て金本位制を離脱する事に決定した  
去る三月四日大統領就任以來アメリカの財界の巨救と沈衰せる産業政策にあらゆる手段を盡くして努力をなして來たルーズヴェルト大統領は四月十九日大統領布告を以てアメリカの金本位離脱を宣布し今日に至つたがその後の國內並びに國際情勢に鑑み現在の緊急處置を恒久化し新法令を以て現行金本位制條令を取消し、アメリカは法令上正式に金本位制より離脱せしむるに決し本下院銀行通貨委員長スチーナル氏及び上院銀行通貨委員長フレッチャー氏に對し右實現を目的とする決議案を夫々上下兩院に提出すべき事を要請した  
南洋委任統治問題 日支事件の聯盟に於ける紛糾に伴ふ、日本聯盟退脱に相關聯して我南洋委任統治諸島に於ける主權歸屬問題等が我國學界言論界を賑はして來

日本軍縮提案

ジエノーヴ一般軍縮會議は一九三二年十二月十日帝國政府の日本軍縮案提出によつて、我國にとつても直接大關係をもつ事になつた、過去約七年、その間派生的に倫敦軍縮會議等はあつたが國際聯盟の一般軍縮會議は、殆んど何等の成果を來して居ない。それが本年に入つて、戰債問題にからんだ、フーパー大統領の三分の一軍縮案が出され、獨逸の軍備均等要求から軍縮會議脱退騒ぎを起して以來、同會議は非常なセンセイションを呼び起して今や戰債問題と共に世界政局の二大問題の一つとなつて渦を卷いてゐる、日本提出骨子左の通り  
A 一般協定 一般協定は艦船の質的縮減及び日、英、米、佛、伊の五國の攻撃威力大なる艦船の量的縮減を協定し、尙右各國に通ずる乙級巡洋艦以下の最大限度保有量を協定するを目的とす  
(一)各艦種の艦型及び備砲の制限縮小を協定す  
(二)日、英、米、佛、伊の五國の主力艦、航空母艦及び甲級巡洋艦保有量の制限縮小を協定す  
(三)日、英、米、佛、伊の五國の乙級巡洋艦

たが國際聯盟に於いて和協の見込み盡き十九人委員會が我國の反對に一顧をも與へず二月十四日聯盟規約第十五條第四項に依る勸告案の起草をなせし後我が脱退の決意成るや、世人の注意は再び同問題に集められ二月二十二日海軍當局は非公式聲明中、南洋委任諸島は滿蒙同様我が生命線であつて生命を賭しても之を手放し得ないことを斷言したと報ぜられたが同廿三日頃の伯林發の新聞特電は獨逸が日本の聯盟退脱に南洋諸島が獨逸に返還するべきを主張したとか或は相當の補償にて買戻すべしとか又同問題に關し聯合國會議開催せらるゝかの如きの風説を傳へ、日本大使館と交渉が行はれてゐるかに喧傳されたが結局右は風説に終り何等の發展をも見なかつた  
四ヶ國條約假調印 前途を危まれてゐた英佛獨伊四ヶ國協力條約案は六月七日夕刻七時三十分ローマにおいて英佛獨三國大使とイタリア外務當局との間に假調印を了した右の結果三月十七日英伊兩國首相の會見に端を發した四ヶ國協力條約案は幾多の難關に逢着しつつも、完全に成立し曲りなりに歐洲平和の一礎石はすゑられた譯である  
條約内容 【前文】本條約調印國は四ヶ國間の連繫を補強し以て歐洲平和の確信を強化することによつてのみ全世界を覆ふ不安を一掃し得べきことを確信す



驅逐艦及び潜水艦保有量は右各國に通ずる最大限度の保有量を本一般協定において定め、右各國が實際に保有すべき量は特別協定の分類に従ひ各國の属する組においてそれらの關係國間に現實保有量を標準としその地理的地位、特殊事情等を考慮し前記最大限度の範囲内において出來得る限り縮小することを協定す

(四)日、英、米、佛、伊の五國以外の各國の保有量は各國の現實保有兵力量を標準としその地理的地位特殊事情等を考慮し特別協定において制限縮小すべきことを協定す

B 特別協定 特別協定は全世界の各國を概ね太平洋組、大西洋組、歐洲組、南米組に区分し、一般協定において定めたる所を基礎とし、主として各國の實際保有すべき兵力量(日、英、米、佛、伊は乙級巡洋艦以下の保有量)に關し各組毎に制限縮小を協定す、然して二組以上にまたがり密接なる關係を有する國は、その關係組の協定に参加す

具體案 (一)將來建造の各艦種の艦型及び備砲の最大限を左の通り制限縮小す

主力艦 二五、〇〇〇噸

甲級巡洋艦 八、〇〇〇噸

十四吋(三五・五種)砲

八吋(二〇・三種)砲

乙級巡洋艦 六、〇〇〇噸

六・一吋(一五・五種)砲

驅逐艦(掃蕩驅逐艦を含む) 一、五〇〇噸

五・一吋(一三種)砲

潜水艦 一、八〇〇噸

五・一吋(一三種)砲

航空母艦を全廢し、かつ艦船に飛行機着艦用の台若は甲板を裝備することを禁ず

(二)日、英、米、佛、伊の五國の主力艦及び甲級巡洋艦の保有量を左の通り縮小す

◇主力艦

日 本 二〇〇、〇〇〇噸 八隻

英 國 二七五、〇〇〇噸 十一隻

米 國 二七五、〇〇〇噸 十一隻

佛、伊兩國は一五〇、〇〇〇噸(隻數任意)

を最大限度としその範囲内においては各の實際有すべき量を關係國間において協定す

◇甲級巡洋艦

日 本 八〇、〇〇〇噸 一〇隻

英 國 九六、〇〇〇噸 一二隻

これを要するに、帝國政府の提案は、全世界輿論の是認せる軍縮に關する原則を基調とし、軍縮事業の目的を達成するに、もつとも公正合理的にして實際的なる解決方法を提出し、會議の成功に寄與せんとする誠意を披れさせるものにして、他海軍國においてこれを受諾するに困難なかるべきを信するのみならず、これにより關係各國の軍事費負擔を軽減せしむること莫大なるものあるべく眞に恒久的世界平和の確立に寄與するの道なりと確信するものなり

米 國 九六、〇〇〇噸 一二隻

佛、伊兩國は五六、〇〇〇噸(七隻)を最大限度としその範囲内においては各々實際有すべき量を關係國間において協定す

(三)日、英、米、佛、伊の五國の各國に通ずる乙級巡洋艦、驅逐艦及び潜水艦の最大限度の保有量を左の通り定む

乙級巡洋艦 一五〇、〇〇〇噸

驅逐艦 一五〇、〇〇〇噸

潜水艦 七五、〇〇〇噸

田幸八(頭部貫通銃創)△一等兵岩手郡瀧澤村工藤喜一郎(左手背部砲彈破片創)△同下閉伊郡重茂村石崎安五郎(腹部貫通銃創)△同上閉伊郡鶴住居村佐々木利喜三(胸部貫通銃創)△伍長東磐井郡松川村安東正(大腿部貫通銃創)△一等兵西磐井郡中里村佐藤一夫(右膊砲彈破片創)△同上閉伊郡大槌町黒澤喜藏(左膊砲彈破片創)軍曹和賀郡立花村昆喜藏(胸部貫通銃創)

△輕傷者(十二名)

△中尉東磐井郡澁民村千泥亦吉(大腿部貫通銃創)△上等兵和賀郡笹間村高橋九平治(左頬部擦過銃創)△伍長上閉伊郡宮守村伊藤文三(右手貫通銃創)△上等看護兵東磐井磐清水村佐々木武志(左手背部擦過傷)△上等兵下閉伊郡宮古町大久保千代吉(同)△軍曹氣仙郡赤崎村金野忠男(食指貫通銃創)△軍曹盛岡市下厨川長岡英夫(左肩部破片創)△一等兵和賀郡横川目村柴田長松(右頬部同)△同東磐井郡長島村山田慶之進(唇及肩破片創)△同岩手郡西山村村上隆保(右膝蓋部同)△同下閉伊郡千徳村小林仁三郎(肩甲部及左頬部同)△柴田一等兵は二度目の戦傷であるこの山海關事件における我軍の戦死傷者は合計百十五名(將校四名、准士官九十六名)であつた

砲火によつて明け

一、元日午後九時二十分頃山海關南門外日本憲兵分遣所構内、同分遣所長宿舎奉山

### 山海關事件

### 日支事變と郷土兵

線山海關驛日本軍鐵道看視哨所及び滿洲國々境警察隊附近に手榴彈を投げ又小銃射撃を加へたものがあつたので、わが守備隊は直ちに警戒配置につき且つ支那側と協定を結び小康を保つた

一、二日午前十一時頃わが守備隊は支那側との右協定に基き南門の處理に向はんとした所、支那軍は依然南門附近にあつて不法にも突如射撃し兒玉中尉戦死外に數名の負傷者を出した、こゝに於てわが守備隊は自衛上己むなく應戦した

### 早川部隊戦死傷者

(一月三日山海關城壁附近の戦闘)

山海關事件は早川部隊渡滿最初の激烈な戦闘であつた

△戦死(五名)

△軍曹 上閉伊郡青笹村櫻井與八(腹部貫通銃創)△同東磐井郡門崎村小野寺由助(戦傷何ヶ所不明)△一等兵上閉伊郡栗橋村中平林平(不明)△同西磐井郡金澤村阿部政雄(大腿部貫通銃創)△同九戸郡夏井村下道専太郎(不明)△同紫波郡見前村吉田清七(腹部貫通銃創)

右六勇士は戦死と同時に何れも進級せり

△重傷者(十名)

△上等兵岩手郡本宮村仙北町中村治兵衛(右肩貫通銃創)△軍曹和賀郡小山田村吉

### 日支事變と郷土兵——山海關事件

昭和八年の春は山海關に於ける日支兩軍の

歩兵第五聯隊第一小隊長特務曹長八木吉之助氏(下閉伊郡宮古町)は一月三日山海關の攻撃で負傷す

△戰死者 山形縣東村山郡高瀬村工兵軍曹遠藤儀作、山形縣東田川郡清川村工兵上等兵池田定雄

△重傷者 山形縣鶴岡市大字大寶寺工兵上等兵住吉三之助、青森縣三戸郡市川村工兵一等兵木村金之丞、秋田縣山本郡岩館村工兵一等兵菊地精市

△輕傷者 岩手縣氣仙郡高田町工兵一等兵平忠治、秋田縣秋田市日形字山崎工兵一等兵伊藤忠雄、山形縣山形市香澄町字元廠工兵一等兵沼澤政太郎

山海關攻撃 早川部隊長手記

昭和八年、第〇師團の當り年だぞ是は元旦遙かに東天旭光を拜して皇室の彌榮えを祈ると共に將兵一同が腦裡に閃いた實感であ



り又心に刻せる覺悟であつた、正月二日居蘇の醉未だ醒めざるとき突如下れる出動命令目指すは山海關と聞いて餘りに其機の早きに驚きながらも快心の笑みを漏らしたの

指揮する正規軍約三千之に對して我軍は僅かに約一千、本日中に落城せしめ得るやは幹部として一抹の暗雲なき能はずであつた我に飛行機あり戰車あり將又骨幹たる砲兵ありだ加ふるに海よりは海軍の

午前十時途に火蓋は切つて落された、廣野野砲聯隊の砲聲は段々として、天地に響き萬里の長城も爲に揺ぐかと思はれる海軍の砲彈の唸りは我々の士氣を鼓舞する事極めて大飛行機の爆撃と共に一彈の炸裂毎に快哉を叫ばしめ又壯烈を思はしめた、高さ二十米厚さ平均十米の城壁に對する破壊射撃

今度こそは勘忍袋の緒が切れて弓の弦も矢を放つた形である小子は信賴する干泥中尉以下二十七名に上る死傷者を出した事を場所柄とは謂へ陣頭に立ち過去の戦役に於ける小子の負傷を追懐し誠に聯隊長として今恐懼に堪へない感に打たる、と共に深く同情する次第である

第一線將兵の奮戦を見ては恩命に浴した聯隊長として唯々感謝感激の外はない砲兵の射程延伸に續き第一線歩兵は破壊口より城壁目指して馳け寄り又綱繩を利用して六角堂に登るのである敵の猛火は未だに止まぬ壁上短る者あれど續くものは皆唯肉彈是突撃勇敢決死の奮戦は遂に城壁高く日章旗を掲げしめた是時正に午前十一時四十五分であつた

想ひ起すは日露海戦の當時「天氣晴朗なれども波高し」の名句は今日は「天氣晴朗にして風静なり」の拙句で次ぎたい嗚呼今日こそは終生記念すべき日であり又時であつた事を銘記したい敗殘兵を掃蕩しつ、追撃又追撃午後〇時四十分には完全に北門を占領してしまつた此頃谷聯隊も既に破壊口、中門を経て前進又奮進其一部隊は北門に殆んど同時に進出し主力は西方に進み山海關部隊も亦天津軍隷下の名に耻ぢず勇猛果敢に西門に迫るが如く西門附近に近く遠く銃聲が盛んに響いてゐる

難攻と見られし山海關城も約三時間弱にして完全に我有に歸し敗敵を猛射する兵士の顔も得意と歡喜に満ちてゐる折しも北門近く鷹の飛翔するを見我第七中隊の一兵が忽ち銃口を空に向けて一發放した一奇縁といふべしだが又見事に射抜いて城外に落した是瑞鳥だ且は瑞兆と謂はざるを得ない山海關城陥落と相和して眞に目出度い極みで聯隊長以下狂喜すること百倍である斯くてさしもの堅城も見事我軍の有となり一同第八師團の名譽を擧げ得たるを喜び渡瀟以來の爵を一掃したるが如く戦塵にまみれた將兵の笑顔も正月上以上に微笑ましいものがあつた

僅少の兵力を以て僅か三時間にして堅城を陥れたのは一に大元帥陛下の御稜威に依るものであるが剛膽深慮なる鈴木少將の指揮せられた各隊が皇國に對する責任觀念の下に協力一致必勝の信念で力攻した事に基因するものと深く信ずる次第である又此の耀々たる戦勝の裏面には身を以て力戦した戦死傷者の功績に思ひを致し深甚なる敬意を表せねばならぬと共に従来より我等戦友に同情刺戟を與へられた銃後の人々の援助を感謝する西中將の統率する第〇師團は渡瀟以來大部隊を以て眞の激戦をやつた事はない又今までは隠忍持久して居つたのである

日支事變と郷土兵——山海關事件

今我々は二里餘を隔て、敵と相對し山海關警備に任じてゐる敵は刻々と兵力を増加し山海關奪回を企圖して居る事は頻々たる情報に依つても明かである然し大丈夫だ我親愛なる戦友は我一を以て敵十に當る否より以上の旺盛なる意氣を以て攻勢的態度で待ち構へてゐる此情況は蓋し天知る地知る又知る人ぞ知るの類であらう國民の熱烈なる聲援に對しては必ず東北健兒の意氣を示し誓つて皇威の發揚に努めんと將兵は相共に期して居る城壁を鐵兜の兵隊が毛嚨に顔を埋めて敵方を見凝めて居る頼もしいものであるえん、山に連なる萬里の長城は上弦の月に黒き姿を浮ばして居る銃聲一發野犬の聲喧まし

今度こそは勘忍袋の緒が切れて弓の弦も矢を放つた形である小子は信賴する干泥中尉以下二十七名に上る死傷者を出した事を場所柄とは謂へ陣頭に立ち過去の戦役に於ける小子の負傷を追懐し誠に聯隊長として今恐懼に堪へない感に打たる、と共に深く同情する次第である

敵もさるもの我捕虜の言を聞くと敵軍は決して山海關は落城しないと自信してゐた様だ從つて我が猛烈なる砲撃に對しても掩壕の陰にかくれて砲聲のゆるむのを見て射撃を續けたのであるから戦場の敵死体も我が掃蕩により掩壕の中若くは其附近でやられたものが實に澤山見受けられた所謂死体累々と謂ふべき状態であつた、防備は彼等の自負する如く實に立派なもので掩蓋機關銃座は多數あつて之等を結ぶ交通壕は縦横に伸び暗壕あり掩蔽部あり數丈の城壁と共に一要塞と見るべきものである實際に來て見なければこの堅固な施設は想像がつかぬと思ふ

元且や一系の天子富士の山  
嗚呼此の句を再三再四熟唱する時心からな  
る感激と過去日露戰役參加の當時と今次の  
幸運とが、まぎれと追懐されて感謝と共に  
に感慨無量に堪へぬ喜ばしい哉  
於山海關警備隊本部  
一月七日夜誌  
早川 大 佐



### 第八師團渡滿

昭和八年の初年兵は熱河の事態豫断を許さぬ一月の二十日入營したが第八師團は直ちに滿洲に派遣されたことゝなつた廿二日師團司令部は「渡滿各部隊は廿五日より輸送を開始し二十七日を以て完了の筈で盛岡部隊及び青森弘前の各歩兵部隊は東北本線經由其他の部隊は奥羽線經由渡滿する」旨發表した出發情況 われ等が盛岡〇兵隊上原健市大佐の率ゆる〇〇〇名の東北健兒は一月二十五日夜十時二十分盛岡驛發軍用列車で滿洲派遣の壯途に上つた此の日兵營内は勿論全盛岡市は熱誠沸るルツボの如き昂奮で派遣の將兵既に滿蒙の天地を呑むの激測たる元氣を示し同日夜六時武裝いかめしき將兵は花火合圖に觀武ヶ原の兵營を歩武堂々繰出し市内を行進、縣社八幡宮、櫻山神社に武運長久の祈願を籠め市民に快別の行進を終へ軍用列車上の人となつたが沿道到る處折柄降り出した白雪も物かは歡送の市民で蟻の匍ひ出る隙間もない程の人並みで萬歳と小旗と提灯の感激

### 熱河討伐

張學良の熱河省擾亂、湯玉麟の反滿態度は山海關事件以來いよ／＼露骨となり滿洲國は國土保全治安維持上斷然反滿逆徒の討伐

の大怒濤を揺り起し曾てみざる熱誠溢れる激勵の中にアジアの嵐鎮撫の征途に上つた  
又我が郷土兵より成る弘前早川部隊は二十七日午前九時二十分弘前を出發し同日午後になつかしの郷土入り爲し各驛において肉身同胞と最後の快別を停車十一分間、なほ同列車にて本社は小原寫眞部長を派遣從軍せしめた。かゝる弘前部隊は二十九日廣島縣〇〇港を出帆三十日釜山上陸、二月三日錦州に到着早川部隊長の麾下に隸屬し北大營の兵舎に入つたがこゝにて初年兵の教練が行はれることになつた  
盛岡騎兵部隊も出動、騎兵第三旅團から滿洲駐屯交替部隊として騎兵第二十三聯隊金澤特務曹長以下〇〇名、同第二十四聯隊金井特務曹長以下〇〇名の計下士官〇〇名を派遣することゝなり同部隊は四月八日午後三時〇〇分盛岡驛出發、市民の熱叫する歡呼の聲に送られて輝かしい首途に上つた

を開始することに決定討伐軍總司令官張景惠前敵總司令張海鵬に命令が發せられ、滿洲國軍約十萬の大軍は二月廿五日魯北、開魯、北票の三路から威風堂々砂塵吹まく砂

ばく山また山の險路を越え嚴冬の熱河省内に進軍した  
△陸軍省聲明 熱河討伐に關しては軍事作戦の關係上新聞掲載の自由を有しなかつたが二月二十五日解禁と同時に陸軍省より從來の経過及び現在の戦況につき左の如く發表した  
一、滿洲國政府はその國軍をして國內治安回復のため大舉熱河省内の肅清を斷行することゝなつた、關東軍は日滿親善の精神に基き、かつ日滿議定書の示す所に從ひ同國の崇高至當かつ壯烈なる行動に對し滿こらの賛意を表し、こゝに所要の兵力を以てこれに協同することになつた  
二、關東軍は滿洲國軍と緊密なる連絡を保持し二月上旬より諸準備に着手し既に之れを完了し得たので本廿五日を期し各方面一齊に行動を開始し極寒を冒し險峻なる山地を越え所在の兵匪を驅逐しつゝ、熱河省内に進軍中である  
三、二月廿一日早川部隊は千餘の敵を撃ぜし北票を完全に占據し北票支線を確保した  
四、二月廿四日滿洲國軍の一部隊は開魯を急襲占據し吹雪の中に城頭高く新五色旗を翻した、同軍は續いて進軍を繼續してゐる  
五、敵軍内部には動搖の微歷然たるものがあつて劉桂堂軍約二萬は二月廿日逸早く反張通電を發し滿洲國に歸順し今次討伐に参加してゐる、その他各方面に投降し

### 又來る部隊多數ある見込

六、關東軍並に滿洲國軍の將兵は意氣衝天の概があり、その連絡もすこぶる圓滿緊密であつていまだ各方面とも敵軍と眞面目の衝突は見ないが戦はずして既にカク／＼たる勝利を確信してゐる

#### 各部隊行動概略

- △二月二十日 熱河討伐命令下る早川部隊最先に出動
- △同二十一日 早川部隊南嶺占領△同二十五日鈴木先遣部隊は朝陽を占據
- △同二十八日 北部、劉桂堂軍は大山に入城、中部、茂木部隊は房身占據、南部、米山部隊沙帽山を占據
- △三月一日 米山先遣隊浮源を占據
- △同二日 服部部隊は凌南を占據、茂木部隊赤峰を占據
- △同三日 川原挺身快足部隊平泉城を占據
- △同四日 川原挺身快足隊は熱河省都承德に入城
- △同五日 服部部隊は喜峰口を占據
- △同六日 川原、長瀬兩部隊は長城古北口を占據
- △同十日 我軍陸軍記念日を期し長城線一帶の總攻撃を開始す
- △同十二日 長城以南に退却してゐた支那軍は突如長城を越えて熱河に侵入、我軍は直ちに應戦したが服部部隊は喜峰口に

日支事變と郷土兵——熱河討伐

において死傷四十五名を出した、小泉部隊北門爆破に依つて〇〇隊古北口市街に突撃し各部隊入城、古北口を完全に占據  
△同十七日 早川枝隊長城の關門羅文峪において宋哲元軍主力と激戦死傷三十九名を出す  
△同十八日 喜峰口前面において加藤將校斥候隊は敵の重圍に陥り全滅  
△同十九日 羅文峪に敵再び逆襲、加藤大尉、阿部中尉以下負傷二十名、戦死兵三名を出す  
△同二十三日 滿洲國丁強軍は關内に侵入し石門寨を占據す  
△四月一日 長城線盛川枝隊は石門砦を占據  
△同十日 熱河討伐最後の長城前面の敵根拠地撃滅を期する爲め皇軍は喜峰口、界嶺口、冷口及び古北口の重要關門の總攻撃を開始す。早川枝隊長劉家口附近の激戦で高橋中尉以下戦死十一名負傷二十九名を出す  
△同十二日 連戦連敗の支那軍總崩れ、遂に糠東を放棄す  
△同十五日 盛川部隊海陽鎮を占據、神代高田兩部隊永平に入城  
△同十七日 山海關守備隊落合部隊は秦皇島方面の不安状態と日支兩國人の希望により秦皇島に入城

△同廿二日 關東軍は談話の形式を以て糠東進出の我軍は逐次長城線に復歸すべき旨を聲明した  
△同廿六日 西部隊の鳥村枝隊長は興隆縣を占據、郷土兵戦死三名、負傷八十三名  
△同二十八日 西部隊南天門の高地を占據  
△五月七日 平賀部隊撫寧入城、高田部隊は遷安を占據す  
△同十一日 鈴木、川原兩部隊新聞嶺を占據す  
△同十二日 石匣鎮陥落、新聞嶺石匣鎮は西部隊全將士を擧げての突撃で肉彈戦實に十數回に亘るもので猛烈を極めたこの戦は今事變中最大の激戦で我が損害も實に多大なものであつた同部隊各隊の蒙れる損害は左の如くである  
△早川部隊 松本曹長以下戦死廿三名、負傷四十一名、計六十四名  
△上原部隊 戦死一名、負傷小泉大尉以下二名、計三名  
△谷部隊 戦死通譯川島佐吉、大塚特務曹長外下士官以下三名、負傷三十二名、計三十七名  
△長瀬部隊 戦死十五名、負傷四十八名、計六十三名  
△田中部隊 阿部特務曹長以下兵三名、負傷三十三名、計三十六名  
△橋本部隊 戦死一名、負傷四名、計五名



△その他 負傷一名

△三宅部隊 戦死小山大尉、土居軍醫外兵一名、負傷六名、計九名

累計戦死五十一名、負傷百六十六名

△同十五日 皇軍豊潤に入城、西部隊一舉に密雲を突く、天津北平人心動揺す、何應欽停戦申込む

△同十八日 川原、鈴木兩部隊密雲に入城、松田部隊は玉田城に入城、服部部隊は石門鎮に入城、丁強軍は唐山に入城す、北支形勢變動の爲め反將軍續々起つて獨立を宣す

△同十九日 川原部隊懐柔に進む

△同廿二日 皇軍北平に迫る、宮本部隊は北平城外六里の燕郊鎮を占據す、爲めに北平大混亂、服部部隊は通州を占據す

△同廿三日 何應欽は遂に北平を放棄するに決し支那軍に對し急ぎ撤退命令を發した。宮崎部隊北平に入る。

△同廿七日 北支形勢悪化するに伴ひ支那側は和平を希望し、我軍に對し停戦の提議をなした旨陸軍省公表

△同三十日 關東軍司令部は我陸軍運輸部塘沽において日支停戦交渉開始さる

△同三十一日 日支停戦交渉成立、支那側は不進出を誓約し我軍は適時長城線に撤退すること等五ヶ條を締結調印を終る

### 北支進出

我が軍は四月十日を期して長城全線に亘つて總攻撃を開始した、多倫、喜峰口、冷口、界嶺口、山海關の各方面から進撃した支那軍は皇軍の猛撃に忽ち總崩れとなり何柱國は灤東を棄て、灤州に逃げたが我軍は長城確保の原則により一度占據した灤河の線から一舉に長城線まで引揚げたが灤河方面の支那軍はこれに乗じて再び肉薄し來り盛んに挑戰的態度に出でた

五月四日我軍の態度を明かにし「支那軍の挑戰にして依然たるものあるに於ては再撃三撃敢て辭するものにあらず」と聲明七日命令一下と共に一氣に灤東一帯の敵を席捲すべく我部隊は勇躍前進を開始し日ならずして撫寧、遷安、永平の各要害を攻略し、十一日未明西部隊は南天門より新開嶺の總攻撃を開始し十數回にわたる肉彈戰を演じて堅陣新開嶺も同日夕刻に到り遂に陥落した連戦連勝破竹の勢を以つて進む我軍は十二日石匣鎮、十五日豊潤十六日開平に入城、中央軍に全滅的攻撃を加へ平津を完全に遠巻きとした、更に十七日密雲、玉田、石門鎮を占據し日章旗を翻へした一方滿洲の丁強軍も唐山を占據したので支那軍は各線とも全く混亂に陥り到底支ふべくもなき形勢を見た何應欽は十九日緊張將領會議を開き萬福

麟、龐炳勳、宋哲元、徐廷琚等全線將領に對し北平へ引揚げ命令を發した、これと同時に唐山の杜毅軍李軍信陽の梁冠英等續々として蔣介石に反旗を翻し北支の形勢は將に大變動の本舞臺に入らんとしてゐる、この頃我が飛行機しばしば北平の上空を飛來して威を示した

天津市街は反將の大暴動が起り北平にも我が駐屯軍の歩哨襲撃事件あり敵軍續々後退して北平に入り天津北平は大混亂に陥つた

二十一日服部部隊は敗敵を追撃し北平の東方六里の燕郊鎮を撃破し一舉に通州を占據して北平の城外に迫つた

何應欽始め支那軍當局は形勢急轉に極度に狼狽し全く戰意を失ひ斷乎たる我軍の決意と威力の爲に彼等の反抗が如何に無謀であるかを自覺した如く二十二日夜何應欽は全軍に退却命令を發した。斯くて北平城内は皇軍の入城を見ざるに既に全くガラ空きとなつた。二十三日天津駐屯軍より派遣された宮崎少佐以下の増援部隊は同日午後〇時威風堂々入平したこの頃我飛行機〇臺が編隊で北平上空に飛來し低空で盛に示威した

こゝにおいて廿五日密雲において何應欽より我軍司令部にその軍使たる參謀徐謀燕を以て正式に停戦の提議ありいよ、停戦交渉に入つた

### 日支停戦協定

日支停戦交渉は八年五月三十一日塘沽において、關東軍岡村參謀副長と北平軍事分會參謀熊斌との間に協定が成立した

協定の要領は次の如くである

一、支那軍は速かに延慶、昌平、高麗營、順義、通州、香河、寶坻、林亭鎮、寧河蘆臺を通ずる線以西及び以南に一律に撤退し、爾後同線を越えて前進せず、また一切の挑戰攪亂の行爲をしない

二、日本軍は、この約束の實行を確める爲めに、隨時飛行機及びその他の方法によつて、これを視察する。それに對して支那は諸般の便宜と保護を與へる

三、支那が、この約束を守るにおいては、日本軍は撤退線を越えて更に支那軍を追撃せず、自主的に長城の線に歸還する

四、長城の線以南と、この支那軍の撤退線との間の地域の治安は、支那側が警察官を以て當る

五、この協定は調印と共に効力を發生する

陸軍省の聲明 停戦協定成立に關し陸軍省當局は左の重大なる聲明を公表した

さきに皇軍の熱河省肅清を完了するや、關内に退却したる支那軍は南方より北上したる中央軍と共に長城前面近く陣地を構築し之を根據とし邊疆を窺ひ挑戰日に繁くして滿洲國南境はために一日の和平

をも許されずかくの如き状態の永續は皇軍の到底忍ぶべからざるところ遂に再度にわたる關内進出を余儀なくせらるゝに至り、將に支那軍を殲滅するの機遠からざるを想はしめたる時たま、支那軍側は深く自ら顧みるところあり無益にしてかつ無謀なる抗戰の非をさとし停戦の交渉を希望し來るに至れり、皇軍の目的は滿洲國境の安全を確保し、以て極東平和の基礎を確立するに存し、敢て他意のあるなし、依て支那軍にして誠意を披瀝して停戦を求むるに於ては之然欣を應諾するやもとよりそのところなりかくて櫛俎の間折衝を重ねること旬日、五月三十一日遂に日支兩軍の間に停戦協定の成立を見るに至るたに兩軍のために慶賀すべきところなるのみならず東洋平和建設に一步を進めたるものとして誠に欣幸に堪へず然りと雖も本協定は支那軍が誠意を以てこれを遵守履行することによりて初めて効果を發揮するものなるを以て支那側がこれをして一片の空文に終らしめざらんことを希望するや甚だ切なり従つて北支方面政權今後の對滿對日政策はその誠意を測るの試金石として大いに注視を要するところなり苟も支那軍にして協定に悖るが如き行爲あらんか皇軍は更に直ちに斷乎たる處置に出づべきや言を須

### 日支事變と郷土兵——北支進出—郷土兵の活躍

#### ひざるところなり

#### 張學良の下野

熱河に於ける張學良軍の意外の敗北に學良糾彈の烽火は一齊に上つたが蔣介石に於いても學良の没落の結果を怖れ中央軍を河北省に進め又三月三日夜その腹心たる何應欽を北上せしめて學良に辭職の勸告をなした事變の全責任を負つて骸骨を乞ふ旨の通電を發した、その後三月九日夜、北上した蔣介石を中心保定において事變善後策協議のため開かれた會議の席上において(學良顧問ドナルド氏の發表に依れば出席者は蔣介石、張學良、宋子文、何應欽の四名)蔣介石は國民政府が學良の辭表を正式に受理する旨を學良に傳へ、又學良の率ゆる東北六ヶ軍全部を引繼ぐ旨を申渡した

× 學良は三月十一日拂曉下野通電を發した

#### 郷土兵の活躍

##### 早川部隊第一線に

熱河討伐の幕切つて落されるや、錦州に待機してゐた皇軍部隊のうち眞先に自動命令を受けたのは我等の岩手縣出身兵を以て成れる早川部隊である

二月二十日出動命令を受けた早川部隊は



同夜早川部隊長以下光榮ある軍旗の下に死を誓ひ勇士は勇躍北票を目指して錦州驛を發し二十一日午前一時朝陽寺驛に到着先遣部隊と合したが

同夜敵の第一線部隊の猛烈な夜襲を受けるやこれに應酬しつゝ南嶺前面三百メートルの地點に迫り、右翼平柳枝隊左翼烏村枝隊と協同しつゝ果敢な攻撃を加へた

南嶺附近に據つた敵は董福亭の正規軍第七百七旅、張從雲の第六百六旅、孫德奎の東北第九旅、湯玉書の第三十六團總勢約三萬の大軍我軍はその十分の一にも足らぬ寡兵であつたが



熱河營高地を占領し萬歳をけさる早川部隊

前方に來た時突然真正面より連續的な迫撃砲の猛射を受けた直ちに山砲は應戦し歩兵は散開して攻撃した交戦後約一時間

逃げる敵を追つて凌源西端に出た時は午後一時頃だつた此處でもう一食分しか残さぬ「カンメンボ」を半食分食して餓をし

刻までに入城したかくて直に治安維持の任についた我軍は安民の布告を發し生業に安んずる様勸告したので今日まで支那軍の暴狀に苦しんでゐた市民はいづれも日章旗を打振つて我軍を歓迎した

承德一番乗り

盛岡工兵部隊の活躍

指揮後藤少尉手記

熱河討伐の第一歩は實に吾が早川部隊であつた、また承德一番乗りは川原挺身隊に配屬された盛岡工兵部隊後藤少尉の率ゐる一隊のトラックであつた、誠に熱河討伐赫赫たる武功岩手の譽れ是に過ぎたるものはない、以下後藤少尉の一番乗りの手記

義州朝陽自動車道の補修を命ぜられた工兵隊は大隊長を先頭に工事を實施しつゝ朝陽道を進出した或は高原の大吹雪の中に必死の作業を續け或は積雪の路傍に睡魔を凌ぎ二月二十五日朝やつと朝陽に入つた時は既に友軍の占領する所となり廣い城内の道路は自動車と馬車に埋まつてゐた敵の顔は一度も見ず朝陽に入城した我々は實に悲肉の感に堪へなかつた、(何の爲めに我々は此處迄來たのか)と大いに悲憤した事務兵もいたが突然吉報が

齎らされた

第二中隊は川原挺身隊に配屬を命ぜられ自動車に分乗し三月一日早朝出發八十里の彼方承德を目指し僅か四日間を以て當面の敵を蹴散らし一舉奇襲により敵の後方を擾亂せんとする實に痛快極まる一大壯舉に加はる事が出來た大隊長の訓示も遂に涙となり我々も亦決死の覺悟を眉宇に漂はした。かくて、一日早朝出發した我々は第一日十數里を踏破して午後三時頃途に渡滿以來初めて敵陣の洗禮を受ける事となつた葉柏樹の陣地攻撃だ敵陣は雨飛し迫撃砲弾は物凄く頭上にさく裂した我々は十七聯隊の軍旗と共に第一線に近く前進した第一線陣地は約一時間にして突破する事が出來たが敵は第二第三の陣地を利用して巧みに戦つた戦闘は遂に夜に入るも續けられ我々は零下二十八度の山上に一夜を明かした彈の亂れ飛ぶ山上の一夜「カンメンボ」をかじり乍ら寒さに泣いた此一夜こそ我々が初めて戦地だと思ひついた程苦痛の一夜だつた

午前三時頃第一線部隊は敵陣地を陥し入れ葉柏樹部落の夜襲に移つた夜も明けやらぬ二日早朝食事準備も中途に急速な追撃に移つた睡魔は襲ひ來て敵も忘れ兵は車内で居眠りを續けた余は第二中隊最古參小隊長として最先頭にあり常に敵狀の監視を續けた丁度自動車の縦列が凌源のを受け隠れ場のない我々は最後の腹をきめて戦闘した四輛目からは自動車續かず我々は孤軍奮闘した

のいだ戦闘には強い日本軍も支那兵の逃げ足には追いつかない實に敵乍ら見事な逃げぶりだ「カンメンボ」をかじり乍ら又車上の人となつたこれからの追撃は實に痛快そのものだつた装甲自動車二臺を先頭に急スビードの追撃敵は逃げ場を失ひバタ／＼と地上に倒れた數里に亘る山間道路は死骸に埋められ迫撃砲機關銃は幾多遺棄せられ其の彈藥のみにも何百萬を算した事か死に切れぬ敵は軍刀の露と消へた斯くて凄惨極まりなき二日の夜を暮し追撃は依然續けられた百數十臺の自動車の氣味悪い射撃を耳にしつゝいつか深い眠りにおちていた

明ければ三日午後一時平泉を立ち別に大した抵抗も受けず一小部落に一夜を明す四日永久に紀念すべき我等が承德の一番乗りの日、前衛に配屬せられた第二中隊より更に余の指揮する一ヶ分隊(上宿軍曹の分隊)は前衛に配屬を命ぜられ尖兵の直後を前進した自動車大縦列、第三臺目に出た我々は思はず欣喜雀躍した承德に近づくと従ひ敵は増加した、我々は尖兵と共に散開して戦闘した逃げる敵を猛撃進撃した兵は實に勇敢に戦闘した違つて指揮官のハラ／＼する事が多い位だつた承德の前方各地に我々の自動車走り込んだ時前方高地より砲を有する數百の敵の猛射を受けた四方の山上よりの射撃







Table listing names of soldiers, their ranks, and their status (e.g., killed in action, wounded). Includes names like 殿美村, 金澤村, 平泉村, etc., and ranks like 上等兵, 伍長, 曹長.

るも遂にそのまゝ相對峙し夜に入る當面の敵約千五百當時第一大隊は概ね長城の各要點を占領し終り逆襲し來る數百の敵と相對峙した

Table listing names of soldiers, their ranks, and their status. Includes names like 河北省興隆縣, 弘前衛戍病院, 熱河省雙廟, etc., and ranks like 一等兵, 伍長, 曹長.

も敵増加し益々長城の堅壘を固む所在正面の敵と奮戦状態を惹起し硝煙彈雨戰場を蔽ひて天日爲に暗く真に肉彈を以て寸尺を争ふの状態なり斯くして夜に入る、峻坂を昇りて携帶せる彈藥、糧秣は既に殘す處幾ばくも無く心淋しく感ず當夜も引きも切らぬ敵砲彈諸所に落下し北支の寒天の星下に緊張する郷土兵の辛苦を思ふ時萬腔の謝意を表せざるを得ず

石匣鎮より懷柔に至る戰闘

早川部隊市川中尉手記 古北口南方新開嶺附近に於て南方軍八十三師、二師、二十五師、三師を打ち破つた我が西〇團は正に決河の勢ひ一時石匣鎮東西の線に攻撃を準備したが再び行動を開始し五月十八日午後より南省莊東西の敵陣地に對し攻撃を開始した



日支事變と郷土兵——本縣出身將兵戰死戰傷者

Table listing names, ranks, and locations of soldiers who died or were injured during the Sino-Japanese War. Columns include names like 種市村, 大野村, 夏井村, etc., and ranks like 上等兵, 一等兵, etc.

早川部隊は依然右翼隊の右聯隊として敵の左翼方面の攻撃を擔任し十八日午後三時兵馬營出發第二大隊を追撃隊として前進を起した二三日より土民の言斥候の報告等により敵は我に威壓され逐次退却を始めた様子だったので第二大隊は勇敢に急進し午後六時半最後の收容部隊約百五十と衝突、茲に十八日の戦端は開かれたのである

日支事變と郷土兵——本縣出身將兵戰死戰傷者

Table listing names, ranks, and locations of soldiers who died or were injured during the Sino-Japanese War. Columns include names like 本宮村, 瀧澤村, 西山村, etc., and ranks like 上等兵, 一等兵, etc.

ければ一日で着いてしまふそこで敵が最後の防戦を快したのが懐柔附近の陣地だ二十二日出發の命令を受け聯隊は午後六時宿營地韓各谷庄を出發した敵は今まで姿を見せなかつた山西軍である第五十九軍と銘打つて出たが實力は一ヶ師に過ぎない。軍長傳作義はたく州城に一月の籠城を續け奉天軍をして遂に攻撃を斷念せしめた有名な武將だが打續く支那軍の敗戦にどれだけ抵抗をするか興味ある問題だつた。此の敵に對し師團は鈴木○團を攻撃の主体とし東南方よりする反撃に備ふる爲川原○團を密雲南方地區に集結させた。鈴木○團長の攻撃計畫が又振つてゐる。即ち○團の半分を全然敵の背後に廻そうといふのだ此の任務を受けたのが我が早川部隊である



日支事變と郷土兵——本縣出身將兵戰死戰傷者

Table listing names and ranks of soldiers from various locations like 熱河省羅文峪, 錦縣驛樺內, 古北口附近, etc.

九〇

夜が更けていくにつれ睡氣がさしてくる。ボンヤリして歩くと谷川に落ちそうになる。角のところがたつた石に躓きながら進む。

Table listing names and ranks of soldiers from various locations like 上海市街, 熱河省羅文峪, 錦縣第八師團衛生班, etc.

日支事變と郷土兵——本縣出身將兵戰死戰傷者

九一

砲第〇〇隊(野砲〇〇編成せるもの)協力の下に第〇〇隊廣瀬小隊をして攻撃させ聯隊は遠く敵の背後山里庄(懐柔から西南方一里半)に前進を始む。



















































耕地關係

耕地關係は田四百町歩、畑八百町歩に浸水した外に水路破壊、地面の龜裂を生じたものあり、復舊費八十萬圓、各署別被害

Table with 4 columns: 漁船, 道梁, 橋, 田畑, 家畜, 家財, 家畜, 家財. Lists various categories and their counts.

大村文三、兒童一九名、岩泉町議藤島俊明

宮古署下 田老村助役牧野與惣治、田老訓導岡田光雄、同岡村光子、村議前川善平、同島居傳兵衛、兒童二〇〇名

▲宮古署下 田老村助役牧野與惣治、田老訓導岡田光雄、同岡村光子、村議前川善平、同島居傳兵衛、兒童二〇〇名

一家全滅の戸數と人口 尙ほ一家全滅の悲運に遭遇したものは次の通り (三月十九日現在)

Table with 3 columns: 町村名, 戸數, 死亡行衛不明計. Lists village names and their respective statistics.

六十七小學校閉鎖

東海岸を襲つた海嘯の教育施設に及ぼした影響は判明分のみにても教員の死亡は田老校首席元田光雄(大正十四年二部卒

御下賜金頒賜

震災地四郡の小學校被害調査は三月十七日視學室より左の如く發表した

御下賜金頒賜

長き邊りでは三日拂曉の三陸津浪の被害極めて甚大なるを聞き召され御内帑金三萬圓を下賜せられにがが頒賜するに當り縣では特に災害地町村長に三月十二日訓令を發した



震災小誌——御下賜金額——大金侍從御下賜金傳達

に付(頒賜額記入)配付したるを以て左の方法に依り傳達すべく尙その交付に際しては拜受者に克く  
聖旨の存する所を了得せしめ永く  
聖恩を奉體する様最も有効且つ適切なる  
方法を講せしめられ度  
昭和八年三月十一日  
岩手縣知事 石 黒 英 彦

記

- 一、御下賜金の交付については適宜の場所に拜受者を集め傳達すべし
- 一、御下賜額の標準
  - 死者及行衛不明者 一人當 七圓
  - 負傷者 同 三圓
  - 住宅の全焼、流失及倒潰 一世帶當一圓
  - 罹災世帯 同 一圓
  - 出動將兵の罹災世帯 同 一圓
- 一、御下賜金は五日以内に傳達を了しその上知事に報告すべし
- 一、死者及行衛不明者に對する御下賜金はその遺族に傳達すべし若し之れなき者は親族の最近なる者に傳達し尙ほ親族なき者は町村長に於て弔祭の方法を設くべし
- 一、御下賜金を本人に傳達するときは包装して傳達すべし
- 包装は縣廳より之を交付す

一、御下賜金を傳達したるときは拜受證(印鑑所持せざる者は拇印すること)を複製し十日以内に之を進達すべし

一、傳達式舉行後に於て調査洩等の爲御下賜金の頒賜を受くべき者にして未だ受けざる者を發見したるときは事情を具し氏名並罹災事項を知事に急報すべし

△町村頒賜額

- 長き邊りより本縣東海岸の震災に御内帑金三萬圓を下賜されたので聖旨を休しその徹底を期するため縣では十二日午後二時から罹災者に對する傳達頒賜の方法を協議の結果傳達式は十四日震災地久慈町役場に安部健康保險課長、小本村役場宮川會計課長、下閉伊支廳佐川支廳長、山田町役場柳田官房主事、釜石町中野警務課長、盛町役場井上農務課長、高田町役場に佐藤視學官以上知事代理として臨席各附近町村長の出席を求め午前十時より一齊に傳達式を舉行した町村頒賜額は左の通りである
- ▲大船渡四〇八▲高田三一▲氣仙四〇三
  - ▲米崎一四四▲赤崎一、一六八▲吉濱一
  - ▲二九▲越喜來九四五▲綾里一、七二二▲
  - ▲廣田六二九▲小友二七四▲末崎六八一▲
  - ▲唐丹三、一四七▲計九千六百六十一圓
  - ▲久慈一二圓▲野田二〇五▲種市九一七
  - ▲侍濱三五▲中野一四▲夏井三九▲長内

大金侍從御下賜金傳達

災害地を視察

長き邊りでは震災地罹災者救恤の思召しで本縣に對して金三萬圓御内帑金を下賜せられると共に現狀視察並に罹災者御慰めのため侍從大金益次郎氏を御差遣の御沙汰あり、大金侍從は野上屬を從へ四日午後十時上野驛發、五日仙臺着、宮城縣廳において關係各道縣に御下賜金の傳達を行ひ、それより宮城縣下の視察を終つて七日本縣に入り午前八時五十分陸前矢作驛着後石黒知事の案内にて加藤高等課長以下を隨へて左の日程にて災害地を全般に亘り隅なく視察せられた

◇七日 午前八時五十分矢作驛發、氣仙郡高田高女に於て約三十分間石黒知事より災害狀況を言上、大船渡、唐丹を視察釜石着一泊

◇八日 釜石發、鶴住居、大槌、只越、山

田、宮古を視察、宮古一泊

◇九日 宮古發、海路重茂村へ重茂、崎山田老、小本を視察し久慈町一泊

◇十日 午前十時半長内海岸において罹災者に聖旨を傳達、同十一時半久慈湊小學校において同じく聖旨を傳へ、視察の後八木港に至り同港一帯の災地を視察八戸へ向ひ同市一泊

◇十一日 午後六時廿五分盛岡驛着上り急行にて通過歸京した

大金侍從謹語 大金侍從は石黒知事その他の案内で唐丹村を視察したが記者に對し非公式に左の如く謹語した

東北地方は天惠薄く陛下におかせられては日常御軫念遊ばされてゐたが此の度の災害に際しては殊の外御心慮を御憐みあらせられ審きに狀況を調査せよとの御沙汰を拜したのでどんな不便な所でも踏査する考です、一歩一歩踏み入るに従つて慘狀愈々甚だしく始めは日程を作つたが餘りの慘狀に暇どり日程も目茶苦茶になつた、吾々民草は根氣限り復舊に務め一日も早く復興をはかり有難き大御心に御酬ひ申さねばならぬ

石黒知事感激 聖旨を奉じて來縣の大金侍從を案内震災地を視察中の石黒知事は九日午後二時五十七分着で歸廳した知事は語る被害地は凄愴凄慘を極め表はずに言葉は

震災小誌——大金侍從御下賜金傳達

なかつた、侍從には強行して罹災者を慰問され逐一慘狀を視察されました、一家全滅或は親は子、子は親を失ふた悲しみは涙なくしては語られない氣仙郡綾里村には私から有難き思召を傳へることにした侍從は長きあたりから御派遣された以上如何なる難路にても視察慰問したいとの話しであつたが舟に故障を生じてをり萬一のことあつてはと私からお見合せを願ふたわけだ侍從御差遣にあたり兩陛下におかせられては親しく見て親しく慰問せよとの御言葉があつたとの事で一切形式的慰問でなく眞に懇なる御慰問を賜はつた次第であります出征兵の家族並に遺家族には一々御言葉を賜はり慰問されました聖旨の程恐懼の至りに堪へなかつた餘りの慘狀に大金侍從驚く、七日唐丹村到着の大金侍從は石黒知事の案内にて先づ小學校に收容されてゐる罹災民に對し一人一人に丁寧な慰問の言葉をかける夫より船で六時四十分小濱に至り連日の旅にも疲勞の模様もなく約十町の陸路を強行災害激甚の本郷部落に向ひ詳細に調査しその慘狀に驚きつ、小白濱小學校、釜石病院小白濱分院に收容の罹災者並に傷病者に對し同様慰問した村民は侍從來村の報に唯感泣し災害の跡數ヶ所にかかり火をたいて出迎へ石黒知事、木村助役から實狀を聴取大金侍從よ

り罹災者に對し慰問の言葉があつた

大金侍從一行は九日午前八時漁吉丸に乗船石黒知事、市瀬旅團長、佐川支廳長外宮古町多數代表者の見送りをうけて出港したが海上は多少の寒氣を覚えるのみで至極平穩九時過ぎ重茂元村に着、湯本學務部長、加藤縣高等課長の先導で再び慘禍の漁濱に向つた重茂方面一帯はトドヶ崎燈臺地方とならんで今次津浪中最も高い波をうけた所で可なりの高所にある家屋もさらはれてをり大金侍從も各部落の實狀を視察して眉をひそめ元村の罹災民に優渥なる聖旨を傳へつ懇に慰問し遭難者一同はぬかづいて皇恩の厚きに感極まつてゐた、次いで一行は海路を戻り同十一時二十分慘禍に名だたる田老村に着き各救護隊員の數日來の目覺ましき奮闘により餘程整理され死体等も片附けられてあつたが未だ尙惡臭去らず一行は出迎への關口村長、星宮古署長以下の案内に唯々無常の思ひに文字通り曠野と化した田老の慘骸を見つめるのみ隨所に憩ふ遭難者も侍從の優しき慰問の言葉には涙新たによとばかり泣くのみであつた、大金侍從は學校に少憩の後關係者からつゞきに當時の實情を聴取して後書食をとり更に凹西の地を徒歩で視察し午後一時再び漁吉丸に乗船一路小本に向つた



### 救援の手

#### 應急、救援状況

津浪襲來の報に接し縣では直ちに縣下警察官の非常招集を行ひ、警察部長室に非常警備司令部を置き沿岸五警察署に對する應援を命じ、午前五時三十分迄に八十六名を出動せしめた、一方縣廳員を急遽招集して救援準備をなさしむると共に、罹災地を五方面に分ち書記官以下事務官警視七名を急派し現地救護に關する臨機措置方を一任し、且つ調査連絡の衝に當ることとし、午前七時三十分迄に出發せしめた

一方事務官を首班とする配給本部を縣廳に設置し、應急物資の調査、調達徵發配給の指揮を爲さしめ、縣廳に於ける調達物資は總て一關驛において受けることとし、之が取扱の爲め同地に支部を設け本部指揮の下に配給をも行はしむることとし、なほ兵站部は縣廳及び千厩、遠野、岩泉、久慈の各警察署に設置し、擔當を五方面に分ち配給本部の指揮の下に食糧品、衣類等の配給を行はしめ、罹災地よりは必要に應じ、各兵站部に必需品の請求を爲しめる等遺漏なきを期せしめた

五日の縣廳は日曜日にも拘はらず全員登廳石黒知事は陸軍大臣代理谷少將、丹羽社會

局長官、松岡秋田縣知事代理等震害状況視察のため來盛した中央部及び隣縣からの慰問者との應接にいとまもなく警察部に設け

#### 石黒知事告諭

御内帑金を拜戴した縣では三月六日石黒知事から縣民に左の通り告諭を發した

#### 告諭

三陸沿岸を襲へる震災海嘯の被害甚大なるを被聞召畏くも

天皇 皇后兩陛下に於かせられては深く御軫念遊はされ特に優渥なる御沙汰を賜ひ侍従を遣はされて親しく罹災民を慰め御内帑を開き給ひて救恤の資を御下賜あらせらる

聖慮 鴻大

天恩 無窮誠に恐懼感激の至に堪へず惟ふに今次の災害は稀有の慘事なりと雖縣民は不撓不屈相勵み相助け銳意復興に力を輸し進て將來の計を樹て以て

聖恩 に對へ奉らんことを期すへし

昭和八年三月五日

岩手縣知事 石黒英彦

られた非常警備司令部は被害地移動本部からの情報接受と救護指令の令達に一層の緊張を帯び午後三時三十分著で仙臺市から歸

廳の前田内務部長は宮城縣廳に於て大金侍従より有難き聖旨と御内帑金を拜したる旨石黒知事に報告し洪大無邊の聖恩に答へ奉る傳達方法に關し擬議を續けた、この間にも各府縣知事、各種團體、中央機關よりひつきりなしに電信電話を以て慰問を兼ねて確報の照會あり一方配給本部で不足を慨いてゐた救護品輸送トラックも青森縣より十臺の應援あり縣下から非常徵發した七十餘臺はこれに勢を得て全機能を發揮しつゝあり、道路の復舊と相待つて物資の配給は漸く順調に進捗して居り廳内各課は徹宵警戒を續けた

### 軍隊出動

陸軍の活動 縣は災害發生と同時に衛戍司令官たる騎兵第三旅團長及盛岡聯隊區司令官と協議し被害道路の復舊物資の配給等に軍隊の出動を乞ひ、その應援を受けることとした、依つて盛岡衛戍司令部(騎兵第三旅團)は即刻縣廳非常警備司令部に移り、直ちに騎兵第三十三、同第廿四兩聯隊、留守工兵第八大隊に對し、兵の出動命令を發し、盛岡衛戍各隊及留守第八師團から左の給與を受け是等を携へて即日トラックにて罹災地へ急行した

- 一、毛 布 三、三五〇枚
- 一、古外套 一、五五〇枚

#### 一、乾麵 九八〇枚

#### 一、襦 袴 一、〇〇〇枚

▲久慈方面工八▲釜石方面騎二三▲宮古方面騎二四▲高田同騎二三▲さかり、釜石騎二十三將一名、下士官十名二班の武装兵毛布六百枚、カンメンボー牛織千人分トラックで直送、官憲と連絡して醫療器も宮古、大槌間二四聯隊二ヶ班將校二名、下士官二十名で毛布千枚外套千人分糧食千人分トラックで宮古經由で直送

小本村を中心にして工兵隊は一ヶ班將校一名下士官以下十名で宮古山田方面連絡のため宮古橋を架橋した

盛岡工兵隊留守隊から小柏大尉を指揮官とする四十名の兵を道路復舊架橋のため四日午後二時出發で釜石大槌方面に派遣尙警察電話線の補修を行ふ

盛岡衛戍司令部にては左記の通り被害地に將校以下を派遣して出征軍人家庭の救恤状況監督に任じ且つ毎日特に軍人家庭の詳細を報告せしめ救恤に萬全を期する

▲中村中佐 高田町、盛町、越喜來村、吉濱、唐丹各村

▲小松大尉 釜石町、大槌町

▲江口大尉 山田町、宮古町

▲俵 大尉 小本村

▲高橋大尉 久慈町

### 震災小誌——軍隊出動

留守第八師團下弘前盛岡各部隊では罹災地出身將兵に對し食糧三日分を携帶せしめ特別歸郷許可し災害前後處理に當らしめた

陸軍省軍事調査委員長谷壽夫少將は井出少佐、大久保大尉を從へ陸軍大臣代理として本縣震災慰問視察のため五日午前十一時十二分盛岡驛着列車にて來盛直ちに縣廳内臨時衛戍司令部に入り市瀨旅團長より情況報告を受け後市瀨旅團長以下各隊長幹部將校を集め陸相訓辭を傳達した

在郷軍人の動員一萬

災害突發以來各機關の總動員的活動に依り沿岸罹災民一同は不幸中にも涙を流して同胞愛に嬉し泣きをしてゐるが縣當局と言ひ軍隊と言ひ大體に於て高級の統制指揮に當つて居り罹災民一人一人について配給救護の直接任務にあたる者はその殆んどが在郷軍人、青訓、青年團等であり特に罹災民の感謝を受けてゐるが此の方面の指揮統制は盛岡聯隊區司令部これに當り國崎司令官以下殆んど不休の活動を續けたものである震災發生するやとりあへず主要市町村分會に對し非常指令を發し各市町村救恤事業の主体となつて活動する一方罹災地を五區に分け學校配屬將校及び司令部將校を以て指揮に任じ第一線後方兵站線共密接な連絡統制を以て迅速強大な救恤が行はれたこの活動により第三日目の五日までに衣類二萬九千三

百五十八點、寢具類九百八十五點を蒐集配給を完了せしめたが尙

- ▲第一區 山田中尉(久慈)以下一七〇五名
  - ▲第二區 佐々木屬(岩泉)八〇五名
  - ▲第三區 齋藤中佐(宮古)一九六〇名
  - ▲第四區 鈴木大尉(宮古)一九六〇名
  - ▲第五區 渡邊中尉(大船渡)二六三一名
- 合計實に九千六十九名の會員が第一線に於ける配給、救護、連絡、警備、土木工事等直接勞動並びに後方兵站事務に活動してゐる尙この活動は應急非常時の活躍に引續き今後の復興諸般の事業にも縣並びに盛岡の指令に基き奉仕的活動が續行される
- 海軍の活動 三陸地方の被害に關し横須賀海軍鎮守府では三日午前九時館山航空隊に命じ飛行艇一機を房總半島から釜石方面に出動せしめ、尙ほ霞ヶ浦航空隊からも水上偵察機二機を釜石方面に出動せしめる事に決しそれ、震害地に向け出發したが更に罹災民救護の爲め第六驅逐隊の「雷」電の二隻は食糧品並に救急材料器具毛布等を積んで山田宮古方面に第一驅逐隊の「矢風」「沖風」「澤風」の三隻は同様釜石及釜石附近に出動を命ぜられ午後二時横須賀を抜錨現場に向つた
- 三日拂曉の大地震で岩手、青森、宮城地方の遭難状況視察の爲め霞ヶ浦飛行隊では横須賀鎮守府からの命令に従ひ伊藤大尉指揮の



下に水上偵察機二機が午前十一時霞ヶ浦出  
發現地向つたが基地を塩釜に置き釜石方  
面を中心に三、四兩日に亘つて偵察し五日  
歸隊した  
大湊要港部では釜石附近の海岸線警備と状  
況視察のため三日午前十時第四驅逐艦隊四  
隻を現場に急行せしめた

海軍救済状況

横須賀鎮守府驅逐艦第一隊野風、神風、沼風  
第四隊太刀風、秋風、帆風、第六隊雷、電の各  
隊は四日以来本縣に回航釜石港を中心とし  
て救済に活躍して居るが陸上救済隊が交通  
不便で活動が思ふ様でないのに對し海洋は  
好條件に恵まれ活動は活潑で陸上救済團の  
手の届かぬ山間僻地にまで救済が行き届き  
罹災者から非常に感謝されて居る五日迄に  
第一回の配給を終はり六日嚴島が第二回の  
配給品を満載して釜石港に入港各所に分配  
し同日午後第一隊は釜石に第四隊は宮古第  
六隊は盛の各署下罹災地に急行したが  
二回迄の軍需配給品は岩手、青森、宮城の  
三縣下で毛布一萬三千五百枚、軍服一萬  
着、襦袢一萬枚、ビスケット一萬二千キ  
ロ、糲一萬一千六百キロこの延食數十萬  
食、麥米三萬キロこの延食數十萬食、右の  
外今回の災害地に對し海軍の高等官判任  
官一同から白米三百俵、砂糖三十俵、醬  
油百樽、糲詰二萬四千九百キロ、漬物二

百樽、菓子五十包を寄贈された  
尙各驅逐艦は悲惨なる罹災者の窮状を見る  
に忍びず綾里、越喜來では各艦乗組員が減  
食して食糧を配給した、右について第一隊  
司令いなづま艦長川瀬大佐は次の如く語つ  
てゐた

災害の報告を聞いて四日二十四節のフー  
ルスビードで飛んで來たが餘りにも悲惨  
な罹災地の状態に驚いた第一回第二回の  
配給で十日までの食糧には充分間に合ふ  
と思ふ今後の方針は縣當局と協議の上引  
揚げることもどうとも決定する被害状況は  
岩手が最も甚だしく従つて配給も岩手三  
十五、宮城八、青森一の割合である  
横須賀鎮守府より

△毛布六千五百枚△水兵服二萬着△着類  
一萬着△糲詰六千キロ△ビスケット六千  
キロ  
の救恤品を積載した軍艦嚴島は五日午前八  
時釜石に入港した  
軍艦大泊は青森から木材を満載して六日朝  
釜石港に入港直ちに小屋掛けの材料を罹災  
者に給與す  
青年團も出動 戸田庶務課長より山田、大  
澤、船越各町村の状況と共に同地一帯は  
一、被害者は寒氣に苦しみあるに付き寢具  
等を至急配給せられたし  
一、跡片付けに従事せしむべき青年團員在

郷軍人等は下閉伊支廳管内よりはむづか  
しきに付他郡の篤志家を派遣せらるゝ様  
手配せられたし  
一、道路に打ち上げられたる船舶其他材木  
等を片付けざれば交通機關の往來に支障  
を見るの状況なり

との報告に接したので縣より四日上閉伊郡  
金澤、下閉伊郡小國、豊間根、刈屋、茂市  
千徳、山口の七ヶ青年團に團員の出動を命  
じ同方面に急行せしめた、盛岡市城南、岩  
手郡篠木、紫波郡見前三ヶ青年團員七十名も  
縣の指示により勞力奉仕のため四日山田町  
方面に向つた  
救済班の活動 罹災地に於ける醫療救済に  
ついて直ちに醫師、看護婦を以つて組織せ  
しめ大部分午前七時三十分迄に出動せしめ  
たがその後留守第八師團東北帝大、東京救  
護班其他の應援を受け、遺憾なきを期して  
ゐるが罹災現地における救済班の活動は直  
接負傷者の救助診療に従事する一方一般罹  
災民に對し胃腸藥、解熱劑、凍傷膏その他  
を配給して應急處置に用ひさせることとし  
又罹災のため母乳の分泌が止まつた氣の毒  
な母を失つた幼児のため母乳代用人工榮養  
品を配給し又罹災後における疾患の豫防そ  
の他保健上考慮の結果飲料井戸の浚渫井戸  
の消毒等を実行し大活動を以て罹災民の感  
謝をうけてゐるが右救済班は左の如し

他府縣より派遣された救済班

- ▲宮古署下
  - △第八師團救済班(四日田老村に到着)一  
班將校一軍醫一看護長一下士計手各一看  
護兵六
  - △新潟縣赤十字救済班(五日山田町到着)  
一班醫師一看護婦三
  - △横濱市救済班(五日田老村に到着)一班  
醫師一看護婦三
  - ▲釜石署下
    - △東京府濟生會救済班(四日釜石町到着)  
班長一醫師二看護婦三
    - △東京市赤十字救済班(同上)醫師二技手一  
看護婦四
    - △東京市救済班(同上)二班醫師三事務員  
二看護婦六
    - △宮城縣東北大學救済班(三日唐丹村到  
着)二班一行十三名
  - ▲本縣救済班
    - ▲久慈署下
      - △二戸郡醫師會(種市中野)醫師一名看護  
婦三
      - △岩手病院(侍濱、夏井、久慈)醫師一看護  
婦六
      - △赤十字支部(種市)醫師一事務員一看護  
婦三
    - ▲岩泉署下
      - △岩手病院(田野畑)醫師二看護婦六

震災小誌——岩手日報社の救援

岩手日報社の救援

- ▲赤十字支部(小本)醫師一事務員一看護  
婦三
- ▲岩手縣醫師會(普代)醫師一看護婦二
- ▲宮古署下
  - △盛岡市醫師會(宮古、重茂、山田、船越)  
醫師二看護婦六
  - △赤十字支部(山田)醫師一事務員一看護  
婦三
  - △衛生課(田老)醫師二藥劑師二看護婦一
  - △岩手病院(田老)醫師一事務員一看護婦  
三
- ▲釜石署下
  - △花巻共立病院(唐丹)醫師一藥劑師一看  
護婦三
  - △神貫郡醫師會(唐丹)醫師二看護婦六
  - △遠野病院(鶴住居)醫師二看護婦六
  - △赤十字支部(釜石)醫師一事務員一看護  
婦三
- ▲盛岡署下
  - △和賀郡醫師會(吉濱、越喜來、綾里)醫師  
三看護婦六
  - △西磐醫師會(赤崎、大船渡、廣田、末崎)  
醫師三助手一看護婦六
  - △東磐醫師會(高田米崎)醫師一看護婦三
  - △一關實費診療所(移動)醫師二看護婦二
  - △薄衣同上(同上)醫師一齒科醫師一助手  
四
  - 計醫師三〇齒科醫一藥劑師三助手五看護  
婦七一

岩手日報社の救援

縣の救援と相俟つて岩手日報社も直ちに義  
捐金募集に着手し一方物資の寄附をも乞ひ  
縣配給機關の指示を受けて四日白米三十俵  
衣類五百余點、ナショナル電氣ランプ百ヶ  
下駄百五十足、醬油その他食糧品を二臺の  
トラックに満載して宮古方面に第一回の配  
給を行つた  
第二回慰問品は五日夜久慈に履物二箱、味  
噌一樽、石鹼一箱、さつま芋一俵、毛布一包  
手拭一包、ゴザ四十枚、衣類十三箱、醬油  
十五樽、鮭糲詰四打五箱を發送した  
第三回は釜石方面に下駄足駄四百三箱、醬  
油十六立入十五樽、かがみ餅十七枚、澤庵  
漬石油箱四ヶ、サバ糲詰(八打)一二箱、ピ  
スケツト石油箱二ヶ、食パン一箱、フトン  
二梱、婦人子供用品百人分、瀬戸物茶椀四  
百ヶ、小皿四百枚、ゴム靴一箱、雜品七箱、  
衣類八箱、その他學用品を發送した  
第四回は氣仙地方へ白米五俵、食器十五箱  
ゴム靴二箱、雜品二箱、マツチ、枕、足袋、  
衣類、グリコ各一箱を配給した  
本社扱ひの義捐金は六月三十日了つたがそ  
の總額四千三十四圓二十四錢の多額に達した  
が一應其募集を締切つて右金員義捐者の委  
託趣旨を尊重して慎重考慮の結果罹災地に  
於て最も恵まれない罹災小學兒童並に職員  
に對し平均に配分する事とした即ち總額四







將士をして後顧の憂ひなからしむるやう力むべきである  
と満場拍手裡に懇に見舞の辭を述べ、次いで山本内相登壇して内務省警保局の調査に基き震害地の災害状況、應急對策、警備状況などを各地方別に詳細に報告し災害地救済復興には萬遺憾なきを期したいと述べた、次いで廿四日の衆議院廿五日の貴族院本會議は政府提出に係る三陸地方震災復舊費六百三十萬圓、各省別内譯(單位千圓)

- 大藏省 一八九
- 内務省 二四六
- 陸軍省 三〇
- 海軍省 一三五
- 司法省 二二
- 農林省 三、四〇
- 工商省 二六
- 逓信省 二〇

震災復舊豫算附議のため岩手縣臨時縣會は四月八日開會復舊豫算六百七十五萬四千八百三十四圓及び縣稅免除條例を可決した、(詳細は縣會及財政の項にあり)  
縣稅免除條例 臨時縣會の議決を経た震災被害に對する縣稅の免除に關する條例左の如し

- 一、震災に因り著しく利用を妨げられたる家屋及滅失倒壊したる家屋にして左の各號の一に該當するに至りたるものについては被害の状況に應じ八年度より二ヶ年以内その家屋稅を免除す
- 二、滅失、倒壊したる家屋所有者にして再建築をなし又は家屋を購入したる時は九年度まで
- 三、前號以外の損害を受けたる家屋に付ては八年度分
- 四、震災に因り營業の賣上金額、收入金額請負金額、報償金額著しく減損すべしと認めらるる者の營業稅の課稅標準は豫算を以て之を算定す
- 五、雜種稅に付ては左の區分に依り之を免除す
  - (一)滅失又は流失したる船の所有者にして再建造を爲し又は購入したる時は九年度まで
  - (二)前號以外の損害を受けたる船に付ては八年度分
  - (三)滅失又は破損したる車、水車、電柱金庫の所有者にして新に物件を取得したる者に付ては八年度分
  - (四)斃死又は行方不明の牛馬所有者にして新に之を所得したる者については八年度分
  - (五)滅失、倒壊したる家屋所有者にして

家屋復舊のため十年度までに新に住宅地及家屋を購入したる中の不動産取得(一)漁業稅に付ては漁船漁具の流失、損壞し又は漁場を破壊せられたる者に引續き同一漁業を爲す時は八年度附則 本條例は八年度より施行す

復興事務局設置

災害應急處置に關しては縣に於て統制し學務部長以下縣官を五方面に分擔、擔當せしめ急援物資の取扱については、物品取扱本部を縣廳に支部を一關町に設置し其下に五ヶ所の兵站部を設け直接の配給指揮に當らしめ其他國防後援統制委員會と協議合同して取扱方法を一定する等秩序的行動を採つて來たが一應の救急處置一段落を告げると共に復舊復興に進むこととなり是等の事務の統制敏活を圖るため縣は三月七日復興事務局を設置し左記の通り職制を定め即日實施することとした

- 局長 内務部長
- 副部長 警察部長 學務部長
- 庶務係
- 官房主事
- 地方課長 會計課長 高等課長
- 庶務課長(兼)

震災善後處理關係文書には總て○震の印を押捺し特に迅速に處理すべきものとす

震災復舊事業進捗狀況

- 一、災害土木應急縣工事 事業費二六、〇〇〇 (總額二萬圓の内四千圓を町村補助)完了
- 二、災害土木應急町村工事 事業費縣補助 四、〇〇〇 完了
- 三、災害土木復舊縣工事 事業費 四七、七六九 (補助 三九、七六九 低資 七、〇〇〇) 要工事施行二百五十ヶ所(國庫補助工事百十六ヶ所縣工事百三十四ヶ所)は六月末現在に於て  
測量を終へたるもの 五十四ヶ所  
設計出來のもの 六十四ヶ所  
工事中のもの 三十ヶ所  
竣功したるもの 十ヶ所
- 四、災害土木町村工事 事業費 一、三〇、八三三 (補助 一、〇七、八三三 低資 二二、〇〇〇)

る事項

罹災地警察署長出先官吏その他各方面との連絡に關する事項  
見舞客の應接待見舞文書の處理その他儀禮的事項  
震災記録調製に關する事項  
他係の主管に屬せざる事項

義捐金品係

係長 教育課長  
副係長 社會課長 社寺兵事課長 視學官 會計課長(兼)

御下賜金の傳達に關する事項

義捐金品の募集及接受に關する事項

義捐金品の配給に關する事項

物資係

係長 農務課長  
副係長 農工課長 山林課長(兼) 保安課長(兼)

物資の調達及配給に關する事項

義捐物品の配給に關する事項

救療係

係長 衛生課長  
副係長 健康保險課長

救療に關する事項

防疫に關する事項

作業係

係長 土木課長  
副係長 山林課長 耕地整理課長(兼)

土木課長

山林課長

耕地整理課長(兼)



震災小誌——震災復舊事業進捗状況

罹災三十二ヶ町村に亘り要工事百九十二ヶ所(道路六十四ヶ所橋梁四十三ヶ所河川三十五ヶ所海岸港湾五十ヶ所)の内六月末に於て

五、街路復舊事業

測量を終へたるもの 百七ヶ所  
設計出来のもの 六十五ヶ所  
あり近く本省より補助指令を俟て町村に通知補助申請を提出せしめんとす  
街路復舊及住宅適地造成に關連する箇所は關係工事と共に施行すべく取急ぎ計画を進めつゝあり

事業費 100,000 (補助 八五,000 低資 一五,000)

六、住宅適地造成

六ヶ町村(田老、山田、大穂、釜石、大船渡、氣仙)に對し既に事業資金を割當内定通知し現地調査續行中にして大船渡、氣仙田老の三ヶ村は一應設計出来釜石町は測量済なるが近々全部の設計を了する見込  
二十一ヶ町村四十三部落に約二千戸を收容する適地造成の計画を樹て一應全部の設計を作成せり  
氣仙郡下の六ヶ町村十三ヶ所分(大船渡町、茶屋前、下船渡、末崎村、細浦、泊里、門濱、越喜來村、浦濱、崎濱、下浦嶺、赤崎村、宿、廣田村、泊、六ヶ浦、小友村、三日市、唯

事業費 三三〇,000 (補助 三〇〇,000 低資 三〇,000)

資金を割當内示せり、漁業組合は勸業銀行より、産業組合は中央金庫より近く融資の豫定  
一〇、漁具漁網復舊

一〇、漁具漁網復舊

各組合に對し資金を割當内示補助申請取  
一、水産共同施設

事業費 二、〇六、六〇〇 (補助 一、六七一、六〇〇 低資 四四、〇〇〇)

共同販賣所二十五ヶ所共同製造所五十ヶ所共同倉庫五十ヶ所海苔養殖及乾燥場牡蠣殖場を復舊計劃の下に各組合に對し資金を割當内示六月二十日現在に於ける出来高左の如し

一二、水産個人製造所

共同販賣所 十二ヶ所  
共同製造所 三十ヶ所  
共同倉庫 四十ヶ所  
牡蠣養殖場 二ヶ所

事業費 二四、〇〇〇 (補助 二四、〇〇〇 低資 〇)

一三、船溜船揚場復舊

個人製造所約百二十ヶ所の復舊を目論見各組合に對し資金を割當内示六月二十日現在に於て復舊したるもの百十四ヶ所あり

事業費 二四、二五〇 (補助 一八、二五〇 低資 六,〇〇〇)

震災小誌——震災復舊事業進捗状況

出)は近々設計書交付の豫定、氣仙町、綾里村、吉濱村、田野畑村、種市村の分に付き猶考究の余地あり再調中  
七、無動力漁船復舊

事業費 六三〇,四〇〇 (補助 三三〇,四〇〇 低資 三〇〇,〇〇〇)

六千三百余隻の復舊計劃を樹て曩に應急措置として不取敢縣援義捐金より漁業組合に對し九萬五千圓を一時融資せり、六月二十日現在の進捗状況左の如し  
新造したるもの 二、一〇三  
修繕したるもの 一、四三二  
計 三、五三四

新造中のもの 四、二九三  
修繕中のもの 四、二九三  
計 八、五八六

水産關係助成金二百萬五千五百圓は五月十日本省より指令あり

目下各組合より補助申請取續中にして出来型に應じ順次補助金交付の豫定船具櫓槳木等は各所要希望を取纏め既に第三次分(六月二十日)を以て大休行亘りたるを以て向後は自力に依り充足せしむる方針なり  
購入斡旋したるもの左の如し  
種別 注文數 現品配給數 現品未着  
櫓 三、〇三二 二、一九九 八三三  
槳 一、一九二 七九 三三三

復舊工事施行ヶ所五ヶ所長部(氣仙町)湊(綾里村)釜石(釜石町)山田(山田町)小本(小本村)に決定資金を割當目下設計作成中  
一四、築磯復舊

事業費 七、〇〇〇 (補助 六、〇〇〇 低資 一,〇〇〇)

被害二千四百坪の復舊を計劃し時局匡救事業の分と共に施行すべく近く施行ヶ所を決定資金の割當を爲す見込  
一五、耕地復舊

事業費 五八、一六五 (補助 三四、一六五 低資 二四,〇〇〇)

施行地區七十四ヶ所地積四百二十二町歩に對し耕地及防潮堤道水路護岸等二百三十二ヶ所の復舊計劃を樹て四月中旬より踏査測量に着手し目下續行中にして八月末頃迄掛る見込、實測済の分は逐次設計着工し目下施行中のもの百六十ヶ所あり、流入土砂の除却工事は地區全般に亘り既に六月末に於て九分通施行作付を了した

事業費助成金は五月廿六日付金三十五萬五千三百五圓の交付指令あり低利資金の配分承認申請は七月末頃一括提出の豫定  
一六、農作物作付種苗配付

事業費 三三、一八三 (補助 三三、一八三 低資 〇)  
四月上旬自家食料用種苗として馬鈴

一二八

七 船材は國有林の拂下等に依り大体充分の見込にして氣仙郡横田村地内拂下の分五千七百八十八石は氣仙郡水産會をして各組合に對し配給せしめつゝあり、今後不足の場合に於ては更に拂下充用の見込、船大工は各組合の申出に依り百五十三名斡旋せり、船型基本原圖を各組合に交付し可及的に統一を圖りつゝあり  
八、動力付漁船復舊

事業費 一、四二、四〇〇 (補助 七四、二五〇 低資 六八,一五〇)

計劃隻數約八百隻の内六月二十日現在左の如し  
新造したるもの 一五  
修繕したるもの 二四三  
計 二五八

新造中のもの 三三  
修繕中のもの 二二八  
計 五六一

本省より基本船型原圖の送付ありたるを以て近く各組合に頒布し今後の建造に資する見込  
資金及船材船大工等の供給に付きては前第七項無動力漁船と共に取運を爲しつゝあり  
九、漁船復舊事業資金

事業資金 一七〇,〇〇〇 (補助 一七〇,〇〇〇 低資 〇)

薯三千九百四畝を罹災農家九百七十六戸に配付し尙右に必要な農具及肥料を配給せり  
次季作付用種苗中水陸稻種、大小豆、稗甘藷等は既に夫々時季を失せざる様交付し蔬菜其他種苗等も播種期に應じ配付する計劃の下に何れも罹災地農會をして購入配分を斡旋せしめ其の運を爲しつゝあり

事業費助成金二萬三千八百八十三圓は五月二十九日付を以て本省より交付指令あり  
一七、農具復舊

事業費 二五、八〇〇 (補助 六、八〇〇 低資 一九,〇〇〇)

各種農具を復舊助成すべく郡農會をして共同購入及配付等の斡旋を爲さしめたり五月二十九日本省より助成金六萬二千八百圓の交付指令あり  
購入に對する補助申請を爲さしめ六月二十七日交付指令を發したり

一八、納舍及肥料舍復舊  
事業費 一〇〇,四〇〇 (補助 五〇,四〇〇 低資 五〇,〇〇〇)  
一千二百六十一戸分一戸當八十圓を目論見各町村二割當内示目下補助申請取續中なるが竣功届出に依り實地検査の上補助指令交付の豫定  
一九、肥料資金融通

一二九



事業資金 九二、〇〇〇 低資 九二、〇〇〇  
罹災農家二千五百二十五戸一戸平均三十三六圓當を見込み各町村に希望照會中なるが融資申込少き模様

二〇、家畜復舊

事業費 一八、〇〇〇 (補助 九、〇〇〇 低資 九、〇〇〇)  
牛五十五頭馬九十八頭豚八百六十三頭を購入せしむべく資金を割當補助申請を取纏中  
氣仙及下閉伊郡下に於て斃死の種牡馬の補充として四月中旬國有種牡馬の貸下を受けたり

本省に對し助成金交付申請中の處六月五日付金九千圓の交付指令ありたり  
二一、家畜飼料購入助成  
事業費 七〇、五七〇 (補助 二二、五七〇 低資 四八、〇〇〇)  
牛三百九十二頭馬六百二十七頭豚一千六百二十七頭分の飼料購入せしむべく資金を割當補助申請取纏中  
六月五日付本省より助成金一萬三千五百六圓の交付指令ありたり

二二、蠶種購入助成

事業費 九、七五〇 (補助 九、七五〇)  
罹災養蠶家一千二百五十戸に對し蠶種購入を助成すべく春蠶種は既に郡養蠶業組合をして購入配付を斡旋せしめ夏秋蠶種

に付きても順次取運を爲さしめつゝあり六月三十日付本省より助成金交付指令ありたり  
二三、蠶具復舊  
事業費 四〇、〇〇〇 (補助 二〇、〇〇〇 低資 二〇、〇〇〇)  
養蠶家五百戸に對し蠶具の購入を助成すべく各郡養蠶業組合をして春夏秋蠶の蠶齡に應じ順次購入斡旋を爲さしめつゝあり  
六月三十日付本省より助成金交付の指令ありたり

二四、桑園復舊

獎勵金 三、五〇〇  
被害桑園は時局匡救桑園整理改植事業として約五十町歩を復舊せしむべく反當二十五圓の獎勵金を交付することとし配當額を内示せり  
改植は九月より十二月上旬に亘り實施の豫定  
二五、稚蠶共同飼育所設置  
事業費 二〇、〇〇〇 (補助 一〇、〇〇〇 低資 一〇、〇〇〇)  
罹災地八ヶ町村の養蠶實行組合(赤崎村中赤崎綾里村綾里唐丹村唐丹大穂町吉里々々鶴住居村兩石船越村船越磯鷄村金濱田老村田老)をして設置せしむべく内定五月上旬標準設計圖を送付本設計を爲さしめ目下各組合共設置補助申請中なるを

以て一兩日中に補助交付指令を發する豫定、近々着工晩秋蠶より使用の見込  
六月三十日付本省より助成金交付の指令ありたり  
二六、炭材購入資金の融通  
事業資金 一三〇、〇〇〇 低資 一三〇、〇〇〇  
低利資金の融通によりて炭材購入製炭せしむべく目下借款希望照會中  
二七、商工業の復舊  
事業費 四七、〇〇〇 (補助 一八、〇〇〇 低資 二九、〇〇〇)

被害調査の結果

商業資金を要するもの 一、六五戸 三、〇一四、九〇〇圓  
工業資金を要するもの 三〇一戸 五五二、五〇〇圓  
運送船復舊資金を要するもの 六隻 三六、五〇〇圓  
にして右に對する低利資金は各町村に對し割當決定主務省よりの供給を俟て融資を爲す見込  
本省に對し助成金交付申請中  
尙商工業組合の設立を勸奨し目下設立認可申請中のもの十組合設立發企届出申中  
中のもの十三組合あり  
二八、産業組合に依る住宅復舊  
事業費 七〇、〇〇〇 低資 七〇、〇〇〇  
住宅一千五百七十三戸の復舊建設計劃の下に可及的集團移轉を獎勵し十六ヶ町村

五十部落の移轉適地を調査内定し之に對する村落計劃を進めつゝあり而して右部落中産業組合の設立なき地方及組合の設立あるも定款變更の要あるものに在りては新設並定款變更の手續を指導せるが新設豫定十ヶ所の内既に設立許可のもの大穂町吉里々々、大穂、田野畑村平井賀、鶴住居村室濱、兩石の三ヶ村五組合に達し廣田村廣田、鶴住居村片岸、田野畑村島の越普代村大田名部、船越村田の濱の五組合は目下手續中  
復舊資金は住宅建設資金五十九萬七千七百四十圓、共同設備資金十二萬六千五百十圓の各部落毎に割當内示し村落計劃の立案指導を爲すと共に供給の準備成れり

二九、産業組合事業資金

事業費 七〇〇、〇〇〇 低資 七〇〇、〇〇〇  
震災直後應急資金として中央金庫より五萬圓の低資を受け貸出を爲すと共に産組普通地方資金より(中金經由)融資を得べく申請中七年度分より二十萬圓(残は八年度分より供給の見込)の融資を受け信用組合聯合會より轉貸の方法に依り供給することとし五月三十一日付指令を發せり、信組聯合會に於て貸出を爲せるもの二十一組合十四萬九千圓にして殘額に付きては目下手續進行中あり  
三〇、公營住宅又は住宅組合に依る住宅

震災小誌——震災復舊事業進捗状況

復舊 事業費 三七、〇〇〇 低資 三七、〇〇〇  
約五百六十戸の住宅復舊を計劃し公營に依るもの五ヶ町村(大船渡、小友、山田、田老、野田)住宅組合に依るもの二ヶ町村(釜石吉濱)に決定資金の割當を爲せり  
公營住宅條例標準案を一兩日中關係町村に送付し設定せしめ資金の供給を俟て着工せしむる見込  
三一、市街地建築物法の適用  
釜石町に市街地建築物法適用せられ建築線を指定すべく設計出來今明日中に告示の運に至れり  
三二、防潮林造成  
苗圃經費 一、二〇〇  
三月中旬より縣に於て實地調査に着手四月上旬迄に一應調査を完了其の計劃町村數三十二ヶ町村百十五ヶ所なり尙造林用苗木は地元町村に於て養成すべく苗圃計劃を樹立し希望町村二十二ヶ町村に對し苗圃を設置せしめ五月上旬より中旬に於て播種を了せり  
六月中旬農林省より係員派遣視察、目下造成豫定地につき精細なる調査を爲しつあり七月中旬終了の豫定  
三三、小學校舎復舊  
事業費 五、〇〇〇 低資 五、〇〇〇  
罹災小學校の内當初鶴住居村小學校、廣田村水産實習所の復舊を圖るべく資金を準備したるも廣田村は他より充用し此の

外赤崎村は小學校舎改築中罹災し用材流失の厄に遭ひ之が復舊資金の供給方申請ありたるを以て鶴住居村と共に配當立案中なるが近々決定の見込  
三四、教員住宅復舊  
事業費 六、〇〇〇 低資 六、〇〇〇  
罹災町村に教員住宅を建設せしむべく資金所用希望額を取纏割當協議中  
三五、罹災兒童就學獎勵  
事業費 四、九〇〇 補助 四、九〇〇  
完了 五月十九日交付済  
三六、養老育兒院の設置  
事業費 八、〇〇〇 (補助 四、〇〇〇 低資 四、〇〇〇)  
老病者各十五名(當初各二十名)の計劃を以て收容すべく計劃し工費八千圓を以て山田町に設置内定三月末之が財源四千圓を預金部に申請すると共に設計作成六月七日本省に認可申請同時に國庫補助申請中なり  
三七、公益質屋助成  
事業費 五、〇〇〇 低資 五、〇〇〇  
罹災地公益質屋の運轉資金増額の要あり既設四ヶ町村(大穂、釜石、高田、宮古)に増資斡旋既に大穂高田釜石より申請書提出あり、尙山田町に於て新設希望あり資金一萬五千圓國庫補助千二百五十圓を見込みて目下申請中



震災小誌——震災復興事業進捗状況——行政 中央行政官廳

三八、公設浴場設置助成 事業費五、〇〇〇—低資三、〇〇〇

六ヶ町村七ヶ所(高田、釜石、宮古、山田、田老各一ヶ所大槌二ヶ所)に於て設置の希望あり、内高田釜石の二ヶ町村は各五千圓の預金部低利資金融通方申請中標準設計圖を作成六月八日關係町村に送付したり

三九、防疫

二十九、防疫 國費七、〇〇〇 二十三ヶ町村に各一名の防疫醫及七ヶ町村に各一名の防疫事務囑託を配置し又醫師なき村落に對し醫師の斡旋を爲す罹災地に於てチフス豫防注射接種並チフス赤痢疫痢の内服豫防劑を服用せしむ打込井戸用ポンプを配付し又改良便所築造獎勵印刷物三千部を配付す

四〇、救療

救療醫員四名看護婦三名を任命し盛、宮古、岩泉の各警察署に配置し救療に従事せしむるの外開業醫齒科醫産婆を囑託し救療券を交付して委託救療を爲しつゝあり、今後も繼續する豫定 防疫事務囑託に對し應急措置用繙帶囊を配給す

四一、警察電話復舊

事業費五、六五—補助五、六三

復舊を要する六線(盛岡宮古間、宮古普代間、宮古釜石間、釜石高田間、遠野盛岡、岩泉宮古間)延長一百四里二十九町の内目下着工中のもの二線(遠野盛岡、釜石宮古間)にして他の部分に付きては近く着工十一月頃迄に竣工の見込 (右は縣復興事務局總務課昭和八年六月三十日現在作成に依る)

行政

中央行政官廳

内閣 内閣は國務大臣を以て組織され總理大臣これに首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持す

内閣所屬部 内閣には官房及び恩給、統計、印刷、法制、資源の五局を置き内閣書記官長及各局長を置く

各省通則 大臣 各省大臣は主管の事務につき其の責に任ずると同時に國務大臣として天皇輔弼の責に任ず 政務次官 各省一人、大臣を佐け政務に參畫し帝國議會との交渉事項を掌理す 事務次官 各省一人、大臣の命を承け帝國議會との交渉事項其の他の政務に參與す 局長 は大の命を承け其の主務を掌理し局中各課の事務を指揮監督す 各省組織 外務省(麴町區霞ヶ關) 亞細亞、歐米、通商、條約の四局に分る

政

外に情報部、文化事業部の設けあり 内務省 (麴町區大手町二丁目)

神祇、地方、警保、土木、衛生の五局に分たる、省外局社會局は内務大臣の管理に屬す

大藏省 (麴町區大手町二丁目) 主計、主税、理財、銀行の四局に分たれ外に預金部を置く、營繕管財局、造幣、專賣局は大藏大臣の管轄に屬す

陸軍省 (麴町區永田町二丁目) 軍務、人事、整備、兵器、經理、醫務、法務の七局に分たる 海軍省 (麴町區霞ヶ關一丁目) 軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局に分たる 司法省 (麴町區西日比谷町) 民事、刑事、行刑の三局に分たる 文部省 (麴町區三年町) 専門學務、普通學務、實業學務、社會教育、圖書、宗教の六局に分たれ、外に學生部を置く

農林省 (麴町區大手町一丁目)	農務、山林、水産、畜産、蠶糸局の五局外に米穀部、經濟更生部を置く
商工省 (京橋區木挽町十丁目)	商務、工務、鑛山、貿易の四局、外に保險部を置く。特許局は商工大臣の管理に屬す。別に臨時産業合理局が設置されてゐる
逓信省 (麴町區大手町二丁目)	郵務、電務、工務、電氣、管船、航空、經理の七局及び貯金局、簡易保險局に分たる
鐵道省 (麴町區永樂町)	監督、運輸、建設、工務、工作、電氣、經理、國際觀光局の八局に分たる
拓務省 (麴町區櫻田門前)	朝鮮部、拓殖局、殖産局、管理局の一部三局に分たる
國務大臣	
内閣總理大臣	子爵 齋藤 實
外務大臣	男爵 廣田 弘毅
内務大臣	男爵 高橋 是清
陸軍大臣	荒木 貞夫
海軍大臣	小角 岑生
司法大臣	鳩山 一郎
文部大臣	南 弘
逓信大臣	南 弘

農工大臣	男爵 中島 久萬吉		
農林大臣	後藤 文夫		
鐵道大臣	三土 忠造		
拓務大臣	永井 柳太郎		
内閣書記官長	堀切 善次郎		
法制局長官	黒崎 定三		
警視總監	藤沼 庄平		
警保局長	松本 學		
各省政務官			
政務次官(一等)	參典官(二等)		
外務	瀧 正雄	西脇 吉	
內務	齋藤 隆夫	勝田 永吉	
陸軍	子爵 堀切 善兵衛	上塚 三郎	
海軍	伯爵 田正恒	川島 正次郎	
文部	東郷 實	石坂 豊一	
司法	八並 武治	岩本 武助	
農林	子爵 田信恒	松村 謙三	
商工	岩切 重雄	松村 光三	
鐵道	牧野 良三	子立 花種忠	
逓信	名川 侃市	板谷 順助	
拓務	堤 康次郎	木村 小左衛門	
各省事務次官			
外務	重光 葵	內務	潮 惠之助
大藏	黒田 英雄	陸軍	柳川 平助
海軍	藤田 尚徳	司法	皆川 治廣
文部	栗屋 謙	農林	石黒 忠篤

商工	吉野 信次	逓信	大橋 八郎
鐵道	久保田敬一	拓務	河田 烈
殖民地長官			
朝鮮總督	宇垣 一成		
同 政務總監	今井田 清徳		
臺灣總督	中川 建藏		
同 總務長官	平塚 廣義		
關東廳長官(兼)特命大使	劉 隆		
樺太長官	今村 武志		
南洋廳長官	林 壽夫		
南滿洲鐵道株式會社	總裁 伯林 博太郎		
歴代内閣一覽 (第一次)			
伊藤 内閣 (第一次)	存續二年四月		
內閣總理大臣	伯爵 伊藤 博文		
外務大臣	伯爵 井上 馨		
內務大臣	伯爵 伊藤 博文		
陸軍大臣	伯爵 大隈 重信		
海軍大臣	伯爵 松方 有朋		
司法大臣	伯爵 山縣 有朋		
文部大臣	伯爵 西郷 從道		
逓信大臣	伯爵 山縣 有朋		
明治二〇・二一・二二・二三成立			
明治二〇・二一(兼)	伯爵 西郷 從道		
明治二二(復)	伯爵 山縣 有朋		
明治二七(復)	伯爵 山縣 有朋		











高橋內閣

◎大正二〇・二・三成立 存續六ヶ月  
 內閣總理大臣 子 高橋 是清  
 外務大臣 子 內田 康哉  
 陸軍大臣 高 橋 次 清  
 海軍大臣 山 梨 半 造  
 司法大臣 加 藤 友 三 郎  
 農務大臣 中 橋 德 五 郎  
 文部大臣 山 本 達 雄  
 遞信大臣 野 田 卯 太 郎  
 鐵道大臣 元 田 肇

山本內閣(第二次)

◎大正三〇・九・二成立 存續四ヶ月  
 內閣總理大臣 伯 山 本 權兵衛  
 外務大臣(兼) 山 本 權兵衛  
 陸軍大臣 伊 集 院 彦 吉  
 海軍大臣 後 藤 新 平  
 司法大臣 井 上 準 之 助  
 農務大臣 田 中 義 一  
 文部大臣 財 部 健 治 郎  
 遞信大臣 大 正三〇・九・二(兼) 犬 養 敬 治 郎  
 鐵道大臣 大 正三〇・九・二(兼) 岡 野 健 治 郎  
 內閣總理大臣 清 浦 內閣 存續五ヶ月  
 內閣總理大臣 子 清 浦 奎 吾  
 外務大臣 松 井 慶 四 郎  
 陸軍大臣 水 野 錬 太郎  
 海軍大臣 宇 垣 一 成  
 司法大臣 村 上 格 一  
 農務大臣 鈴 木 喜 三 郎  
 遞信大臣 江 木 千 之 定  
 鐵道大臣 前 田 利 定

加藤內閣(第一次)

◎大正三〇・六・二成立 存續一年二ヶ月  
 內閣總理大臣 子 加 藤 高 明  
 外務大臣 幣 原 喜 重 郎  
 陸軍大臣 若 原 禮 次 郎  
 海軍大臣 濱 口 雄 幸  
 司法大臣 宇 垣 一 成  
 農務大臣 財 部 健 治 郎  
 文部大臣 大 正三〇・六・二(兼) 高 橋 是 清  
 遞信大臣 小 川 平 吉  
 鐵道大臣 高 橋 是 清  
 內閣總理大臣 大 正三〇・八・三成立 存續五ヶ月  
 內閣總理大臣 子 加 藤 高 明  
 外務大臣 幣 原 喜 重 郎

若槻內閣(第二次)

◎大正三〇・六・二成立 存續一年二ヶ月  
 內閣總理大臣 若 槻 禮 次 郎  
 外務大臣 幣 原 喜 重 郎  
 陸軍大臣 若 槻 禮 次 郎  
 海軍大臣 濱 口 雄 幸  
 司法大臣 宇 垣 一 成  
 農務大臣 財 部 健 治 郎  
 文部大臣 大 正三〇・六・二(兼) 高 橋 是 清  
 遞信大臣 小 川 平 吉  
 鐵道大臣 高 橋 是 清

高橋內閣

◎大正二〇・二・三成立 存續一年二ヶ月  
 內閣總理大臣 男 若 槻 禮 次 郎  
 外務大臣 幣 原 喜 重 郎  
 陸軍大臣 若 槻 禮 次 郎  
 海軍大臣 濱 口 雄 幸  
 司法大臣 宇 垣 一 成  
 農務大臣 財 部 健 治 郎  
 文部大臣 大 正二〇・二・三(兼) 高 橋 是 清  
 遞信大臣 大 正二〇・二・三(兼) 小 川 平 吉  
 鐵道大臣 大 正二〇・二・三(兼) 高 橋 是 清

山本內閣(第二次)

◎大正三〇・九・二成立 存續四ヶ月  
 內閣總理大臣 伯 山 本 權兵衛  
 外務大臣(兼) 山 本 權兵衛  
 陸軍大臣 伊 集 院 彦 吉  
 海軍大臣 後 藤 新 平  
 司法大臣 井 上 準 之 助  
 農務大臣 田 中 義 一  
 文部大臣 財 部 健 治 郎  
 遞信大臣 大 正三〇・九・二(兼) 犬 養 敬 治 郎  
 鐵道大臣 大 正三〇・九・二(兼) 岡 野 健 治 郎  
 內閣總理大臣 清 浦 內閣 存續五ヶ月  
 內閣總理大臣 子 清 浦 奎 吾  
 外務大臣 松 井 慶 四 郎  
 陸軍大臣 水 野 錬 太郎  
 海軍大臣 宇 垣 一 成  
 司法大臣 村 上 格 一  
 農務大臣 鈴 木 喜 三 郎  
 遞信大臣 江 木 千 之 定  
 鐵道大臣 前 田 利 定

加藤內閣(第一次)

◎大正三〇・六・二成立 存續一年二ヶ月  
 內閣總理大臣 子 加 藤 高 明  
 外務大臣 幣 原 喜 重 郎  
 陸軍大臣 若 原 禮 次 郎  
 海軍大臣 濱 口 雄 幸  
 司法大臣 宇 垣 一 成  
 農務大臣 財 部 健 治 郎  
 文部大臣 大 正三〇・六・二(兼) 高 橋 是 清  
 遞信大臣 小 川 平 吉  
 鐵道大臣 高 橋 是 清  
 內閣總理大臣 大 正三〇・八・三成立 存續五ヶ月  
 內閣總理大臣 子 加 藤 高 明  
 外務大臣 幣 原 喜 重 郎

若槻內閣(第二次)

◎大正三〇・六・二成立 存續一年二ヶ月  
 內閣總理大臣 若 槻 禮 次 郎  
 外務大臣 幣 原 喜 重 郎  
 陸軍大臣 若 槻 禮 次 郎  
 海軍大臣 濱 口 雄 幸  
 司法大臣 宇 垣 一 成  
 農務大臣 財 部 健 治 郎  
 文部大臣 大 正三〇・六・二(兼) 高 橋 是 清  
 遞信大臣 小 川 平 吉  
 鐵道大臣 高 橋 是 清



行政—歴代内閣一覽

Table of cabinet members across various ministries including Foreign Affairs, Education, and Agriculture, listing names and dates of service.

地方長官並に部長

Table of local government officials and department heads, listing names and their respective positions across various prefectures.

Table of prefectural officials, listing names and their respective prefectures, including details on their roles and appointments.

郡役所類似の中間機關新設を建言... 計らんとするものであり、その機關の首長及び組織は政府の立案に一任することになつてゐるが意見書の要旨は左の通りである...

行政—地方長官並に部長



欠き最近の如く時局重大の際自力更生經濟更生等の舉國一致の運動を起さんとする場合にもその趣旨の徹底或は相互の連絡統一に不便を感じること少なからざるに於て時局匡救應急施設を確立し縣も亦去る臨時縣會に諸般の對策を講ずる所ありたりと雖も未だ以て之の施設のみにては足れりと爲すを得ず眞に能く時局を匡救するの途は百萬縣民の自力に依る更に俟たざるべからざるなり。抑々皇祖皇國を肇造せられし當初より吾人の祖先は克く宏謀を翼賛し奉り赫々たる成跡を後昆に遺したり今や吾人は前古未曾有の非常時に際會し先人の負託に背かざる事を之懼る即ち或は偏狹なる自己の救済に専念し或は徒に他力の救援にのみ俟つことあらば國家の財政破綻目睫の間に迫るべく祖先の遺訓を顯揚すること何れの日にか之を期せん吾人は現下の時局に鑑み須く建國の大義に立脚し和衷協同全能力をあげて國難の打開に當り卑屈退嬰の陋風を去りて夙夜びん勉専ら自奮自勵積極敢爲の精神と新興の銳氣とを以て自力に依る生活の確立向上を圖り或は公私經濟の組織化計畫化を行ひ或は民主經濟の根本的合理化を計り更に進んでは社會連帶相互扶助の本義を体得し一己の利害に膠

縣政一年

自力更生運動 縣は自力更生運動に關し非常時議會の閉院式を待ち七年九月四日左の如く告諭を發した  
熱々皇國三千年の歴史を按ずるに内憂外患踵を接して至る未だ今日の如く繁きはあらざるなり仍ち内は積年の財界不況に因り商工業萎靡沈衰して振はず農山漁村の疲弊困憊その極に達し外は國際關係亦彌々重大を加へつゝあり時局洵に多事多端眞に未曾有の國難に直面せるものと謂ふべし翻て考ふるに本縣は昨年の凶けんに加ふるに金融の梗塞と産業の不振とを

以て人心不安焦そう漸を追つて愈々甚だしからむとす今にして之が匡救施設を講ぜざれば遂に復々濟ふべからざるに至らむ茲においてか政府は第六十三回帝國議會に於て時局匡救應急施設を確立し縣も亦去る臨時縣會に諸般の對策を講ずる所ありたりと雖も未だ以て之の施設のみにては足れりと爲すを得ず眞に能く時局を匡救するの途は百萬縣民の自力に依る更に俟たざるべからざるなり。抑々皇祖皇國を肇造せられし當初より吾人の祖先は克く宏謀を翼賛し奉り赫々たる成跡を後昆に遺したり今や吾人は前古未曾有の非常時に際會し先人の負託に背かざる事を之懼る即ち或は偏狹なる自己の救済に専念し或は徒に他力の救援にのみ俟つことあらば國家の財政破綻目睫の間に迫るべく祖先の遺訓を顯揚すること何れの日にか之を期せん吾人は現下の時局に鑑み須く建國の大義に立脚し和衷協同全能力をあげて國難の打開に當り卑屈退嬰の陋風を去りて夙夜びん勉専ら自奮自勵積極敢爲の精神と新興の銳氣とを以て自力に依る生活の確立向上を圖り或は公私經濟の組織化計畫化を行ひ或は民主經濟の根本的合理化を計り更に進んでは社會連帶相互扶助の本義を体得し一己の利害に膠

着せずして各自その有する所の資性財力職業等に應じて社會に奉仕し以て急迫陰慘なる世相を美化し憂國慨世の至情を以て舉縣一致勇往邁進時局匡救の大任を負擔し誓て皇國の萬邦に冠たる所以の發揚に勉めむことを切望す

尙縣では更生運動の徹底を圖るため本縣國民更生委員會と提携連絡をとり運動の中心主体となり實施要項を定め市町村に及ぼす外教化團體郷軍男女青年團體婦人團體と協力する知事より廳員に訓示し申合事項を作り委員會は各般に亘る調査を試みることをなつた

縣の匡救事業 縣土木課では時局匡救土木工事施行のため黒澤尻、水澤、岩泉、釜石、盛石、久慈、八木に工營所を設ける事になり七月九月一日附で課員の異動を行ひ廿九名の新規採用を發表したが二日にも約百名を新規採用した

資金を各町村へ 本縣では臨時縣會を通過した時局匡救事業資金中土木、山林、耕整三課に屬する二百四十七萬二千八百十五圓を戸數人口に窮迫の程度其他を斟酌し左の如く配分する事に七年九月五日決定した

盛岡市 三〇、〇〇〇  
岩手郡 一九三、三九六 沼宮内三、〇八

- 玉山藪川一五、六〇〇 淺岸八、一〇〇
- 築川六、二〇〇 中野三、六七〇 本宮四、六八〇 太田九、一八〇 御所一一、二八〇 御明神一六、九八六 西山七、二五〇 栗石八、一〇〇 瀧澤一〇、〇〇〇 厨川四、四〇〇 川口一一、五五〇 卷畑七、二〇〇 澁民八、五八〇 大更八、六〇〇 田頭八、〇〇〇 松尾一二、七六〇 平館五、六八〇 寺田七、一〇〇 一方井六、九二〇 御堂八、四八〇
- ▲紫波郡 一六五、九〇〇 日詰三、〇〇〇 古館四、五〇〇 徳田九、〇六〇 見前七、二六〇 飯岡一一、六五〇 煙山七、三六〇 不動八、四八〇 水分八、五〇〇 志和一一、三〇〇 赤石六、〇八〇 彦部五、三〇〇 佐比内四、九八〇 赤澤七、二〇〇 長岡五、二八〇 乙部八、九五〇
- ▲稗貫郡 一三四、八二〇 花巻一一、七八〇 大迫四、〇〇〇 石鳥谷九、〇〇〇 内外川目一二、七〇〇 龜ヶ森四、二四〇 新堀六、八〇〇 八重畑九、二五〇 矢澤一八、九〇〇 八幡七、〇八〇 湯本一二、二五〇 宮野目一四、二六〇 湯口一六、二八〇 太田七、二八〇
- ▲和賀郡 一八五、三六五 黒澤尻一一、一〇〇 鬼柳三、六〇〇 岩崎一三、四五〇

- 横川目一二、〇〇〇 藤根一三、四〇〇 江釣子一六、五〇〇 笹間一三、七四〇 飯豊一一、九〇〇 二子一三、三〇〇 更木六、七〇〇 立花六、五〇〇 中内七、五〇〇 谷内一二、九〇〇 十二鐘一一、二〇〇 小山田八、二〇〇 湯田八、八五〇 澤内一四、七〇〇
- ▲膽澤郡 二七三、九九〇 水澤一九、〇〇〇 前澤一〇、〇〇〇 金ヶ崎九、七〇〇 佐倉河一〇、三〇〇 眞城三一、二二〇 姉体三〇、五〇〇 白山三〇、五〇〇 古城三〇、九八〇 衣川一〇、四五〇 小山三六、八〇〇 南都田一二、五〇〇 若柳三一、七〇〇 永岡六、九〇〇 相去三、四四〇
- ▲江刺郡 一三〇、二二五 岩谷堂一二、五〇〇 愛宕一六、三〇〇 羽田一一、二八〇 黒石七、〇〇〇 田原一〇、一〇〇 藤里七、四〇〇 伊手九、〇〇〇 米里一一、八〇〇 玉里九、五〇〇 梁川一〇、五〇〇 福岡九、三〇〇 廣瀬八、三〇五 稻瀬七、二四〇
- ▲西磐井郡 一二七、〇五五 一關五、〇〇〇 永井九、三〇三 涌津八、四四〇 油島三、三〇〇 花泉六、〇〇〇 金澤七、五〇〇 老松五、八八二 日形五、六〇〇 彌榮六、四八〇 眞瀧一二、三〇〇 萩莊

- 一〇、七五〇 殿美一二、六〇〇 山ノ目一三、五〇〇 中里八、一〇〇 平泉一二、三〇〇
- ▲東磐井郡 二二八、五六〇 千厩九、一〇〇 大原一〇、二〇〇 藤澤一一、九〇〇 折壁一一、〇〇九 矢越七、七〇〇 小梨一二、一〇〇 八澤六、二五〇 大津保一一、六〇〇 黄海一三、四六〇 薄衣一〇、五〇〇 奥玉一一、四〇〇 磐清水五、八〇〇 門崎七、一八〇 松川五、四〇〇 舞川一四、六五〇 長島一〇、二八〇 生母九、八〇〇 田河津六、二六〇 長坂八、八〇〇 猿澤六、三〇〇 摺澤七、九〇〇 澁民一〇、〇〇〇 興田二〇、〇〇〇
- ▲氣仙郡 一七六、七七〇 盛四、三〇〇 高田五、四〇〇 氣仙二〇、〇〇〇 大船渡七、二〇〇 末崎八、五五〇 小友六、四八〇 廣田九、四〇〇 米崎六、五〇〇 矢作一〇、〇〇〇 竹駒四、〇〇〇 横田六、六〇〇 世田米 一三、五〇〇 下有住六、〇〇〇 上有住一一、〇〇〇 日頃市九、〇〇〇 立根四、四〇〇 猪川五、〇〇〇 赤崎七、八〇〇 綾里八、九〇〇 越喜來八、六四〇 吉濱七、六〇〇 唐丹六、五〇〇
- ▲上閉伊郡 一八七、五五四 遠野八、三五



- 釜石二八、二〇四 大槌二七、〇〇〇
- 綾織一二、〇〇〇 小友七、〇〇〇 鱒澤
- 五、〇六〇 宮守九、三〇〇 達曾部六、
- 三〇〇 附馬牛五、七六〇 松崎八、二八
- 〇 土淵九、七〇〇 青笹八、〇〇〇 上
- 郷一四、一〇〇〇 甲子一二、〇〇〇 鶴住
- 居一三、三〇〇 栗橋八、一〇〇 金澤五、
- 一〇〇
- ▲ 下閉伊郡 二五〇、五四〇 宮古一〇、〇
- 〇〇 山田一〇、〇〇〇 岩泉一二、〇〇
- 〇 崎山五、五〇〇 田老一四、四〇〇
- 〇 小本三〇、〇〇〇 田野畑一五、〇〇〇
- 〇 普代一八、六〇〇 有藝五、〇〇〇 安家
- 四、五〇〇 小川一〇、〇〇〇 大川一〇、
- 六〇〇 山口五、四〇〇 千徳四、二〇〇
- 花輪一〇、〇〇〇 茂市四、四〇〇 刈屋
- 一三、五〇〇 川井門馬一六、五〇〇 小
- 國六、六〇〇 磯鷗五、八〇〇 津輕石一
- 〇、二〇〇 重茂六、〇〇〇 豊間根九、
- 一〇〇 大澤三、一八〇 織笠四、一六〇
- 船越五、九〇〇
- ▲ 九戸郡 二二九、九八〇 久慈一〇、八〇
- 〇 輕米一三、〇〇〇 長内二五、六〇〇
- 〇 宇部九、五〇〇 野田一八、九〇〇 山根
- 五、七八〇 山形一四、三〇〇 大川目一
- 〇、〇〇〇 夏井七、九〇〇 侍濱一三、
- 〇〇〇 中野五、七〇〇 種市一六、八〇

○ 大野二六、〇〇〇 小輕米一四、八〇

○ 晴山六、三八〇 江刺家五、一六〇

伊保内四、八四〇 戸田三、七六〇 葛卷

一八、五六〇 江刈九、二〇〇

▲ 二戸郡 一四八、六六〇 福岡八、六〇〇

一月七、〇〇〇 爾薩体一〇、八〇〇 金

田一一二、九〇〇 斗米一二、〇〇〇 石

切所 六、〇〇〇 浪打九、六〇〇 鳥海

一五、八〇〇 小島谷一二、〇〇〇 姉帯

一〇、七六〇 田部一〇、〇〇〇 御返地七、

六〇〇 淨法寺一七、四〇〇 荒澤一〇、

七〇〇 田山六、五〇〇

町村長會議知事訓示

時局匡救事業施設に關する縣下町村長會は

九月八日午前十時中から縣公會堂に於て開

會されたが石黒知事、前田内務部長、久尾

地方課長其他縣官、中村市長、細川會長各町

村長出席先づ勅語捧讀の後石黒知事は左の

如き訓示をなした

知事訓示

政府に於ては現下未曾有の難局に處する

に當り一切の情弊を排除し政事に超越し

更始一新大に愛國的热情を喚起し、舉國

一致協心戮力して以て時難の匡救に一路

邁進せむことを期しつゝあり、殊に自力

更生の建設的精神の振作に努むべきこと

は、内閣總理大臣始め各大臣の篤く訓諭

せられたる所なり、大臣の訓示は別に印

刷配布せるを以て各位は克く之を精讀し

て深く時局を顧み、政府の決意の存する

處に則り奮起精進難局打開に力を致され

んことを望む、この際謹みて各位に報告

すべきことあり、今般畏くも 今上陛下

には農漁山村貧困者救療費として御内帑

金を開かせられ本縣には一萬四千八百圓

御下賜の達に接したり近時不況その度を

加へ地方困窮者の中には醫藥の資をだに

欠くる者あるを聞召され 今上陛下には

犯宸襟を憐ませ給ひ、遂に此の難有御沙

汰を拜するに至りたるは誠に恐懼に堪へ

ざる所なり、聖慮を奉体し専ら救療の實

を擧ぐるため目下慎重計畫を進捗しつゝ

あり、各位は須らく部内の衛生状態の改

善と衛生救護の普及に關し深甚の考慮を

拂ひ以て優渥なる聖旨に副はむことを期

せられたし

在滿本縣出身の將兵は爾來極風沐雨奮

に辛酸を嘗め今や錦州の要害を扼し、熱

河に陣を進め奮きに皇軍第一線の重任に

報じ克く威武を宣揚しつゝあるは感激に

堪へざる所なり、而して各位も亦擧つて

之が後援の熱情を示されつゝあるは洵に

感謝の至りなるも今後一層時局の重大性

に稽へ出征將士及家族戦死者及遺族の慰

問弔慰救恤に更に一層の力を致され將兵

をして後顧の憂なからしめんことを望む

農山漁村の疲弊は益々深刻となり、中小

商工業者の困憊は日を追つて甚しきを加

へつつある現狀に鑑み、各般の應急匡救

施設を講じ國民生活の更生を圖り民心を

安定せしむることは刻下緊急の要務なり

依つて政府は土木、勸業、衛生その他各般

の事項に涉り應急救濟事業を施行すること

となしたり、偶々縣も亦應急並恒久的

施設につき鋭意調査計畫中なりしを以て

不取敢政府より特に多額の資金を仰ぎ救

濟事業の本旨に照し努めて各市町村に對

し普遍的に施行するの方針により之が方

策を樹立し右に要する經費金三百七十餘

萬圓は過般既に臨時縣會の協賛を経たり

事素より急を要す速かに之が實行を爲さ

ざるべからず、而して之が目的を達成し

救濟の實を擧げむには各位の實情に適應

せる措置と機宜を失せざる執行とに俟つ

こと大なり、宜しく別に指示する所に從

ひ、施行上萬遺憾なきを期せられんこと

を望む、惟ふに縣下今日の疲弊は主として

最近内外經濟界の不況に基因すると雖

も、更にその禍因の由來する所を尋ねれ

ば我國の通弊たる自奮自勵の力強固なら

ざるなきやを虞る、果して然らば百般の

施設亦その目的を達成するに由なきのみ

か却つて、その餘弊の及ぶ所測知すべ

らざるものあり、縣民の經濟生活の整備

振興に到底庶幾することを得ざるべし、

思ふに此處に到る昨今こそ縣民自らその

精神を緊張せしめ自力更生の方途を樹て

舉國一致自奮自勵全能力を傾倒して新生

面の展開に奮起すべき秋なるを覺ゆ、各

位は宜しく、縣民をして自力奮起し、而

して後他力初めて之を助くるの所以を覺

らしめ、諸般の施設と相俟つて自力更生

の精神を喚起せられむことを切望して止

まず、沈滞せる民心を作興し更生躍進の

氣運を醸成せむが爲には清新の生氣に燃

ゆる中堅青年子女の力を俟つもの極めて

多し縣は六原の地を卜して、青年道場を

建設し地方開發の中堅人物を養成し本縣

更正の源泉を此處に求めむとす各位亦深

く青年男女の孝養に意を須ひき然たる信

念と財政なる實力との培養に努められ薰

陶風化の効を全うせられんことを望む

縣下金融機關の問題に關しては各位の既

に承知せらるるが如く岩手殖産銀行の行

務は順調に進みつつあり銀行整理につき

ては流言又は策動行はれ整理の進捗を障

ぐることを恐らざるは遺憾の至りなるも

各位は克く堅忍自重嚴に輕舉妄動を戒め

世論を統制して敢然正道に則り中正なる

態度と慎重なる思慮とを以て事案の處理

に努められ今や次第を逐つて良好なる轉

向を看つつあるは洵に敬服に堪へず此の

際層一層自重せられ縣民の休戚を双肩に

荷ふの矜持を以て益々協力一致之が整理

解決に貢獻せられんことを望む

市町村の財政は連年の不況と金融の梗塞

に伴ふ、歳入の減少に依り壓迫を受くる

こと甚だしきものあり今日各般の匡救事

業を計畫實施するにおいては之がため市

町村財政をして益々多端ならしむる必要

なる應急事業により斷行せざるべからざ

るが故に此の間に處する財政の運用は最

も宜しきを制し以て事業の敏速回滑なる

遂行を期すると共に事業執行に伴ふ收支

に付嚴に留意し苟も財政を紊るが如き事

無き様切に戒心せられん事を望む

經濟更生課新設

本縣では八年四月五日經濟更生課の新設に

伴ひ商工、水産課を商工水産の兩課に分離

し知事官房を秘書課、文書課、統計課とする

事に決したが經濟更生、水産、商工三課の事

務分掌は次の如く決定した

◇ 經濟更生課

一、經濟更生計畫に關する諸般の調査に

關する事項



- 二、經濟更生計畫の樹立實施指導及審査に關する事項
  - 三、自作農創設維持に關する事項
  - 四、小作調査及調停に關する事項
  - 五、産業組合に關する事項
  - 六、農業倉庫に關する事項
  - 七、副業に關する事項
  - 八、産業共同施設獎勵に關する事項
  - 九、金融改善に關する事項
  - 十、負債整理に關する事項
  - 十一、その他經濟更生に關する事項
- ◇商工課
- 一、商工業指導獎勵に關する事項
  - 二、銀行無盡業信託業その他金融業に關する事項
  - 三、商會議所及市場に關する事項
  - 四、商業組合、工業組合、重要物産同業組合その他商工業に關する諸組合に關する事項
  - 五、商況及び貿易の調査に關する事項
  - 六、物産の販路擴張に關する事項
  - 七、通信運輸に關する事項
  - 八、博覽會、共進會及品評會に關する事項
  - 九、觀光に關する事項
  - 十、度量衡に關する事項
  - 十一、その他商工業に關する事項

- ◇水産課
- 一、水産業の指導獎勵に關する事項
  - 二、漁業取締に關する事項
  - 三、漁業權に關する處分及登録に關する事項
  - 四、水産會漁業組合水産組合その他水産に關する諸組合に關する事項
  - 五、船鑑札に關する事項
  - 六、その他水産業に關する事項
- 處務細則改正 縣では水産、經濟更生兩課新設官房三課獨立と同時に四月六日處務細則を改正して各課の事務分掌を決定したが各課分掌事務中他の課へ移管したるもの
- 一、選舉に關する事項（庶務課より地方課へ）
  - 一、民籍に關する事項（同上）
  - 一、献穀に關する事項（秘書係より農務課へ）
  - 一、労働爭議調停に關する事項（保安課より特高課へ）
  - 一、出版警察に關する事項（高等課より特高課へ）
  - 一、救療事業に關する事項（社會課より衛生課へ）
- 各課分掌事務に新に掲記したるもの
- 一、觀光に關する事項（商工課）
  - 一、圖書館職員の恩給及年功加俸に關する事項（教育課）

- 一、神職の恩給に關する事項（社寺兵事課）
  - 一、僧侶の身分に關する事項（同上）
  - 一、軍事救護に關する事項（社會課）
  - 一、思想犯罪の豫防並捜査に關する事項（特高課）
  - 一、内鮮關係事項（同上）
  - 一、電機取締に關する事項（保安課）
  - 一、營養に關する事項（衛生課）
  - 一、小兒及婦女の一般衛生に關する事項（同上）
  - 一、健康増進に關する事項（同上）
  - 一、衛生統計に關する事項（同上）
  - 一、衛生思想普及に關する事項（同上）
  - 一、住宅改善に關する事項（同上）
  - 一、衛生試験依託に關する事項（同上）
  - 一、海港檢疫に關する事項（同上）
  - 一、賣薬部外品に關する事項（同上）
  - 一、藥草栽培及製薬獎勵に關する事項（同上）
  - 一、健康保險法に依る診療及助産擔當者に關する事項（健康保險課）
- 他に代理は從來の知事部長不在のとき事務官が代理する規程を廢止し部長代理は主務課長とし若し主務課長不在のときは部内の事務官警視若しくは課長たる警部が代理することに改め部課長の代決範圍を擴張し事

務檢閲の一章を設け新に隨時事務を檢閲し事務の整理刷新並に能率の増進を圖ることを規程した

縣治經濟更生委員會

縣治經濟更生委員會は縣議三十二名を新たに委員に囑託し八年四月十一日午前十時半から公會堂第二ホールに六十餘名の委員を招集し縣から石黒知事前田内務部長原田主事外各關係課長等出席審議事項及び方法に就いて協議した尙縣より内示の審議事項は左の通りである

縣治調査部を左の部科に分ち各部科毎に夫々小委員會を設く

- 一、産業部
    - 農業林産業商工業副業に關する事項産業團體金融土木その他産業に關する事項
  - 二、財政部
    - 地方稅及縣債縣財政に關する事項
  - 三、教育部
    - 思想振作に關する事項學校及學級整理成人教育産業教育に關する事項その他教育に關する事項
  - 四、社會警察及衛生部
    - 社會事業生活改善その他社會施設に關する事項警察衛生に關する事項
- 市町村會議は六月五日午前十時半から縣公

會堂第一ホールに石黒知事前田内務部長警察湯本學務三部長以下縣各課長中村盛岡市長町村長二百二十餘名出席して開會劈頭石黒知事は左の如く訓示した

各位は非常時若手の難局に直面しつゝもよくきつ拮精勵専ら地方の實情に即し適切な施設を講じ一面縣民の精神を作興して自力更生の氣風を振起することに勉められ今や着々實効を收めつゝあるは寔に慶賀に堪へず然りと雖も縣情を省察するに積年の不況不作に基因する縣民經濟の創夷未だ癒えず而も之に加ふるに三陸震災の慘禍あり時局の難愈々加ふ舉縣百難を排して一意邁進すべき重大の秋に在り茲に重ねて各位の會同を求めたる所以のものは曩に地方長官會議に於ける大臣の訓示を傳達すると共に現下の時局に處する所信の一端を披瀝して一層各位の協力と善處を求めんとするに外ならず

◇我國國際關係の變局は遂に聯盟脫退するに至り畏くも大詔を煥發せられ國民の嚮ふべき鍼路を垂示せらるる聖慮宏遠洵に恐懼に堪へず各大臣も亦舉國一心各自其本務に勵精し時艱を克服して聖旨に答へ奉るべきを篤く訓諭せらるる處ありたり縣も亦さきに告諭を發し教示する所ありたる

を以て更に一段の緊張を以て事に當り愈々日本精神を更張し以て庶政の刷新に努むると共に部民をして時局を理解せしめ各々其分に勵みて一意奉公の誠を竭さしむる様格段の配慮を望む今日帝國が國際政局機微の間に處して内外多艱を極むる時本縣出身の將兵が打續く郷土の天災地異を外にして國策遂行の第一線に立ち祖國守護の大任を果しつゝ滿洲國建國の創業を扶け勇奮健闘赫々武勳を樹て遺憾無く岩手魂を發揚しつゝあるは郷間の齊しく誇とする所なり今や時局の進展に伴ひ長驅長城を越えて正に平津の野を壓しつゝあり之等將兵の勞苦や實に想像に絶するものあり此の際士氣を益々鼓舞し斷じて後顧の憂なからしむるは我等銃後を守る者の當然の責務たり各位克く部民特に學校青年團教化團體等を指導し文書物品勞力に依る精神的又は物的援助その他適時適切なる施設を講ぜられ銃後の援護に力を致されつゝあるは洵に感謝の至りなるが縣に於てはさきに關係各公衛公私團體等を打つて一丸とし國防統整委員會を組織して國防後援に關する企畫統制に萬全を期しつゝあり又別に國防後援會を企圖し全力を盡し相俟つて帝國々防の完壁を期せんとす切に各位の力強き援助を冀



うて止まざる次第なり

三月三日日本縣海岸地方を襲來せる津浪大被害に付ては各位の既に熟知する處なるが災厄一度天聽に達するや、聖上陛下には痛く宸襟を憐ませ給ひ侍從を御差遣あらせられて災害各地に付親しく實情を視察せしめられ御仁慈深き御慰問の御言葉を拜戴し且御内帑金を下賜せられて救恤の資に充てよとの優渥なる御詔を拜す又皇后陛下には罹災傷病者並老幼の孤獨者の身上を御憐愍あらせられ救恤の爲畏き御沙汰を拜す尙各宮家よりも特に御手厚き救恤の資を拜受したり、皇室の殊寵洪大無邊洵に感激の至に堪へず須らく縣民協力和衷罹災民をして自力更生の趣旨に基き速に再起奮起精進せしめ以て皇恩に奉答すべきなり災害勃發以來政府各關係當局は固より陸海軍各府縣廳を始めとし公私各種團體その他全國各方面より絶大なる援助を寄與せられ特に各位を始め縣民舉縣一致の努力と相俟つて遺憾なき處置を購じ得たるは感謝措くあたはざる處なり尙政府は復舊施設に付異常の關心を拂ひ特に多額の國庫補助と低利資金の融通を認むることゝなれり、惟ふに國家財政多端の時に當り甚大なる苦痛を忍びつゝかく巨額の經費を支出せられたる

所以のものは罹災地の復舊の一日も忽緒にすべからざる現状に鑑み之に資金の融通その他救済の施設を講じ由つて以て罹災者の自奮自勵を促がし速に水産その他産業文化の再建に適切なる計書を樹立實行せしめんとするに外ならず若しそれ之を契機として將來徒らに他力による保護救済にのみ倚頼せんとする趨向を馴致せんか地方更生は永久に庶幾することを得ざるのみか本縣經濟の前途に憂ふべき結果を招致することなきを保せず罹災地に在りて直接地方の指導の衝に當る各位は宜しく部民に自助的精神を鼓吹し自營力行の意氣を奮起せしめ又能く各種團體の聯絡協調を周密にして部民一致協力その共同の力により地方振興のため勇往邁進せられんことを望む而して復興施設に付ては事の性質上相當調査研究を要するが故に今回は防波施設その他復舊施設調査費の計上をなし復興に對する政府の方針を明示せられたるものと謂ふべく縣民の牢記すべきことなり

既往を顧みるに本縣は頻年自然の災厄を蒙り而もその襲來するや之を豫知すること不可能なり爰を以て平素相戒め縱令一朝災害に遭遇するも周章狼狽することなく常に之に備ふる用意あるを要す現下異

狀の難局を打開するため自力更生の建設精神を振作すべく前回會同の際親しく各位に要望したる處なるが爾來各位は地方の實情に應じ適切なる施設を講ぜられたる結果精神的並經濟的に更生の實績を挙げつゝあるは同慶に堪へず蓋し縣民經濟の更生の事たるや經濟の運營及組織の根底に横はる禍因を艾除しその經濟生活を整備振興すべき統整ある計書を樹立するにあり殊に各種産業團體を中心とする組織的團體經濟を活用して確固たる隣保互助の氣風を振作しその聯絡統制ある合同の力に依り現下の一般經濟機構の中に不拔の地位を保持することの緊要なることは屢々力説したる所なるが更に今回政府においては農村負債整理組合法、米穀統制法、農業動産信用法、商業組合法等を制定せられ、又製絲業法、漁業法及工業組合法を改正し夫々公布せられ逐次實施を見つゝあり縣も亦政府の方針を体し時局に鑑み農山漁家並中小商工業者の經濟更生に一段の力を注ぐべく經濟更生課を新設し商工及水産の兩課を獨立せしめ之に依りその職能を増進せしめ商工館を工業試驗場と改めて機能の促進を計り東京に物販販賣斡旋所を創設して本縣生産物の販賣開拓を計ることゝし又大に商業組合、工業組合の結成を促がしその他地方

經濟進展に寄與すべき適切なる諸般の方策に腐心しつゝあり之等は事の緩急に稽へ財政の關係を商量して逐次實行に移さむとす宜しく各位その意のある處を諒せられ協心戮力以て地方更生の實績を収むるに遺憾無きを期せらるべし縣は曩に六原道場を起劃し縣下の青年子女を訓育して祖先傳來の日本精神を体現せしめ或は地方風教を作興し或は地方産業を開發し或は新領土海外への發展を圖り縣國を興隆すべき中堅人物を養成せむとし之に模範農村經營並林業試驗場を併設し夫々その本來の使命を遂行するの外道場生實習實演の修養場となすことゝし之等に要する經費は過般既に臨時縣會の協賛を経目下鋭意經營を進めつゝあり此の計書は本縣更生の根本方策として最も重要且急務たるを認めたるものなり各位は今後特に青年子女の教化に意を注ぎ六原青年道場において盛んに教養を受けしむると共に夫々その地方において亦適切なる施設を講じ青年子女の訓育に格段の配意あらむ事を望む縣民の醫療救護の普及充實を計るは縣の現況に照し特に緊要なるを痛感す過般の地方長官會議に際し聖上陛下に拜謁を賜はり縣情を具さに言上したるに、畏くも救済に關し御下問あり聖恩の深遠なる感激に堪へざるなり縣は曩に御下賜金の恩命に浴したるを記

念とし藥草組合聯合會を設立し産業組合の機能に依り自ら藥事療養衛生施設の普及を計り以て聖恩に對へ奉ると共に縣下に自生する藥草の利用に依るその生産價值を向上せしめ更に進めては藥草の栽培を奨励し以て窮迫せる農山漁村の經濟更生に資する所あらむとし着々之れが計書を進めつゝあり各位は夫々地方に適應する方策を樹立し施設經營その宜しきを制し以て醫療の徹底を計られむことを望む昭和七年度に於て政府の施設と相呼應し施行したる諸般の土木事業はその施行期間の短かりしに拘らず各市町村を通し概ね良好の成績を挙げ農山漁村窮乏の匡救に資すること尠からざるものありたるは洵に同慶の至りにして各位の勞を深く多とする次第なり右事業は本年度に於ても更に之を繼續施行することゝなりたるが國と地方とを問はず財政多端の折柄にも拘はらず多額の經費を投じて施行せらるゝ本事業の重要性に鑑みその計書を樹つるに當りても緩急輕重を精査しその事業を行ふに當りては有効適切、以て事業の敏速且周到なる實施に努められ苟も時局匡救の趣旨に背馳するが如きこと無きを期せられ度し

必要經費は却て増嵩する傾向にあり従つて此の間に處して累を後年に胎さざる様豫め遠慮を爲すことは財政せう理上緊要の事たり従つて豫算の編成並その執行に關しては從來屢々發したる訓令通牒の趣旨を体し極力財政の基礎を鞏固ならしむる様深甚の留意を拂はれむことを望む尙財務の經理に關しても從來數次通達したる處なるが往々使途宜しきを誤り經理の當を欠き或は法規に違背し甚しきは刑辟に觸るゝが如き今尙その跡を絶たざるは遺憾に堪へず須らく今後一層部下吏員を教養督勵し綱紀を肅し之が革正に力を竭されむことを望む

本縣金融の再建の使命を擔ひて設立せられたる岩手殖産銀行は開業滿一箇年を経過し幾多の難局を打開しその業務目を逐うて著しく發展を遂げつゝあり又休業銀行の整理も關係當局の指導と各位の終始一貫かはることなき援助とに依り近時漸次解決の曙光を見つゝあり本縣更生發展の爲害に慶賀に堪えざるなり然れども今後尙各位の協力を俟つべきもの極めて多きを信ず各位は常に獎むべきは之を長し改むべきは之を正すの公明中正なる態度を保持せられ縣民をして事の真相を理解せしめ地方經濟をして公正なる軌條の上に進ましむる様格段の配意あらむことを



望む 近時陳情等の爲地方團體の役員等にして多数上京又は出縣し或は各地に旅行を試みるものあり而して往々必要を越え識者をして憂懼せしむるものあり時正に中央地方を通じ未曾有の艱難に逢着す是を以て中央地方共に事務は簡明を尊び處理は道理により裁斷せらる素より多數者の陳情を俟つを要せざるなく況んや出費は最少限度に止め以て一切の經營を正常に復さんと努めつゝあるに於いてをや特に各位の留意を望む

本縣は一昨年來人心萎靡し産業振はず陰鬱の氣充ち識者をして憂慮せしむるものありしが近時稍回復の兆あるは喜ぶべき傾向なり各位はこの機會に於て大愛を中核とし清明正直を旨とする日本精神を喚起せられ敬愛禮節努力奮闘の信念の涵養に力められ一舉にして氣宇潤達生氣濺たる縣民性に還元せられむことを望む尙産業に關しては歴代當局は勿論前二回の本會議に於て巨細に亘り指示する處ありしと雖も畢竟するに創造に力むることを最とすべし而してその事業計畫の正確を期し合同の力を以てするに於ては資金の調達に敢て難事ならずと信ず

しむるに於ては前途洋々たるもの疑を容れざるなり

然れども千百の言説調査計畫も之を實現せざるに於ては寧ろ爲さざるに如かず要はたゞ實行にあり實現に在り而してこの機會に於て特に各位に向つて一の提唱を爲さむとすることあり即ち紀元二千六百年は正に六年餘の後に在りこの光輝ある年を以て本縣の全面的更生實現の時期と定め舉縣一致紀元二千六百年の標語の下に計畫實行に邁進せむとすることこれなり

冀くは市町村に宰して重責を荷はるゝ各位は時局に顧み更に從來に倍しする覺悟と努力とを以て一意専心この時難の打開に邁進せられむことを茲に重ねて所懐を開陳し切に各位の協力を望みて止まざるなり

縣廳人事異動

縣廳の人事異動は七年十二月十六日今井社會課長が事務官に昇進して福島縣へ榮轉しその後任に屬鈴木菊男氏が据つた、八年四月六日水産、經濟更生兩課新設、知事官房三課制實施及び復興事務局諸課設置に伴つて左の異動が行はれた

- 地方技師 一瀬 福巳
- 同水産課長を命ず 書記官 前田 慎吾
- 内務部經濟更生課長事務取扱を命ず 地方事務官 奥田 良三
- 内務部地方課長を命ず 地方視學官 佐藤 熊三郎
- 學務部教育課長取扱を命ず 地方事務官 柳 實
- 知事官房秘書課長兼務を命ず 縣屬 玉 柳
- 同官房文書課長を命ず 縣屬 八木澤 梅之丞
- 同官房統計課長を命ず 地方事務官 久尾 啓一
- 復興事務局總務課長兼企畫係長を命ず 四月十二日付中野警務課長鳥取縣へ後任は岐阜縣屬羽根盛一氏が地方警視となつて岩手縣勤務を命ぜられた復舊事務局設置に伴つて事務官一名増員され五月二日付地方事務官の更迭が行はれ奥田事務官岡山縣へ轉任を見、右田(休職奈良縣警視)神内(群馬縣警部)の兩事務官本縣へ勤務を命ぜられ同時に左の如く廳内課長の異動があつた
- 地方事務官 久尾 啓一
- 内務部地方課長兼復興事務局總務課長を命ず

地方事務官 神内 徳治

復興事務局兼内務部地方課勤務を命ず

地方事務官 右田 鐵四郎

學務部社會課長を命ず

社會課長 鈴木 菊男

知事官房秘書課長心得を命ず

官房主事兼秘書課長 柳田 文男

兼務を解く

本縣行政

本縣行政區劃は盛岡市に縣廳を置き一市十三郡に分劃し、大正十五年地方制度改正に伴ふ郡役所廢止に際し、區域廣大、交通不便なる下閉伊、九戸の兩郡に支廳を置いたが九戸支廳は昭和七年三月三十一日限り廢止した、又徵稅賦課等の爲めに、昭和四年七月一日より縣下六箇所に財務出張所を設け、土木行政の爲めには七ヶ所に土木管區を置き更に昭和八年九月一日巨救事業施行の爲め五ヶ所に臨時土木管區並に工營所を設けた穀物の生産及移出検査を行ふ十九の穀物検査出張所及木炭移出検査執行の爲め主要生産地三十八箇所に木炭検査出張所を設置してある

議員定数は貴族院議員一、衆議院議員七、縣會議員三十五、市町村會議員三千八百八十六名で、選舉有権者は貴族院議員(互選

行政——本縣行政

種別	貴族院議員	衆議院議員	縣會議員	市町村會議員
議員定數	一	七	三五	三〇八六

郡市名	支廳市町村數	面積(方里)	人口
盛岡	九	三・三三	一九八、八七六
岩手	一	一・四一	一八、八二一
紫波	一	一・四一	一八、八二一
稗貫	一	一・四一	一八、八二一
和賀	一	一・四一	一八、八二一
膽澤	一	一・四一	一八、八二一
江刺	一	一・四一	一八、八二一
西磐井	一	一・四一	一八、八二一
東磐井	一	一・四一	一八、八二一
氣仙	一	一・四一	一八、八二一
上閉伊	一	一・四一	一八、八二一
下閉伊	一	一・四一	一八、八二一
九戸	一	一・四一	一八、八二一
二戸	一	一・四一	一八、八二一
計		二六・二八	九八七、八〇〇

選舉有權(互選人)	一七、六六六
官吏其他	一、〇〇九
縣官吏及吏員	一、〇〇九
勅任	一
奏任	一
委任	一
判任	一
判任待遇	一
雇員	一
市町村吏員其他	一
市町長	一
村長	一
助役	一
收入役及副收入役	一
書記及雇員	一
技術員	一
常設委員	一
區長同代理者	一
其他	一
統計調査員	一
縣廳	一
現任知事、部長	一
知事	石黒 英彦
内務部長(書記官)	前田 慎吾
警察部長(書記官)	森 部 隆
學務部長(書記官)	湯本 二郎



行政—本縣行政

支廳

下閉伊支廳(下閉伊郡宮古町)

支廳長 地方事務官 佐川 盛造

市町村自治

本縣の市町村自治体は現在一市二十八町二百八ヶ村となつてゐるがこの内明治二十二年四月一日市町村制實施と共に盛岡市外二十ヶ町がこれを実施した

縣下市町村制實施年月日

盛岡市

明治二十二年四月一日

備考

昭和三年四月一日岩手郡米内村を盛岡市に合併す

岩手郡

沼宮内町 明治二十二年四月一日

紫波郡

日詰町 同

備考

花巻町 同

備考

大正十二年六月一日根子村を花巻川口町に、昭和四年四月十日花巻町を花巻川口町に夫々合併し同時に花巻川口町を廢止して花巻町を設置す

大迫町

明治二十二年四月一日

石鳥谷町

昭和三年十月一日

和賀郡

黒澤尻町 明治二十二年四月一日

膽澤郡

水澤町 同

前澤町

同

金ヶ崎町

大正十四年九月一日

江刺郡

岩谷堂町 明治二十二年四月一日

西磐井郡一關町 同

東磐井郡千厩町 明治廿六年三月廿六日

大原町 大正十四年十二月廿七日

藤澤町 大正十四年一月一日

盛岡町 明治二十二年四月一日

高田町 同

氣仙町 大正十五年十一月一日

大船渡町 昭和七年四月一日

上閉伊郡遠野町 明治二十二年四月一日

釜石町 同

大槌町 同

下閉伊郡宮古町 同

併す

大正十三年四月一日銀ヶ崎町を合併す

山田町 明治二十二年四月一日

岩泉町 同

久慈町 同

輕米町 大正十四年一月一日

福岡町 明治二十二年四月一日

二戸郡 同

一戸町 同

市町村會議員選舉

縣下の市町村會議員選舉は八年二月廿四日の膽澤郡前澤町を皮切りに六月二十日の九戸郡夏井村を最後として施行され非常時における自治体の新組織が形成されたが各市町村の選舉期日は左の如くであつた

盛岡市 四、二六

沼宮内 四、三五

一方井 四、三三

卷更 四、三三

大館 四、三七

平尾 三、三五

松尾 四、一

太田 五、七

本宮 四、八

浅岸 四、六

平野 四、三

玉川 四、九

西山 四、八

紫波郡

日詰 四、三五

赤石 四、三

水石 四、七

煙山 五、二〇

見前 五、九

乙部 五、三

長岡 四、九

佐比内 四、七

花巻 四、三

矢澤 四、三

湯口 四、三

御堂 四、二六

川口 四、二四

瀧民 四、三〇

田頭 四、三〇

寺田 四、三〇

厨澤 四、三〇

瀧野 四、三〇

中野 四、三〇

築川 四、三〇

御所 四、一

御田 四、一

御神 四、一

古館 四、一五

志和 四、三

不働 四、三

飯岡 四、三

徳田 四、三

赤彦 四、二

赤澤 四、二

大迫 四、二

太田 四、二

湯本 四、二

小崎 四、二四

米田 四、二五

横田 四、二五

世住 四、二五

上川 四、二五

猪川 四、二五

赤川 四、二五

越崎 四、二五

唐丹 四、二五

松崎 四、二五

上郷 四、二五

附馬 四、二五

鱒澤 四、二五

宮守 四、二五

釜石 四、二五

鶴居 四、二五

金澤 四、二五

磯徳 四、二五

千徳 四、二五

田老 四、二五

茂井 四、二五

川市 四、二五

重井 四、二五

豊間 四、二五

行政—市町村會議員選舉

宮野目 四、三  
石鳥谷 四、三  
八重畑 四、三  
内川目 四、三  
黒澤尻 四、三  
岩崎 四、三  
藤根 四、三  
笹間 四、三  
更木 四、三  
飯内 四、三  
澤内 四、三  
中内 四、三

新堀 四、三  
龜ヶ森 四、三  
外川目 四、三  
鬼柳 四、三  
江釣子 四、三  
横川目 四、三  
横子 四、三  
立花子 四、三  
湯田 四、三  
小田 四、三  
十田 四、三

前澤 二、二四  
佐倉河 四、三  
若柳 四、三  
眞城 四、三  
古城 四、三  
衣川 四、三  
永岡 四、三

愛宕 四、三  
伊原 四、三  
玉手 四、三  
福里 四、三

岩谷 四、三  
羽田 四、三  
藤里 四、三  
米里 四、三  
梁川 四、三

廣瀬 四、二五  
黒石 四、二五  
一關 四、二  
中里 四、三〇  
嚴美 四、三  
眞瀧 四、八  
花泉 四、八  
涌泉 四、八  
日津 五、三  
永井 五、三  
千厩 四、二  
藤澤 五、七  
薄衣 五、七  
奥玉 三、六  
奥越 四、三  
奥川 五、七  
舞坂 四、三  
瀧川 四、三  
長坂 四、三  
松澤 四、三  
八保 四、三  
大津 四、三  
長島 四、三  
盛氣 四、三

山目 四、二  
平泉 四、三  
萩莊 三、九  
金澤 四、三  
老松 四、三  
彌島 五、三  
大原 四、三  
磐水 四、三  
摺梨 四、三  
小折 四、三  
折壁 四、三  
興田 四、三  
猿澤 四、三  
門津 四、三  
田海 四、三  
黄母 四、三  
生母 四、三  
高田 四、三  
大船渡 四、三

末崎 四、二  
矢駒 四、二  
竹住 四、二  
下市 四、二  
日根 四、二  
立根 四、二  
吉濱 四、二  
遠野 四、二  
青笹 四、二  
土淵 四、二  
綾友 四、二  
小部 三、三  
達部 三、三  
大橋 三、三  
栗橋 三、三  
甲子 三、三

下閉伊郡 四、三  
山田 四、三  
崎山 四、三  
山口 四、三  
花輪 四、三  
小國 四、三  
津石 四、三

小崎 四、二  
米田 四、二  
川市 四、二  
重井 四、二  
豊間 四、二



大澤	四、三	織笠	四、五	宇部	四、五	野田	四、九	福岡	四、三	爾薩	四、三
船越	四、六	岩泉	五、二	山根	四、七	山形	四、九	岡	四、三	斗米	四、九
大川	四、三	安家	五、七	中野	四、三	田	四、六	金田	四、五	一斗	四、二
小本	四、三	小畑	五、一〇	輕米	五、〇	濱山	五、四	石切	五、二	鳥海	四、九
普代	四、二	田畑	五、〇	江刺	五、〇	浪打	五、六	小谷	五、三	島帶	五、九
久慈	五、二	長内	四、三	戸田	四、三	御地	四、三	荒澤	四、三	淨法	四、三
夏井	六、〇	大川目	四、三	江刺	四、三	澤	四、三	田	四、三	山	四、三

市町村會議當選者黨派別表

(昭和八年六月二十一日調)

東磐井郡	三	氣仙郡	三	上閉伊郡	七	下閉伊郡	六	九戸郡	二	二戸郡	二	合計	二五
備考													
●二月二十四日前澤町の選舉を最初に六月二十日の夏井村を最後として終了す													
●本年選舉施行せざる谷内村は昭和九年九月十三日宮古町は昭和十一年六月一日選舉													
●黨派別勢力歩合 (政友五、九五 民政二、六八 國同社大、國社〇、〇七中立一、三〇)													

新に取締方法を制定  
 從來町村會議員選舉に於ける運動者運動費事務所等に關しては何等の制限もなかつたが縣當局では八年の選舉施行に當り普通選舉法の趣旨に則り左の協定事項を作成する

一、候補者運動者の届出その他に關する事項

二、前項届出人は選舉事務長一人を選任

し候補者居住地所轄警察署に届出づること

(一) 選舉事務長となりたる時亦同じ

(二) 選舉委員、選舉事務員は候補者一人に付通じて三人以内僕婢給仕は一人を限度とすること

(三) 委員事務員を選任し僕婢給仕を雇入れたる時はその住所職業氏名生年月日を候補者居住地所轄警察署に届出づること

(四) 選舉犯罪の前科者又は粗暴過激の言動ある者素行不修者と認むる者を選舉運動に使用せざること

(五) 選舉事務所に關する事項

(一) 選舉事務所は議員候補者一人に付一個所たること

(二) 選舉事務所を設けんとする時は設置場所所有者の氏名を所轄警察署に届出づることその廢止變更したるとき亦同じ

(三) 選舉事務所は違反行為を惹起し易きを以て料理店飲食店貸座敷宿屋及公共營造物消防事務所等に設けざること

(四) 選舉費用に關する事項

(一) 選舉運動費用は地方特殊の事情等により一律に一定し難き事情等もあるべきも凡そ候補者一人の標準額は衆議院議員選舉法第二百二條第二號の計算額の



る刑事訴訟に付ては上告裁判所は刑事訴訟法第四百二十二條第一項の期間に依らざることを得

二、町村制第三十七條  
本法又は本法に基きて發する勅令に依り設置する議會の議員の選舉に付ては衆議院選舉に關する罰則を準用す

市 政

盛岡市の近勢

盛岡市は明治維新前は南部氏、二十萬石の城下にして盛岡城跡は岩手公園として現存してゐる、今縣廳所在地として本縣の中心を爲し、官公衛、學校、會社、銀行、神社佛閣、名所舊蹟等數ふべきもの尠くない。戸數人口は年々著しく増加を示し、明治二十二年市制施行當時において人口三萬に満たなかつたが昭和七年末調査に依れば戸數一萬一千八百三十三戸、人口男三萬七千八百五十五人、女三萬二千四百一人、計六萬六千三百四人であつて今や都市計畫法の實施を見、市營水道工事も八年七月起工式を擧げ工を進めてゐる、又隣接村本宮村の合併問題も兩者間に進められ鐵道山田線も九年秋までに全通の見込みで大盛岡の建設さるべき日は蓋し遠くあるまい

岩手縣廳、盛岡地方裁判所、同檢事局、盛岡區裁判所、同檢事局、盛岡警察署、盛岡稅務署、盛岡營林署、盛岡郵便局、盛岡建設事務所、盛岡運輸事務所、盛岡保線事務所、仙臺鐵道局盛岡工場、盛岡驛、仙北町驛、上盛岡驛、帝室林野局東京支局盛岡出張所、仙臺地方專賣局盛岡出張所、盛岡市役所、盛岡聯隊區司令部、騎兵第三旅團司令部、騎兵第二十三聯隊、騎兵第二十四聯隊、盛岡衛戍病院、工兵第八大隊、盛岡憲兵分隊、岩手縣警察教習所、岩手縣立圖書館、同杜陵學園、盛岡測候所、商工館、岩手縣農事試驗場、岩手縣蠶業取締所、同盛岡支所、岩手縣穀物檢査所、岩手縣木炭檢査所、岩手縣公會堂、岩手縣度量衡檢定所、岩手縣農會、岩手郡農會、盛岡市農會、盛岡職業紹介所、日本赤十字社岩手支部、愛國婦人會岩手支部、岩手縣立八幡病院、盛岡少年刑務所、盛岡供託局、盛岡簡易保險相談所

市内各小學校  
盛岡高等小學校、仁王尋常高等小學校、城南尋常小學校、櫻城尋常小學校、厨川尋常高等小學校、仙北尋常小學校、杜陵尋常小學校、山岸尋常小學校、大慈寺尋常小學校、米内尋常高等小學校、同庄ヶ畑分教場  
市立以外諸學校

盛岡高等農林學校、岩手醫學專門學校、岩手縣師範學校、岩手縣女子師範學校、岩手縣女子師範附屬小學校、盛岡中學校、岩手中學校、盛岡農學校、岩手縣立工業學校、盛岡商業學校、盛岡高等女學校、東北高等女學校、岩手高等女學校、盛岡女子商業學校、岩手盲啞學校、盛岡女子技藝學校、岩手家政女學校、江南商業學校、盛岡禪林中學校、盛岡商業夜學校、盛岡夜間中學、岩手產婆看護婦學校、盛岡產婆看護婦學校、盛岡自動車學校、岩手高等豫備校、盛岡裁縫女學院  
幼 稚 園  
岩手縣女子師範附屬幼稚園、盛岡幼稚園、睦幼稚園、泉幼稚園、仁王幼稚園  
現 任 三 役  
市長 中村謙藏 昭和八・五・七  
助 役 伊東與一郎 昭和八・七・三  
收入役 安原慶吉 大正五・二〇・二  
市 會 議 員 (定員廿六名欠一名)  
市會議長 龜島重治  
市副議長 小笠原三吉  
戸塚 勇助 水原友次郎  
上野 芳太郎 小泉多三郎  
石川 金次郎 北太三郎  
藤澤 元次郎 一倉則文

小笠原 德兵衛 柄内 吉兵衛  
葛 博 村 上 重兵衛  
岡田 喜助 高 橋 佐太郎  
赤澤 隆次郎 上 野 正一郎  
宮 善次郎 川 村 松助  
吉田 他人 笹 川 福松  
大坪 義太郎 根 子 恭助  
芳 賀 功 松 島 齊助  
村 井 久太郎 零 石 庄太郎  
平 井 三郎 菊 池 房松  
一 條 直藏 菊 池 房松  
酒 井 萬藏  
參事會 員  
一 倉 則文 小 泉 多三郎  
村 上 重兵衛 岡 田 喜助  
高 橋 佐太郎 吉 田 他人  
上 野 芳太郎 柄 内 吉兵衛  
川 村 松助 村 井 次郎  
產 業 委 員  
小笠原三吉 村上重兵衛 笹川 福松  
村井 次郎 松島 齊助 高橋 佐太郎  
北 太郎 芳賀 功 一條 友吉  
下斗米末藏 惟子康一郎 岡田 源太  
黑澤喜一郎  
土 木 委 員  
零石庄太郎 戸塚 勇助 藤澤元次郎  
吉田 他人 大坪義太郎 上野正一郎

柄内吉兵衛 長岡 長八 雪浦松太郎  
藤原徳太郎 谷 藤 市  
學 務 委 員  
村井久太郎 一倉 則文 一條 直藏  
菊池 房松 川村 松助 佐々木太郎  
村井 源三 三田地勘次郎 菅原隆太郎  
都市計劃地方委員  
中村 謙藏 伊東與一郎 一戸 三矢  
葛 博 宮 善次郎  
方 面 監 察 員  
四戸 熊藏 稻田 泰堂 船山 秀惠  
吉岡 福治 山田清之助 小野 昌  
一戸 謙次 上林千代治 日野岳徹照  
萱場精一郎 細谷 東輝 山田 みね  
市 會 議 員 改 選  
盛岡市會議員選舉は八年四月十六日投票、十七日開票を行つたが四十二名立候補、三十六名の當選を見た、社會大衆黨の横田忠夫氏が絶對多數の最高點で當選したり銀行事件で刑務所に收容中の赤澤議長が當選した等歴史的記録を残した  
市議菊池儀兵衛氏は選舉違反で八月二十四日失格し、酒井萬藏氏九月三日補欠確定した、又横田忠夫氏は刑事事件で九月二十七日失格した  
四月二十六日の初市會で議長に龜島重治

氏、副議長に石川嘉七氏當選政友派が獨占した  
市長再選 中村市長満期改選選舉會は五月四日開かれたが一部政友議員には大矢馬太郎、井上璞氏を推す者あり無産派の横田、水原兩氏は中村市長再選に反對を稱へ相當もめたが同日の市會は遂に流會となり七日再開の結果、議場騷擾の裡に決議投票を行つたがその結果左の得票にて中村市長再選となつた即ち  
二〇票 中村 謙藏  
七票 久 慈 學  
五票 白票無効  
助役選舉 中村助役は七月任期満了と共に勇退した爲め八日助役決定市會を開いた、市長は庶務課長伊東與一郎氏を推薦したが一部議員中に反對あり議事中龜島議長のとつた態度に不満を抱き議場紛糾を重ね大混亂中に助役を決定したが議員側は之を違法だと爲し龜島議長に辭職を迫り市會再召集を要求した、依つて二十一日改めて之を附議し本格的に伊東助役を承認し同氏の就任を見たが龜島議長の辭職問題はそのままとなつた



財政

國庫

八年度歳入出豫算

昭和八年度歳入出豫算總額は左の如くである

各省別内譯 (昭和八年度)

皇室費	四,五〇〇,〇〇〇
外務省	一〇,〇三三,五三二
内務省	一六,八七三,八〇〇
大藏省	四三,一〇〇,〇九六
陸軍省	一七,二一九,三三〇
海軍省	一七,五七三,九三三
逓信省	四七,八八三,二五三
農林省	三六,三九〇,二二八
文部省	二八,四九〇,〇四四
司法省	四七,四一九,三九六
海軍省	四七,八八三,二五三
計	一,二六九,〇二六,五三三

入

經常部 一,二六九,〇二六,五三三  
臨時部 九五〇,〇六七,七三二

出

普通歳入 五四,八三五,八七五  
公債金 八九五,二三一,八九七  
計 二,三九〇,〇九四,三五五

經常部 一,三五七,九三六,二七九  
臨時部 八八一,一五八,〇三六  
計 二,三九〇,〇九四,三五五

公債財源内譯

昭和八年度において歳出豫算の財源たるべき公債は九億八千七百九十五萬八千五百四十圓にしてその内譯は左の如くである

電話事業公債	一三,二八〇,〇〇〇
震災善後公債	一八,七三三,二八七
道路公債	一六,六六六,九六六
電信事業公債	七〇〇,〇〇〇
滿洲事件公債	一八六,三三〇,五三二

歳入補填公債

計 六五九,四七一,〇七二  
八五五,二三一,八九七

特別會計

朝鮮總督府 三,七二五,四三三  
滿洲事件公債 一,二七四,五八八  
小計 五,〇〇〇,〇〇〇  
臺灣總督府 五,〇〇〇,〇〇〇  
關東廳 三,三三六,六四三  
滿洲事件公債 三,三三六,六四三

樺太廳 三,五〇〇,〇〇〇  
樺太事業公債 三,五〇〇,〇〇〇  
帝國鐵道 四八,〇〇〇,〇〇〇  
鐵道公債 九七,七三六,六四三  
計 一〇一,二三六,六四三

合計 昭和三年度の決算上生すべき歳計剰余金は五四,二〇六,七七七圓にしてそのうち翌年度へ繰越したる歳出にして昭和七年度において使用すべきものの財源に充つべき金額三五,〇一三,七〇一圓を控除す

一般會計

れば純剰余金は一九,一九三,〇七五圓にして右は昭和六年度において新に生ずる剰余金である

鐵道豫算 昭和八年度帝國鐵道特別會計豫算の大體を擧ぐれば左の如くである (單位圓)

一、收益勘定に屬する益金の計算 一〇六,六〇〇,三三七

總益金 一〇六,六〇〇,三三七

内

公債その他の利子 三三,七五五,四九三

差引 五四,八四四,八四四

純益金 五四,八四四,八四四

二、資本勘定に屬する建設改良及自動車線設備費の計算

建設費 四〇〇,〇〇〇,〇〇〇

既定年割額 四〇〇,〇〇〇,〇〇〇

計畫變更による増減差引増加額 八八,〇〇〇,〇〇〇

不用削減額 一,〇八八,〇〇〇

追加額 三三〇,〇〇〇,〇〇〇

改良費 四〇〇,〇〇〇,〇〇〇

改定年割額 七三,一五七,〇〇〇

計畫變更による減少額 二五,六六四,六〇〇

不用削減額 七三,〇〇〇,〇〇〇

追加額 一,五九三,六〇〇

改定額 三三,〇〇〇,〇〇〇

自動車線設備費 一五九,三〇〇,〇〇〇

追加額

國債償還金繰入 三〇,〇〇〇,〇〇〇  
合計 六,五二〇,八四四  
一〇四,八四四,八四四

右に對する財源

公債募集金 四八,〇〇〇,〇〇〇  
鐵道益金 五四,八四四,八四四  
資本勘定所屬雜收入 二,〇〇〇,〇〇〇  
合計 一〇四,八四四,八四四

兵備改善増額

兵備改善に關する經費の増加額は左の如くである (單位圓)

陸軍省所管 一八,〇九九,四三三  
經常部 六,五四四,四三三  
臨時部 一四,六四四,八四四

海軍省所管 一六,一四七,〇六八  
經常部 七九,一八七,三三九  
臨時部 九五,三三四,五三七  
合計 二〇九,九〇〇,二二一

滿洲事件費目は左の如くである (單位圓)

一般會計 四,七八八,七二〇  
外務省所管 二〇,〇〇〇,〇〇〇  
大藏省所管(第一豫備金) 一四九,九九〇,三六六  
陸軍省所管 一五,五五四,二二三  
海軍省所管

遞信省所管 五七,七三三  
計 一八六,三三〇,五七二

特別會計

朝鮮總督府 一,二七四,五八八  
關東廳 三,三三六,六四三  
計 四,六一一,二三二

合計 昭和三年度の決算上生すべき歳計剰余金は五四,二〇六,七七七圓にして昭和七年度において使用すべきものの財源に充つべき金額三五,〇一三,七〇一圓を控除す